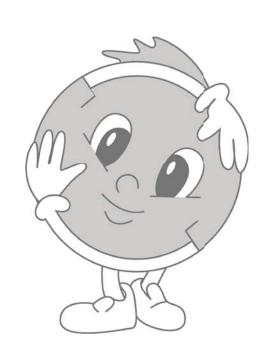
## 平成29年度版

# 柏市清掃事業概要



柏市環境部

平成29年度清掃事業のあらまし	1	6 不法投棄	38
市の概要	2	(1) 不法投棄の処理状況	38
		(2) 不法投棄の通報件数	38
序 概況		7 旧柏地域ごみ処理の流れ	39
	4		
(1) 環境部の機構, 定数及び分掌事務	4	第2章 減量・資源化	
(2) 環境部清掃事業職員の配置	8	1 ごみ減量啓発事業	42
2 施設・車両	9	(1) ゴミゼロ運動の実績	42
(1) 施設一覧	9	(2) 清掃施設見学会の実績	42
(2) 車両一覧	11	(3) ごみ減量説明会の実績	42
3 処理体系	12	(4) 生ごみ処理容器の補助の推移	43
(1) ごみ処理フロー	12	(5) 環境 (ごみ) 学習の実績	43
(2) し尿処理フロー	13	(6) リサイクルプラザリボン館事業	43
4 予算・決算	14	(7) リサイクルフェア	44
(1) 清掃事業関係予算(当初予算比較)	14	(8) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行	45
(2) 清掃事業関係決算 (決算額の推移)	16	(9) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導	46
(3) 手数料収入の推移	19	(10) 3 R推進事業所	47
5 ごみ量(市内全域)	20	(11) 3 R推進店	47
6 原価計算(ランニングコスト)	21		
(1) ごみ処理・資源化	21	2 容器包装プラスチック資源化事業	48
(2) し尿処理	23	(1) プラスチックの資源化の流れ	48
		(2) プラスチック収集量と資源化量	48
I 部(旧柏地域)		3 資源回収事業	49
第1章 ごみ処理事業		(1) 資源回収システムの概要	49
	26	(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要	49
2 ごみ量	27	(3) 資源回収品目	50
(1) 平成28・29年度ごみ量の増減	27	(4) 品目別資源品収集処理量の推移	51
(2) ごみ量の推移	28	(5) 小型家電市・宅配回収量の推移	51
3 ごみの収集・直接搬入	29	(6) 年度別資源品処理状況	52
(1) 収集量の推移	29	(7) 資源化率の推移	53
(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	30		
(3) 平成29年度粗大ごみ品目別集計表	32		
(4) 平成29年度月別焼却対象物搬入量	33	第3章 し尿処理等 	
(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移	34	1 概要	56
4 ごみの処理	35	(1) し尿処理状況(人口比)の推移	56
(1) 平成29年度月別焼却処理日量	35	(2) し尿処理の流れ	56
(2) 破砕処理の実績と推移	36	2 し尿の収集	57
(3) 最終処分場への搬入実績と推移	36	3 し尿の処理	58
5 ごみの組成	37	4 浄化槽設置基数の推移(旧柏地域)	59
(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37	5 あき地の管理指導実施件数	60
(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37	6 犬・猫等の死体処理件数	60

目 次

#### Ⅱ部 (旧沼南地域)

第1	ᆓ	ごみ処理事業
平 中	早	・みがは出事事

1 ごみの分別方法及び処理方法	62
2 手数料収入の推移 (環境衛生組合)	63
3 ごみ量	64
(1) 平成28・29年度ごみ量の増減	64
(2) ごみ量の推移	65
4 ごみの収集・直接搬入	66
(1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	66
(2) 収集量の推移	68
(3) 平成29年度粗大ごみ集計表	68
5 ごみの処理	69
(1) 平成29年度月別焼却処理日量	69
(2) 焼却処理の実績と推移	70
6 ごみの組成	71
7 犬・猫等の死体処理件数	72
8 ごみ処理の流れ	73
笙 2 音 減 릚 ■ 沓 酒 化	

#### 第2草 減量・資源化

1 資源化事	業	76
(1) プラス	チック系ごみの資源化	76
(2) 資源ご	みの資源化	77
(3) 資源ご	み回収品目及びペットボトル	78
(4) 資源化	率の推移	79

#### 第3章 し尿処理等

1 概要	82
(1) し尿処理状況の推移	82
(2) し尿処理の流れ	82
2 し尿の収集	83
3 し尿の処理	83
4 浄化槽設置基数の推移(旧沼南地域)	84

#### 【巻末資料】

資料1	清掃事業の沿革年表	85
資料 2	廃棄物処理手数料の経緯	92
資料3	一般廃棄物処理実施計画(旧柏地域)	98
資料4	一般廃棄物処理実施計画(旧沼南地域)	112
資料 5	一部事務組合の廃棄物処理手数料	126
資料6	柏市許可の一般廃棄物処理業者	127

注 旧柏地域とは沼南町との合併前の柏市域を、旧沼 南地域とは柏市との合併前の沼南町域をいうものとす る。

#### 平成29年度清掃事業のあらまし

#### I 組織

清掃関係の機構及び分掌事務に大きな変更は無かった。

#### Ⅱ 清掃費

清掃費歳出決算額は、平成28年度決算額に比べ減少した。

塵芥処理費が減少し,ごみ処理施設整備費は,環境衛生組合ごみ焼却施設建設費償還金負担金の 増加のため増加となった。

#### Ⅲ 処理原価

- (1) ごみの収集原価は、平成28年度に比べ、総額・1 t 当たりともにほぼ同額だった。 ごみの処理原価は、平成28年度に比べ、総額・1 t 当たりともに減少した。
- (2) し尿の収集原価は、平成28年度に比べ、総額は微減し、1k1当たりでは微増した。 し尿の処理原価は、平成28年度に比べ、総額は微増し、1k1当たりでは増加した。

#### Ⅳ 収集·処理

- (1) ごみの収集区分等の大きな変更は無かった。
- (2) ごみの処理方法等の大きな変更は無かった。
- (3) ごみ排出量は、日平均排出量及び市民一人当たりの原単位とも大きな変化は無かった。
- (4) 資源品の回収量は、平成28年度に比べ微減した。

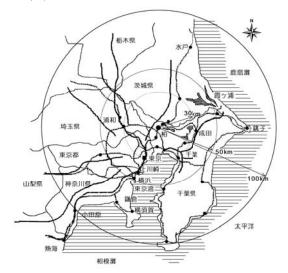
#### V その他

旧沼南地域については、従来どおりのごみ収集、ごみ処理体制となっている。

平成30年9月 柏市環境部

#### 市の概要

#### 1 柏市の位置



東経 139度58分 北緯 35度52分 面積 114.74 k m<sup>2</sup>

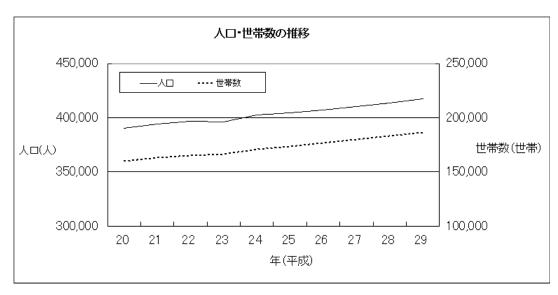
注 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」に 基づき、電子国土基本図から直接計測する方 法に変更となったため、平成27年度版から 数値を変更している。

#### 2 柏市の人口,世帯数等の推移

(単位:人,世帯,人,人/k m²)

年	人口 <sup>注</sup>	世帯数	1 世帯当り人員	人口密度
2 0	390, 227	160, 109	2. 44	3, 396
2 1	394, 188	162, 946	2. 42	3, 431
2 2	397, 067	165, 433	2. 40	3, 456
2 3	396, 251	166, 667	2. 38	3, 449
2 4	402, 337	170, 799	2. 36	3, 502
2 5	404, 361	173, 588	2. 33	3, 519
2 6	406, 835	176, 533	2.30	3, 540
2 7	410, 033	179, 764	2.28	3, 574
2 8	413, 657	183, 061	2. 26	3, 605
2 9	417, 218	186, 470	2.24	3, 636

注 住民基本台帳人口は各年度3月31日現在の値であり、平成24年度から外国人人口を含む。



## 序

# 概況

#### 1 組織

(1) 環境部の機構, 定数及び分掌事務

(平成29年4月1日現在)

#### 環境部

部長(1)

環 境 政 策 課(21) -次長兼課長(1) 副参事(1) 統括リーダー(1) 環境政策担当(行政職一6,行政職一〔再任用〕1)

- ①環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- ②自然環境及び生物多様性の保全に関すること(他の部署の所管に属するものを除く)
- ③地球温暖化対策に関すること(他の部署の所管に属するものを除く)
- ④柏市環境管理システムに関すること
- ⑤手賀沼の水質浄化に関すること
- ⑥再生可能エネルギーに関すること
- ⑦柏市環境審議会に関すること
- ⑧部内の定員及び予算に関すること
- ⑨部内の事業調整及び庶務に関すること
- 放射線対策担当 (行政職一2)
- ⑩放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- ⑪放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- ⑫放射線量の測定に関すること
- 大気保全担当(行政職一3)
- ③大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく常時監視及びばい煙発生施設,大気基準適用施設等の規制に関すること
- ④騒音規制法(昭和43年法律第98号),振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく常時監視,測定並びに特定施設,特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- ⑤特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- ⑩柏市環境保全条例(平成13年柏市条例第32号),柏市 ダイオキシン類発生抑制条例(平成13年柏市条例第33 号)等に基づくばい煙,粉じん,騒音,振動及び悪臭に 係る特定施設,特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及 び指導に関すること。
- ⑪公害苦情処理に関すること
- 水質保全担当(行政職一5,行政職一〔再任用〕1)
  - ®水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく公 共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること

- ⑩水質汚濁防止法,湖沼水質保全特別措置法(昭和59年 法律第61号)及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁 に係る規制及び指導に関すること。
- ⑩土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく調査 及び対策等に係る指導に関すること
- ②土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること
- ②千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)及び 柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導 に関すること
- ②浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく設置及び維持管理指導に関すること

#### 廃 乗 物 政 策 課(14) 課長(1)

### 株式(1)統括リーダー(2)

#### 廃棄物政策担当(3)

- ①清掃事業の総合調整に関すること
- ②清掃事業の統計に関すること
- ③広域清掃行政に関すること
- ④清掃事業の中・長期構想に関すること
- ⑤清掃事業の調査研究に関すること
- ⑥一般廃棄物処理基本計画に関すること
- ⑦柏市廃棄物処理清掃審議会に関すること
- ⑧一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及 び指導監督に関すること
- ⑨一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請 手数料に関すること
- ⑩一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認 定に関すること
- 1 浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること
- ⑩特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業 (荷卸)の許可の申請に関すること
- ⑬柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合との事業調整に関すること

#### 資源循環担当(3)

- ④廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関すること
- ⑤廃棄物の排出抑制,減量,資源化及び再生利用の推進及 び啓発に関すること
- 16資源回収事業に関すること
- ⑪容器包装プラスチックの分別及び圧縮保管に関すること
- 18リサイクルプラザの運営に関すること
- (19)リサイクルプラザの維持管理に関すること
- 20 柏市ごみ減量推進協議会に関すること

#### - 施設整備・災害廃棄物対策担当(2)

- ②清掃施設の調査研究,整備計画,建設等に関すること
- ②清掃施設の用地に関すること
- ∞最終処分場の整備に関すること

- ∞指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関すること
- ⑩柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合の施設整備及び同施設の 周辺対策に関すること
- 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合出向(3)

環境サービス課(15)-

課長(1)

統括リーダー(2)

廃棄物指導担当(行政職一5,行政職二1,

行政職二〔再任用〕3)

- ①ごみの分別の指導及び啓発に関すること
- ②ごみ集積所に関すること
- ③地域清掃活動に関すること
- ④ぽい捨て防止の推進に関すること
- ⑤廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関すること
- ⑥資源品の収集作業に関すること
- (7)柏市不法投棄対策協議会に関すること
- ⑧所管業務に係る出先機関との連絡調整に関すること
- ⑨不法投棄ごみの調査,指導,処理及び防止啓発に関する こと

生活環境担当 (行政職一3)

- ⑩し尿の収集及び処理の計画及び作業に関すること
- ⑪公衆便所の維持管理に関すること
- ⑫犬, 猫等の死体処理に関すること
- ⑬衛生害虫の駆除等の相談に関すること
- 49空き地の管理指導に関すること
- ⑮廃棄物の処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関すること
- ⑩課の職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関す ること
- ⑪所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
- ®山高野浄化センターの運転,維持管理及び周辺対策に関すること
- ⑩山高野浄化センターの水質及び汚泥の検査並びに記録の 作成及び報告に関すること

北部クリーンセンター(44) **-**所長(1)

統括リーダー(1)

収集担当(行政職一3,行政職二22,行政職二〔再任用〕9)

- ①清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関すること
- ②センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策 に関すること
- ③所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
- ④所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
- ⑤所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
- ⑥廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること

管理担当(行政職一2,行政職一〔再任用〕2

行政職二2, 行政職二〔再任用〕2)

- ⑦廃棄物搬入の指導に関すること
- ⑧清掃工場の運転及び維持管理に関すること

6

- ⑨最終処分場の維持管理に関すること
- ⑩所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること

所長(1)

統括リーダー(2)

南部クリーンセンター(51) - 収集担当(行政職-2,行政職二36,行政職二 [再任用]7)

- ①第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関す
- ②所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
- ③所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
- ④センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策 に関すること
- ⑤所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
- ⑥不法投棄ごみの処理に関すること
- ⑦所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること
- 管理担当(行政職一1,行政職一〔再任用〕2)
  - ⑧第二清掃工場の運転及び維持管理に関すること
  - ⑨第二最終処分場の維持管理に関すること
  - ⑩廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること
  - 印廃棄物搬入の指導に関すること

課長(1)

副参事(1)

統括リーダー(2)

#### 産業廃棄物対策課(11) → 許可担当(行政職一3,行政職一〔再任用〕2)

- ①産業廃棄物の適正処理に関すること
- ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導
- ③産業廃棄物処理施設に係る設置許可,熱回収施設の認定 及び指導に関すること
- ④その他産業廃棄物に関すること
- ⑤埋立事業の許可及び届出に関すること
- ⑥土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防 止に関すること

#### 監視担当(行政職一2)

- (7)産業廃棄物処理業者の監視に関すること
- ⑧産業廃棄物処理施設の監視に関すること
- ⑨産業廃棄物排出事業者の監視に関すること
- ⑩産業廃棄物の不法投棄対策に関すること
- ⑪土砂等の埋立て等の監視に関すること

#### 7

#### (2) 環境部清掃事業職員の配置

(平成29年4月1日現在)

				廃棄	物政	策課	<u> </u>		環境 ービン		北部		ーン	南音	コ 現れ 『クリ・ ンタ・	ーン
		環境部	管理職	廃棄物政策担当	資源循環担当	施設整備·災害廃棄物対策担当	環境衛生組合出向	管理職	廃棄物指導担当	生活環境担当	管理職	収集担当	管理担当	管理職	収集担当	管理担当
部長		1														
次長		1														
参事																
課長•所	長		1					1			1			1		
副参事							1									
統括リー	ダー		2					2			1			1		
統括リー	ダー(再任用)													1		
副主幹	一般事務			1	1		1		1	1		2	1			
	技術職					1										
主査	一般事務														1	
	技術職															1
主任	一般事務			2	1										1	
	一般事務(再任用)								1							
	技術職															
	技術職(再任用)												2			2
主事	一般事務				1	1	1		3	2						
	技術職											1	1			
主事補	一般事務								1							
	技術職															
	小計	2	3	3	3	2	3	3	6	3	2	3	4	3	2	3
職長												1			1	
副職長												1			1	
主任									1			4	2		7	
副主任												16			14	
技術員															12	
技術員(	再任用)								2			9	2		7	
技能員															1	
技能員(	再任用)															
	小計								3	0		31	4		43	
	計	2			14				15			44			51	

<sup>※</sup>環境政策課長は環境部次長兼務

#### 2 施設・車両

#### (1) 施設一覧

(平成29年4月1日現在)

### ア. ごみ収集・処理関連施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
①柏市清掃工場(焼却工場)	H3.4	300t/24h	船戸山高野 538	7131-7900
洗車場水処理施設	S55.3	110m³/日	"	
粗大ごみ処理施設(破砕施設)	S52.9	50t/5h	"	
ごみ収集車離発着施設	S48.6	所有台数 18 台	"	
②柏市最終処分場	H4.4	容量 165,680m³	布施 72−1	
水処理施設	H4.4	37m³/日	"	
布施最終処分場水処理施設	S55.3	80m³/日	布施 54	
③柏市リサイクルプラザ	H14.4	176t/5h	十余二 348-202	7199-5081
④柏市第二清掃工場(焼却工場)	H17.4	250t/24h	南増尾 56-2	7170-7080
⑤柏市収集事務所 (ごみ収集車離発着施設)	Н3.4	所有台数 27 台	南増尾 57-1	7173-5111
⑥クリーンセンターしらさぎ	H12.4	256.5t/24h	藤ヶ谷 1582	7193-5389
⑦旧沼南町一般廃棄物最終処分場	S61.4	容量 142,452m³	若白毛 757	
⑧柏市第二最終処分場	H16.4	容量 31,500m³	II.	
水処理施設	H16.4	80m³/日	II.	

#### イ. し尿処理施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑨柏市山高野浄化センター	S44.3	100kl/日 (H16.4~)	船戸 2115	7131-5509
⑩アクアセンターあじさい	H11.3	138kl/日	鎌ケ谷市 軽井沢 2102-1	047-442-3492

#### ウ. その他民間施設等

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
<ul><li>⑪柏市廃棄物処理業協業組合</li><li>(プラスチック圧縮保管施設)</li></ul>	H13.2	48t/日	新十余二 7-8	7133-4501



#### (2) 車両一覧

(平成29年4月1日現在)

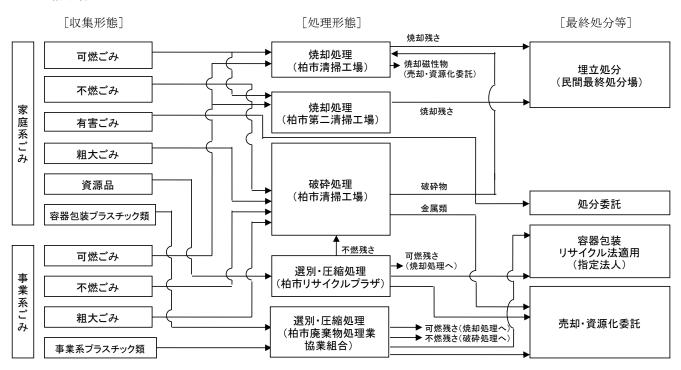
	<b>厚</b>	<b>毫美勿</b> 女	環境サー ビス課						北部クリーンセンター		南部クリーンセンター						
	事ディーゼル・ガソリン車	务用 C N G 車	ディーゼル・ガソリン車	又集月 ガソリン車		事務ガソリン車	务用 C N G 車	ディーゼル・ガソリン車	又集月 LPG車	日 C N G 車	施設用	ディーゼル車	又集月 L P G 車	日 C N G 車	施設用	ディーゼル・ガソリン車	天然ガス車他
バキューム車(1.8kl)											1					1	0
バキューム車(2.5kl)																0	0
バキューム車(2.7kl)																0	0
プレス車(2.0t)																0	0
プレス車(3.0t)												3				3	0
プレス車(3.5t)												2				2	0
パッカー車(2.0t)			1													1	0
パッカー車(2.7~3.2t)								18				11		9		29	9
ダンプトラック(2.0t)					1						1	2				3	1
ダンプトラック(7.0t)											2					2	0
ダンプトラック(10.0t)																0	
散水車(10.0t)																0	0
ブルドーザー(19.0t)																0	0
ホイル・ローダー											1					1	0
パワーショベル											1					1	0
貨物車(6人乗り)																0	0
軽貨物車(4人乗り)		1						2							2	4	1
軽貨物車(2人乗り)				2				1			1				1	5	0
ライトバン	1			1		1	1	1							1	5	1
ワゴン																0	0
合計	1	1	1	3	1	1	1	22	0	0	7	18	0	9	4	57	12

#### 3 処理体系

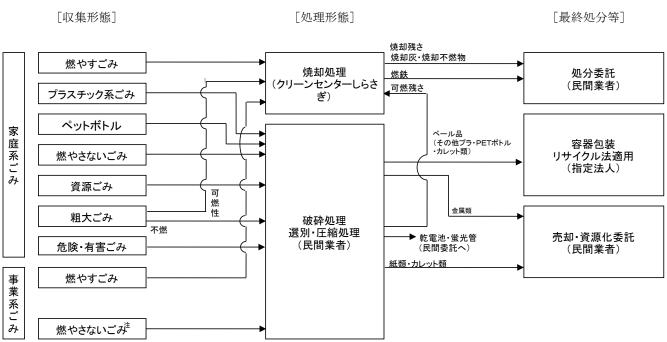
#### (1) ごみ処理フロー

(平成29年4月1日現在)

#### ア. 旧柏地域



#### イ. 旧沼南地域

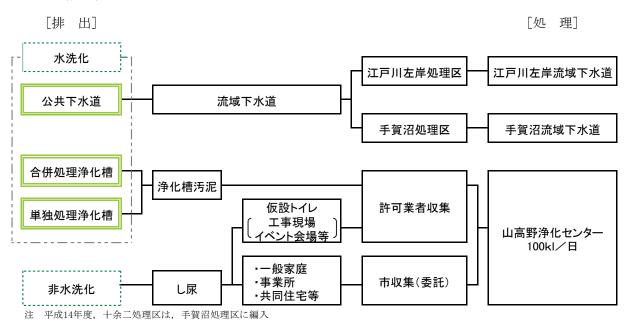


注 ただし、資源ごみ及びプラスチック系ごみを含む

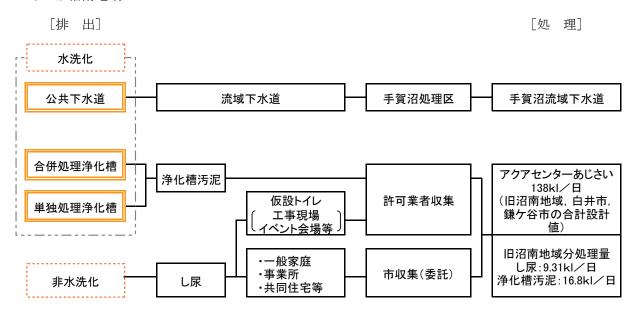
#### (2) し尿処理フロー

(平成29年4月1日現在)

#### ア. 旧柏地域



#### イ. 旧沼南地域



### 4 予算・決算

(1)清掃事業関係予算(当初予算比較)

ア. 歳入 (単位:千円)

事項	平成 29 年月	度当初予算	平成 30 年度当初予算		
使用料•手数料	657,709	64.4%	690,505	65.0%	
ごみ	644,276	(63.1%)	677,861	(63.8%)	
ごみ・許可業者分処理手数料	622,271	_	655,966	-	
粗大ごみ処理手数料	19,980	_	19,980	-	
プラスチックごみ処理手数料	1,765	_	1,575	-	
一般廃棄物処理業許可申請手数料	260	_	340	-	
し尿	11,406	(1.1%)	10,580	(1.0%)	
し尿処理手数料	6,751	_	6,265	_	
汚泥処理手数料	3,945	_	3,805	_	
浄化槽清掃業許可申請	90	_	0	_	
净化槽保守点検業者登録手数料	620	_	510	_	
清掃使用料	2,027	(0.2%)	2,064	(0.2%)	
諸収入等	345,006	33.8%	363,280	34.2%	
資源品等・リサイクル家具等売却代金	291,873	(28.6%)	315,534	(29.7%)	
その他諸収入等	53,133	(5.2%)	47,746	(4.5%)	
国庫補助金	15,610	1.5%	5,503	0.5%	
廃棄物処理施設整備費補助金	0	_	0	_	
その他補助金	15,610	(1.5%)	5,503	(0.5%)	
県補助金	2,806	0.3%	2,806	0.3%	
廃棄物処理施設整備費補助金	0	_	0	_	
その他補助金	2,806	(0.3%)	2,806	(0.3%)	
市債	0	_	0	_	
廃棄物処理施設整備事業費(清掃工場)	0	_	0	_	
清掃運搬施設等整備事業	0	-	0	-	
最終処分場跡地整備事業	0	-	0	_	
合計	1,021,131	100.0%	1,062,094	100.0%	
一般会計 [一般会計に対する清掃費歳入の割合]	122,730,000 [0.8%]		124,460,000 [0.9%]		

注()内は合計に対する割合

イ. 歳出 (単位:千円)

事 項	平成 29 年	度当初予算	平成 30 年度当初予算		
清掃総務費	1,035,394	18.0%	1,009,053	16.7%	
人件費	903,598	(15.7%)	877,112	(14.6%)	
リサイクルプラザ関係経費	10,212	(0.2%)	10,141	(0.2%)	
廃棄物政策課関係経費	32,748	(0.6%)	31,092	(0.5%)	
施設整備室関係経費	0	_	0	_	
環境サービス課関係経費	3,354	(0.1%)	3,456	(0.1%)	
清掃工場(南北クリーンセンター)事務費	10,935	(0.2%)	10,934	(0.2%)	
環境衛生組合負担金	74,547	(1.3%)	76,318	(1.3%)	
塵芥処理費	4,376,738	76.0%	4,372,651	72.6%	
収集関係経費	353,808	(6.1%)	376,922	(6.3%)	
処理関係経費	2,237,172	(38.9%)	2,209,057	(36.7%)	
プラスチックごみ処理経費	289,168	(5.0%)	292,162	(4.8%)	
リサイクルプラザ維持管理経費	793,139	(13.8%)	788,611	(13.1%)	
最終処分場経費	62,914	(1.1%)	78,415	(1.3%)	
環境衛生組合負担金	640,537	(11.1%)	627,484	(10.4%)	
ごみ処理施設整備費	19,430	0.3%	320,777	5.3%	
清掃工場の整備に要する経費	0	_	267,500	(4.4%)	
最終処分場整備費	0	_	0	_	
環境衛生組合負担金	19,430	(0.3%)	53,277	(0.9%)	
し尿処理費	324,293	5.6%	324,439	5.4%	
し尿処理関係費	256,709	(4.5%)	256,125	(4.2%)	
環境衛生組合負担金	67,584	(1.2%)	68,314	(1.1%)	
<u></u> 合  計	5,755,855	100.0%	6,026,920	100.0%	
一般会計 [一般会計に対する清掃費歳出の割合]	122,730,000 [4.7%]	_	124,460,000 [4.8%]		

注 ()内は合計に対する割合

注 し尿処理費のうち, 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合し尿処理費負担金は, 環境衛生組合負担金に含めている

#### (2)清掃事業関係決算(決算額の推移)

#### ア. 歳入決算額の推移

(単位:円)

年度	一般会計 決算額	清掃費決算額	使用料· 手数料等	国庫補助金等	県補助金等	市債·基金 繰入
20	103,536,180,532	1,164,324,667	1,105,622,667	4,201,000	4,801,000	49,700,000
21	118,139,653,202	929,220,638	913,496,888	5,356,000	10,367,750	0
22	115,015,359,840	1,050,086,196	1,031,208,196	3,554,000	15,324,000	0
23	119,268,778,527	1,179,337,832	1,016,593,811	145,810,521	16,933,500	0
24	122,821,475,334	1,541,037,023	1,286,904,460	232,601,428	21,531,135	0
25	115,620,142,940	1,317,884,035	1,218,130,415	81,594,979	16,358,641	1,800,000
26	120,585,763,700	1,613,952,207	1,388,113,595	196,902,612	1,036,000	27,900,000
27	130,787,068,591	1,676,274,471	1,539,698,593	126,959,878	716,000	8,900,000
28	127,015,200,439	1,545,273,275	1,489,653,776	55,051,499	568,000	0
29	129,282,701,201	1,543,749,517	1,539,845,665	3,267,852	636,000	0

注1 「使用料・手数料等」には、犬猫処理手数料、資源品売却代金等を含む。

#### イ. 歳出決算額の推移

(単位:円)

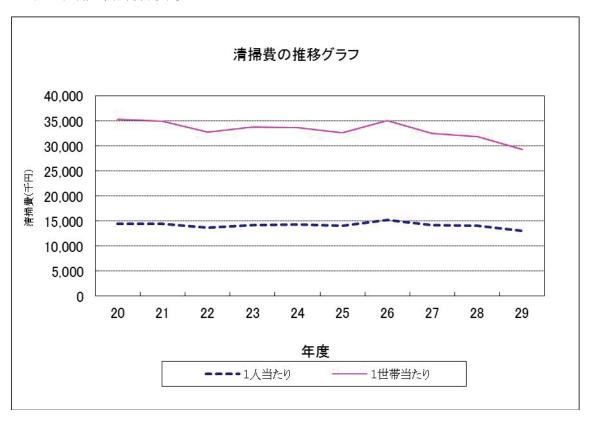
年度	一般会計 決算額(A)	清掃費決算額 (B)	清掃総務費	塵芥処理費	ごみ処理 施設整備費	し尿処理費	B/A (%)
20	97,834,790,366	5,855,603,825	1,737,530,379	3,550,773,767	197,303,124	369,996,555	5.99
21	112,743,402,254	5,852,418,314	1,623,430,954	3,688,679,851	170,003,000	370,304,509	5.19
22	109,595,461,934	5,594,319,535	1,500,745,446	3,549,193,966	172,384,000	371,996,123	5.10
23	111,209,497,965	5,808,095,672	1,326,378,750	3,950,794,927	169,883,250	361,038,745	5.22
24	114,951,825,759	5,943,336,790	1,251,814,574	4,152,328,976	198,691,550	340,501,690	5.17
25	109,583,067,139	5,760,264,610	1,218,752,460	4,138,088,389	93,880,000	309,543,761	5.26
26	115,053,857,965	6,190,809,696	1,174,924,225	4,706,729,864	9,154,000	300,001,607	5.38
27	126,002,536,988	5,848,744,070	1,113,281,250	4,428,980,698	1,111,000	305,371,122	4.64
28	121,750,687,464	5,844,204,004	1,055,070,650	4,465,289,232	2,314,000	321,530,122	4.80
29	123,855,935,088	5,487,873,488	1,018,940,140	4,131,138,310	19,430,000	318,365,038	4.43

ウ. ごみ処理経費の推移

年	清掃費(施設整備	人口	世帯数	1人当たり	1世帯当たり
度	費用除く) (千円)	(人)	(世帯)	(円)	(円)
20	5,658,301	390,227	160,109	14,500	35,340
21	5,682,415	394,188	162,946	14,415	34,873
22	5,421,936	397,067	165,433	13,655	32,774
23	5,638,212	396,251	166,667	14,229	33,829
24	5,744,645	402,337	170,799	14,278	33,634
25	5,666,385	404,361	173,588	14,013	32,643
26	6,181,656	406,835	176,533	15,195	35,017
27	5,847,633	410,033	179,764	14,261	32,529
28	5,841,890	413,657	183,061	14,123	31,912
29	5,468,443	417,218	186,470	13,107	29,326

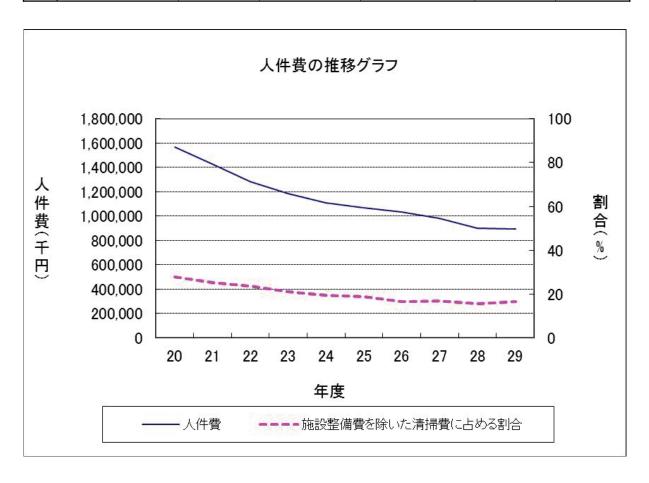
注1 清掃費については、維持管理費等の推移資料とするため、施設整備にあたる費用(ごみ処理施設整備費及び清掃総務費等に含まれる用地購入費、工事費等)を除いた額としている。

<sup>2</sup> 人口・世帯数は,各年度末現在。



エ. 人件費の推移 (単位:千円)

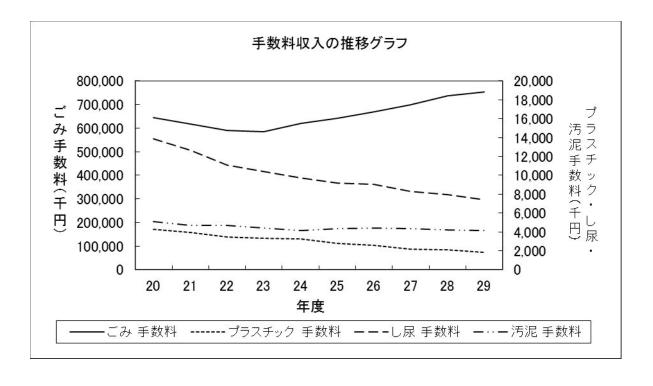
年	人件費	対 10 年前	清掃費総額	施設整備を除い	A/B	A/C
度	(A)	人件費指数	(B)	た清掃費(C)	(%)	(%)
20	1,564,654	100	5,855,604	5,658,301	26.7	27.7
21	1,428,565	91	5,852,418	5,682,415	24.4	25.1
22	1,283,511	82	5,594,320	5,421,936	22.9	23.7
23	1,183,204	76	5,808,096	5,638,212	20.4	21.0
24	1,111,507	71	5,943,337	5,744,645	18.7	19.3
25	1,066,728	68	5,760,265	5,666,385	18.5	18.8
26	1,031,900	66	6,190,810	6,181,656	16.7	16.7
27	981,048	63	5,848,744	5,847,633	16.8	16.8
28	903,368	58	5,844,204	5,841,890	15.5	15.5
29	897,397	57	5,487,873	5,468,443	16.4	16.4



(3)手数料収入の推移 (単位:千円,%)

	ごみ	L	プラスラ	チック	し易	₹	汚》	尼	- Net dod	施設整備	
年度	手数料	構成比	手 数 料	構成比	手数料	構成比	手数料	構成比	手数料 合計 (A)	を除いた 清掃費 (B)	A/B
20	644,216	96.5	4,252	0.6	13,885	2.1	5,107	0.8	667,459	5,658,301	11.8
21	617,522	96.7	3,954	0.6	12,671	2.0	4,682	0.7	638,829	5,682,415	11.2
22	589,853	96.8	3,431	0.6	11,072	1.8	4,695	0.8	609,051	5,421,936	11.2
23	585,165	97.0	3,302	0.5	10,372	1.7	4,432	0.7	603,271	5,638,212	10.7
24	619,396	97.3	3,274	0.5	9,700	1.5	4,170	0.7	636,540	5,744,645	11.1
25	641,027	97.5	2,818	0.4	9,208	1.4	4,342	0.7	657,395	5,666,385	11.6
26	669,575	97.7	2,567	0.4	9,062	1.3	4,422	0.6	685,636	6,181,656	11.1
27	698,902	97.9	2,160	0.3	8,267	1.2	4,344	0.6	713,673	5,847,633	12.0
28	737,930	98.1	2,132	0.3	7,986	1.1	4,227	0.6	752,275	5,841,890	12.9
29	753,115	98.3	1,812	0.2	7,386	1.0	4,126	0.5	766,439	5,468,443	14.0

- 注1 平成13年度から清掃工場直接搬入の家庭ごみ及びプラスチックの直接搬入を有料化した。
  - 2 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を含み、許可申請手数料は含まない。



### 5 ごみ量(市内全域)

	年	度		28年度			29年度		増	減(前年)	比)
	暦日	(日)		365			365				
	人口(人)·(Z) (各年度末現在 住基人口)		361,036	52,621	413.657	364,723	52,495	417,218	3,687	<b>▲</b> 126	3,561
(各:			,	·	410,007	,	02,400	417,210	0,007	<b>—</b> 120	0,001
	区		旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域
	可燃こ	゛み・燃やすごみ	47,376	7,632	55,008	49,436	7,434	56,870	2,060	▲ 198	1,862
		タ・燃やさないごみ	7,126	735	7,861	7,048	739	7,787	▲ 78	4	▲ 74
		粗大ごみ	480	261	741	469	287	756	<b>▲</b> 11	26	15
		小計(A)	54,982	8,628	63,610	56,953	8,460	65,413	1,971	▲ 168	1,803
家		1人1日当り(g) )/(Z)/暦日	417	449	421	428	442	430	11	▲ 7	9
家庭系ご	容器包プラス	装プラスチック類 スチック系ごみ	5,274	838	6,112	5,229	808	6,037	<b>▲</b> 45	▲ 30	▲ 75
み	資源	□品・資源ごみ	19,645	2,265	21,910	18,776	2,167	20,943	▲ 869	▲ 98	<b>▲</b> 967
	使用	済み小型家電	3	0.5t未満	3	4	1	5	1	1	2
		小計(B)	24,922	3,103	28,025	24,009	2,976	26,985	▲ 913	▲ 127	<b>1,040</b>
		合計(C) (A)+(B)	79,904	11,731	91,635	80,962	11,436	92,398	1,058	▲ 295	763
		1人1日当り(g) )/(Z)/暦日	606	611	607	608	597	607	2	▲ 14	0
		可燃ごみ	34,582	4,491	39,073	35,478	4,366	39,844	896	<b>▲</b> 125	771
		不燃ごみ	523	101	624	421	115	536	▲ 102	14	▲ 88
		粗大ごみ	172	0	172	166	0	166	<b>▲</b> 6	0	<b>▲</b> 6
事		小計(D)	35,277	4,592	39,869	36,065	4,481	40,546	788	▲ 111	677
事業系ごみ	(	プラスチック(E) 資源化分)	64	0	64	59	0	59	▲ 5	0	▲ 5
み	事業系	プラスチック(E) (その他)	60	0	60	46	0	46	▲ 14	0	<b>▲</b> 14
		小計(E)	124	0	124	105	0	105	▲ 19	0	<b>A</b> 19
		合計(F) (D)+(E)	35,401	4,592	39,993	36,170	4,481	40,651	769	▲ 111	658
	資源	資源品総量(G) (B)+(E)	24,986	3,103	28,089	24,068	2,976	27,044	▲ 918	▲ 127	<b>▲</b> 1,045
	化	市民1人1日当り (g) (G)/(Z)/暦日	190	162	186	181	155	178	▲ 9	<b>A</b> 7	▲ 8
		資源化を除く(H) (A)+(D)	90,319	13,220	103,539	93,064	12,941	106,005	2,745	▲ 279	2,466
計	(事	市民1人1日当り (g) (H)/(Z)/暦日	685	688	686	699	675	696	14	<b>1</b> 3	10
	総ごみ量	資源化を含む ( I ) (C)+(F)	115,305	16,323	131,628	117,132	15,917	133,049	1,827	▲ 406	1,421
		市民1人1日当り (g) (I)/(Z)/暦日	875	850	872	880	831	874	5	▲ 19	2

#### 6 原価計算 (ランニングコスト)

#### (1) ごみ処理・資源化

ア. 平成29年度ごみ処理原価(柏市全域)

(単位:円)

区分	収集部門	処理部門
人件費	645,497,476	112,323,518
減価償却費	38,813,048	474,788,396
委託費	763,724,846	2,887,409,003
その他の経費	82,570,325	425,244,921
諸収入	△ 21,889,226	△ 789,216,382
部門原価	1,508,716,469	3,110,549,456
収集・処理量(t)	90,257	139,757
1t当たり部門原価	16,716	22,257
総原価	4,619,	265,925
総処理量(t)	139	9,757
1 t 当たり総原価	33	,052
市民一人当たり原価	11	,072
1世帯当たり原価	24	,772

- 注1 人口及び世帯数は、平成29年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。 2 ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の 原価に反映している。
  - 3 原価の計算方法は、全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している。

#### イ. 旧柏地域のごみ処理原価

(単位:円)

	収集	部門	処理部門					
区分	可燃ごみ・プ ラスチック	資源品	可燃ごみ	資源品	プラスチック			
人件費	642,655,725	2,841,751	77,670,181	5,870,590	3,023,200			
減価償却費	38,813,048	0	368,393,217	64,826,198	0			
委託費	247,413,560	343,494,006	1,975,301,901	317,879,137	279,498,177			
その他の経費	82,464,146	106,179	66,686,552	102,867,472	4,070			
諸収入	△ 21,889,226	0	△ 350,095,138	△ 400,052,252	△ 19,044,020			
如用百年	989,457,253	346,441,936	2,137,956,713	91,391,145	263,481,427			
部門原価	1,335,8	99,189		2,492,829,285				
四生,加珊县(4)	60,478	18,780	98,151	19,076	5,336			
収集・処理量(t)	79,	258	122,563					
1 4 坐於 2 初 田 百 伍	16,361	18,447	21,782	4,791	49,378			
1t当たり部門原価	16,	855		20,339				
総原価			3,828,728,474					
総処理量(t)		122,563						
1 t 当たり総原価			31,239					
市民一人当たり原価		10,498						
1世帯当たり原価			23,309					

- 注1 可燃ごみには、不燃ごみ・粗大ごみの収集・処理原価を含む。
  - 2 人口及び世帯数は、平成29年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

#### ① 1 t 当たり部門原価の推移(可燃ごみ・プラスチック)

①1 t 当たり部門原価の推移(可燃ごみ・プラスチック) (単位										
年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
収集原価	15,785	16,340	16,145	14,303	14,930	16,094	15,864	16,147	16,718	16,361
処理原価	28,046	28,797	25,538	23,813	20,734	26,261	30,705	26,016	26,794	21,782

注 処理原価には、プラスチックの処理原価を含まない。

#### ②1 t 当たり部門原価の推移(資源品・プラスチック)

(単位:円)

	<u> </u>	1 1//// Im «			_ / / / '	/ / / /				(TE	<u> </u>
	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	収集原価	14,103	14,993	15,094	14,405	14,769	15,094	16,103	16,711	17,556	18,447
資	以朱尔仙	(17,065)	(20,922)	(18,055)	(17,366)	(17,730)	(18,062)	(19,071)	(19,678)	(20,518)	(21,409)
源	処理原価	12,406	18,012	9,214	7,259	9,190	5,394	3,366	5,848	7,850	4,791
品	町会等報償金	75,045,540	70,008,150	68,566,770	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860	55,609,920
	資源品等売却代	410,173,081	184,078,107	295,573,808	300,608,400	252,912,918	348,490,154	380,539,254	343,434,550	303,095,219	352,860,424
プ	ラスチック処理原価	66,456	55,050	48,382	45,026	47,518	48,814	46,148	44,402	47,839	49,378

- 注1 ( ) 内は町会等報償金を含んでいる。
  - 2 プラスチックについては、平成13年度に柏市廃棄物処理業協業組合のプラスチック圧縮保管施設が稼動したため、 プラスチック製容器包装材に容器包装リサイクル法を適用している。
  - 3 資源品処理原価については、柏市リサイクルプラザの稼動に伴い、平成14年度から施設関係経費を含んでいる。

#### ウ. 旧沼南地域のごみ収集処理原価

(単位:円)

マハ	収集音	5門	処理音	ß門					
区分	可燃ごみ	不燃ごみ等	可燃ごみ	不燃ごみ等					
人件費	0	0	25,759,547	0					
減価償却費	0	0	41,568,981	0					
委託費	64,834,560	107,982,720	151,272,420	163,457,368					
その他の経費	0	0	252,121,591	3,565,236					
諸収入	0	0	△ 2,064,384	$\triangle$ 17,960,588					
部門原価	64,834,560	107,982,720	468,658,155	149,062,016					
时门/尔Ш	172,817	,280	617,720	),171					
収集・処理量(t)	7,366	3,633	13,155	4,039					
収集・延珪里(1)	10,99	99	17,19	94					
   1 t 当たり部門原価	8,802	29,723	35,626	36,906					
1 に当たり即門原門	15,71	12	35,926						
総原価		790,5	37,451						
総処理量(t)		17,	,194						
1t当たり総原価	45,978								
市民一人当たり原価	15,059								
1世帯当たり原価		35,	594						

- 注1 可燃ごみの処理原価については、共同処理のため、柏市(旧沼南地域)及び鎌ケ谷市の合計の額から負担金按分率 を用いて算定したものである。
  - 2 不燃ごみ等には、プラスチック、粗大ごみ、資源ごみ、危険・有害物、ペットボトルの原価を含む。
  - 3 平成18年度より減価償却費(定額制)を用いて算定。

①1 t 当たり部門原価の推移(可燃ごみ)

(単位:円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
収集原価	8,221	8,463	8,455	8,276	8.326	8,374	8,515	8,540	8,566	8.802
処理原価	26,935	28.541	30.696	33.213	34.259	36,797	46.949	57.051	28.946	35.626

②1 t 当たり部門原価の推移(不燃ごみ等)

年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
収集原価		24,220	25,141	25.093	25,099	25,815	25,880	27,407	27,474	28,719	29,723
処理原価		26,703	26,707	28,805	32,294	33,116	34,350	35,360	34,242	34,504	36,906
参考	資源品等売却代	16,555,368	19,397,630	26,508,742	24,425,302	20,301,213	16,103,705	19,099,182	17,107,642	14,084,533	17,960,588

#### (2) し尿処理

#### ア. 平成29年度し尿処理原価(柏市全域)

(単位:円)

	収集部門	処理部門
人件費	6,605,951	29,358,576
減価償却費	0	136,313,197
その他の経費	74,534,688	461,880,475
諸収入	0	△ 1,971,486
部門原価	81,140,639	625,580,762
収集・処理量 (kl)	3,321	46,689
1 k l 当たり部門原価	24,433	13,399
総原価	706,72	21,401
総処理量 (kl)	46,	689
1k1当たり総原価	15,	137

#### イ. 旧柏地域のし尿処理原価

(単位:円)

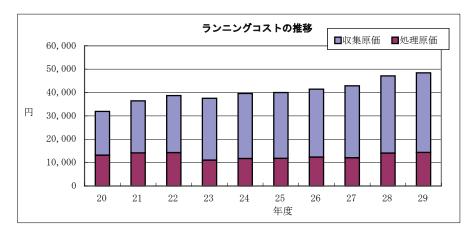
	収集部門	処理部門
人件費	6,605,951	6,424,038
減価償却費	0	53,927,859
その他の経費	51,840,000	174,224,460
諸収入	0	$\triangle 1,630,448$
部門原価	58,445,951	232,945,909
収集・処理量 (kl)	1,717	16,187
1k1当たり部門原価	34,039	14,390
総原価	291,39	91,860
総処理量 (kl)	16,	187
1k1当たり総原価	18,	002

#### [参考] 旧柏地域の1kl当たり部門原価の推移

(単位:円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
収集	18,722	22,264	24,368	26,419	27,846	28,128	29,059	30,729	33,006	34,039
処理	13,218	14,145	14,349	11,095	11,763	11,832	12,387	12,102	14,093	14,390

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



#### ウ. 旧沼南地域のし尿処理原価

(単位:円)

	収集部門	処理部門
人件費	_	22,934,538
減価償却費	_	82,385,338
その他の経費	22,694,688	287,656,015
諸収入	0	△ 341,038
部門原価	22,694,688	392,634,853
収集・処理量 (kl)	1,604	30,502
1k1当たり部門原価	14,149	12,872
総原価	415,33	29,541
総処理量 (kl)	30,	502
1k1当たり総原価	13,	616

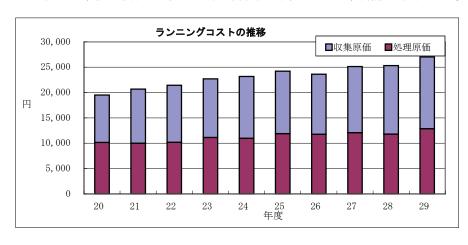
注 平成18年度分から減価償却費(定額制)を用いて算定。

#### [参考] 旧沼南地域の1 k l 当たり部門原価の推移

(単位:円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
収集	9,347	10,664	11,222	11,540	12,217	12,325	11,849	13,053	13,499	14,149
処理	10,161	9,999	10,200	11,152	10,960	11,890	11,774	12,069	11,814	12,872

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



I 部

(旧柏地域)

第1章

# ごみ処理事業

#### 1 ごみの分別方法及び処理方法

平成29年4月1日現在

#### (旧柏地域)

			容器包装				
	資源品	可燃ごみ	プラスチッ	草木ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
			ク類				
ごみの 種類	古紙類(新聞 紙,段ボール, 雑誌·ざつ紙) 紙パック類 古着·古布類 PET ボトル 空ビン類 空カン類 金属類	台紙ビー汚とい装チごずオ類のに器ラグクをある。	プラスチ ック製 器包装	木の枝・草	一辺 1.2m未 満の小型 具類 布·革製品 ガラス・陶 器類 容器 包装 みのプラスチック製品	乾電池 水銀体温 計 蛍光管 ライター	木製ベッド, 木製学習 机,ソファー, 一辺 1.2 m 以上の家具 類 布団
収集容器	カン,ビン,PET ボトル は 市 指 定の回収袋 他は指定なし	指定袋 (赤色)	指定袋 (黄色)	ひもで東 ねる(枝) 中身の見 える 袋 (草・葉)	中身の見える ビニール袋 (入らないもの はそのまま)	中身の見 えるビニー ル袋	_
収集 回数	月2回	週2回	週1回	月2回	月2回	月2回	申込み制
収集 方法			ステーシ	ョン方式			戸別収集
収集の				加令点			
対象				一般家庭			
収集	委託	直當	当/	直営	   委託(民間	事業者)	委託
形態	(民間事業者)	委託(民間					(民間事業者)
処理 方法	再生資源化 (容器包装リサイクル法に基づく指定法人 への再商品化 委託または売却)	焼 理 (焼 却 灰 は最終 分)	再生資源 化 (容器包装 ルンス 大 電 で ま で の の の の の の の の の の の の の の の の の	焼却処理	破砕処理 (破砕残渣は 焼却,磁性物 は資源化)	再生処理	不燃ごみと 同様 (状態のよい 一部の家具 は売却)
処理 施設	柏 市リサイクル プラザ	柏	プラスチ ック圧縮 保 管 施 設	柏市清掃 工場/柏 市第二清 掃工場	柏市清掃工 場粗大ごみ 処理施設	民間施設 (委託処理)	柏市清掃工 場粗大ごみ 処理施設/ 柏市リサイク ルプラザ(リ ボン館)

#### 2 ごみ量

(1) 平成28・29年度ごみ量の増減 (単位:t) 28年度 29年度 増減 備考 年度 区 人口(人)·(Z) 分 361,036 364,723 3,687 (※年度末住基人口) 可燃ごみ 47,376 49,436 2,060 不燃ごみ 7,126 7,048 **▲** 78 可 粗大ごみ 480 469 **▲** 11 燃 系 小計(A) 54,982 56,953 1,971 市民一人一日当たり(g) 417 428 11 家 (A)/(Z)/暦日 庭 容器包装プラスチック類 姓系 ごみ 5,274 5,229 **▲** 45 資 資源品 19,645 18,776 **▲** 869 源 使用済み小型家電 化 24,922 24,009 小計(B) **▲** 913 合計(C) 79,904 80,962 1,058  $(\mathbf{A}) + (\mathbf{B})$ 市民一人一日当たり(g) 606 608 2 (C)/(Z)/暦日 可燃ごみ 896 34,582 35,478 不燃ごみ 523 421 **▲** 102 燃 172 166 粗大ごみ **▲** 6 系 事 事業系プラスチック 60 46 業 **▲** 14 (系ごみ 35,337 36,111 774 小計(D) 事業系プラスチック 資 64 59 **▲** 5 源 化 小計(E) 64 59 **▲** 5 合計(F) 35,401 36,170 769 (D) + (E)資源品総量(G) 24,986 24,068 **▲** 918 (B) + (E)資 日平均排出量 源 68 66 (G)/曆日 化 市民一人一日当たり(g) 190 181 **▲** 9 (G)/(Z)/曆日 計 総ごみ量(H) 115,305 117,132 1,827 (C) + (E)ごみ 日平均排出量 316 321 5 (H)/暦日 量 市民一人一日当たり(g) 5 875 880 (H)/(Z)/暦日

#### (2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位:t)

	· /\/_/	、こっと声。	> 1m/l>					_ `	十二.0
年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	資源品	小計		総計
20	51,303	6,060	495	57,858	5,572	25,335	30,907		88,765
21	51,151	5,997	446	57,594	5,538	23,647	29,185		86,779
22	50,770	6,447	438	57,655	5,402	23,155	28,557		86,212
23	52,710	7,051	490	60,251	5,337	23,770	29,107		89,358
24	51,211	6,913	459	58,583	5,342	22,611	27,953		86,536
25	51,789	7,187	472	59,448	5,335	21,846	27,181		86,629
26	49,653	7,045	453	57,151	5,206	21,002	26,208		83,359
27	46,305	7,522	489	54,316	5,423	20,459	25,882		80,198
28	47,376	7,126	480	54,982	5,274	19,648	24,922		79,904
29	49,436	7,048	469	56,953	5,229	18,780	24,009		80,962

イ. 事業系ごみ量の推移 (単位:t) 家庭系+事業系 (単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	小計	総計	ごみ量	資源品量	総量
20	31,052	482	440	31,974	253	253	32,227	89,832	31,160	120,992
21	29,911	532	236	30,679	235	235	30,914	88,273	29,420	117,693
22	28,564	399	198	29,161	204	204	29,365	86,816	28,761	115,577
23	28,599	360	216	29,175	197	197	29,372	89,426	29,304	118,730
24	29,731	470	203	30,404	195	195	30,599	88,987	28,148	117,135
25	30,755	467	172	31,394	167	167	31,561	90,842	27,348	118,190
26	31,380	436	155	31,971	149	149	32,120	89,122	26,357	115,479
27	32,649	440	142	33,231	125	125	33,356	87,604	25,950	113,554
28	34,582	523	172	35,277	124	124	35,401	90,319	24,986	115,305
29	35,478	421	166	36,065	105	105	36,170	93,064	24,068	117,132

注1 不法投棄ごみは、平成25年度は家庭系不燃ごみに、平成26年度以降は家庭系可燃ごみ・家庭系不燃ごみ・家庭系粗大ごみに含んでいる。

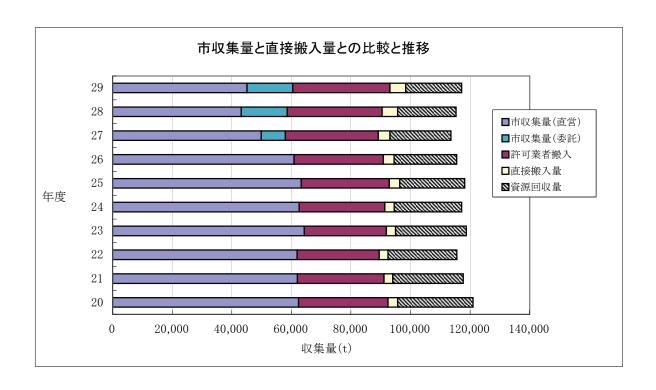
注1 粗大ごみは、平成8年10月から有料化となり、搬入量を記録している。 2 プラスチックについては、平成7年度から分別を開始し、平成12年度から容器包装リサイクル法を 適用し、本格的に資源化を開始した。

#### 3 ごみの収集・直接搬入

#### (1) 収集量の推移

(単位:t) 年度 市収集量(直営) 市収集量(委託) 許可業者搬入 直接搬入量 資源回収量 総量 20 62,378 30,048 3,231 25,335 120,992 0 62,020 29,046 2,980 23,647 117,693 21 0 22 61,899 27,568 2,955 23,155 115,577 0 23 64,357 27,534 3,069 23,770 118,730 24 62,594 0 28,748 3,182 22,611 117,135 25 63,324 0 29,540 3,480 21,846 118,190 26 60,870 0 30,013 3,594 21,002 115,479 27 49,857 8,118 31,206 3,914 20,459 113,554 28 43,186 15,390 31,862 5,219 19,648 115,305 29 5,259 45,104 15,374 32,615 18,780 117,132

注1 平成27年10月から、家庭ごみ収集の一部委託化を行ったため、「市収集量(委託)」の区分を新設した。



#### (2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

	十度が推移 人口(Y) (各年度末現 在)									
年度		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃ごみ	不燃ごみ
20	340,411	50,589	5,722	495	5,572	62,378	261	239	31,766	820
21	343,422	50,372	5,664	446	5,538	62,020	259	239	30,690	865
22	345,512	49,985	6,075	438	5,401	61,899	261	237	29,349	771
23	344,648	52,055	6,475	490	5,337	64,357	261	247	29,253	937
24	350,200	50,506	6,287	459	5,342	62,594	245	255	30,436	1,096
25	352,296	50,955	6,563	471	5,335	63,324	279	227	31,589	1,091
26	354,511	48,780	6,431	453	5,206	60,870	258	236	32,253	1,050
27	357,576	45,295	6,769	489	5,423	57,975	260	223	33,660	1,193
28	361,036	46,442	6,380	480	5,274	58,576	259	226	35,516	1,269
29	364,723	48,512	6,269	469	5,228	60,478	259	234	36,402	1,200

- 注1 平成19, 23, 27年度の日平均排出量は, 366日(うるう年)で算出している。
  - 2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。
  - 3 平成13年度から事業系ごみのプラスチック分別を始めた。
  - 4 平成26年11月から平成27年3月まで、使用済み小型家電の回収を国の実証事業として実施した。

イ. 平成29年度月別

0	人口(Y)		市収集量 (直営+委託)									
月	(各月末現 在)	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃ごみ	不燃ごみ		
4	361,989	3,769	569	42	408	4,787	20	239	2,780	104		
5	362,324	4,604	586	46	512	5,748	23	250	3,176	112		
6	362,457	4,292	532	35	404	5,263	22	239	3,117	96		
7	362,614	4,151	508	37	403	5,099	21	243	3,227	102		
8	362,800	4,347	507	45	505	5,404	23	235	3,104	102		
9	362,968	4,053	540	35	396	5,024	21	239	3,207	99		
10	363,283	4,254	483	41	395	5,172	22	235	3,107	89		
11	363,504	4,061	567	37	491	5,157	22	234	3,095	92		
12	363,808	4,189	676	41	416	5,322	22	242	3,125	128		
1	363,999	3,785	417	38	508	4,747	21	226	2,813	86		
2	364,111	3,201	426	33	386	4,045	20	202	2,589	76		
3	364,723	3,808	458	39	406	4,711	22	214	3,062	114		
計	_	48,512	6,269	469	5,228	60,478	259	234	36,402	1,200		

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

								(単位:t)	_(単位:g)
	直接搬力				資源品収集量	小型家電	総量	日平均 排出量	一人当たり 排出量
粗大ごみ	プラス チック	計	搬入日数	搬入日量	(資源組 合)	回収量	(X)	(B) X/暦日	X/Y/曆日
440	253	33,279	308	108	25,335	0	120,992	331	974
236	235	32,026	293	109	23,647	0	117,693	322	939
198	205	30,524	293	104	23,155	0	115,577	317	916
216	197	30,603	295	104	23,770	0	118,730	324	941
203	195	31,930	295	108	22,611	0	117,135	321	916
172	168	33,020	309	107	21,846	0	118,190	324	919
155	149	33,607	307	110	21,000	2	115,479	316	892
142	126	35,120	308	114	20,455	4	113,554	310	868
172	124	37,081	308	120	19,645	3	115,305	316	875
166	106	37,874	310	122	18,776	4	117,132	321	880

(単位:t) (単位:g) 直接搬入量 資源品 日平均 人当たり (許可業者+直接搬入) 総量 小型家電 排出量 収集量 排出量 (資源組 回収量 (B) プラス 搬入 粗大 搬入 計 (X) 合) X/暦日 X/Y/曆日 日量 チック 日数 14 9 2,906 25 1,836 0 9,529 318 116 878 15 27 0 10 3,312 123 1,598 10,658 344 949 14 10 3,237 27 120 1,579 0 10,079 336 927 12 9 3,350 26 129 1,568 0 10,017 323 891 16 3,230 27 120 1,446 0 10,080 325 896 8 12 9 3,327 25 133 1,580 0 9,932 331 912 16 9 3,221 26 124 1,379 0 9,773 315 868 11 9 26 0 332 3,207 123 1,589 9,953 913 15 9 3,278 26 126 1,913 0 10,513 339 932 7 12 2,919 24 122 1,371 0 9,037 292 801 13 24 112 0 292 801 8 2,685 1,438 8,168 16 10 27 1,479 303 3,201 119 1 9,392 831 106 166 37,874 310 122 18,776 117,132 321 880

#### (3) 平成29年度粗大ごみ品目別集計表

ア. 家具類 (単位:件,個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	703	801	711	642	786	662	702	658	715	726	547	682	8,335
ソファーベッド	13	19	16	23	12	7	18	19	16	20	19	16	198
ベッド	89	103	79	73	105	61	81	75	85	84	66	110	1,011
ベッド枠のみ	21	15	22	17	22	15	22	18	15	19	18	22	226
スプリング入り マットレス	79	100	91	72	97	102	91	77	105	89	73	100	1,076
ソファー	215	208	192	211	218	196	210	172	196	193	148	158	2,317
食器戸棚	60	54	46	42	62	42	56	53	58	56	71	53	653
タンス	119	128	110	111	139	86	143	119	131	98	124	110	1,418
本 棚	33	42	42	29	48	39	38	40	37	45	36	47	476
下 駄 箱	10	7	7	4	7	2	6	6	5	2	14	7	77
机	48	32	14	32	45	29	30	24	42	41	26	40	403
座卓	10	17	12	11	17	18	17	8	22	20	10	13	175
サイドボード	5	9	7	7	10	7	8	6	5	12	6	11	93
テーブル	25	23	17	28	42	29	28	31	25	28	22	38	336
エレクトーン	3	12	3	4	4	6	5	7	9	5	9	6	73
物干し台	4	7	6	7	3	6	3	5	3	5	5	3	57
浴槽													0
ライティング デスク	4	7	0	1	9	1	2	5	11	4	2	5	51
マッサージ椅子	17	21	17	15	26	16	12	17	26	20	12	22	221
オーディオ ラック	0	2	0	0	3	1	2	1	2	2	1	2	16
その他	218	222	208	189	227	207	180	210	207	212	162	231	2,473
計(点数)	973	1,028	889	876	1,096	870	952	893	1,000	955	824	994	11,350

イ. 布団類 (単位:件,個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	337	477	468	416	396	370	359	406	401	307	215	269	4,421
布団(枚数)	1,063	1,516	1,412	1,268	1,293	1,102	1,268	1,348	1,279	955	736	952	14,192
座布団(枚数)	189	333	315	288	315	232	246	230	217	124	152	201	2,842

ウ. 収集件数 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収集件数	937	1,195	1,119	1,015	1,123	976	1,006	989	1,055	951	727	890	11,983

注 品目別の件数は当該月内の回収件数で、申込み件数とは異なる。

#### (4) 平成29年度月別焼却対象物搬入量

ア.	北部クリーン	センター						(単位:kg)
月	可燃ごみ	不燃·粗大 破砕物	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害対応	計
4月	3,836,220	698,350	77,590	58,840	22,590	40,840	0	4,734,430
5月	4,552,800	685,190	85,240	70,610	16,170	51,170	0	5,461,180
6月	4,399,910	657,950	86,850	58,600	17,430	37,190	0	5,257,930
7月	4,395,210	608,640	43,670	52,440	13,200	34,570	0	5,147,730
8月	4,417,810	605,620	70,940	52,300	20,790	41,290	0	5,208,750
9月	4,267,730	574,000	32,160	48,700	20,530	45,800	0	4,988,920
10月	4,316,750	602,780	40,870	50,130	26,860	48,980	0	5,086,370
11月	4,238,500	634,350	26,240	48,730	14,920	37,790	0	5,000,530
12月	4,259,920	744,090	53,100	51,790	14,590	37,760	0	5,161,250
1月	3,942,280	502,010	61,250	52,530	13,390	43,750	0	4,615,210
2月	3,479,250	501,250	53,220	37,720	14,320	119,650	0	4,205,410
3月	4,163,620	531,220	70,250	52,460	21,250	287,510	0	5,126,310
計	50,270,000	7,345,450	701,380	634,850	216,040	826,300	0	59,994,020

1.	イ.南部クリーンセンター													
月	可燃ごみ	粗大	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害対応	(単位:kg) 計						
4月	2,706,730	3,420	0	0	0	0	0	2,710,150						
5月	3,221,270	4,990	0	0	0	0	0	3,226,260						
6月	3,004,930	3,490	0	0	0	0	0	3,008,420						
7月	2,979,430	2,880	0	0	0	0	0	2,982,310						
8月	3,029,540	3,930	0	0	0	0	0	3,033,470						
9月	2,988,040	3,050	0	0	0	0	0	2,991,090						
10月	3,036,920	3,440	0	0	0	0	0	3,040,360						
11月	2,913,620	3,740	0	0	0	0	0	2,917,360						
12月	3,047,090	3,160	0	0	0	0	0	3,050,250						
1月	2,650,480	2,230	0	0	0	0	0	2,652,710						
2月	2,306,630	1,910	0	0	0	0	0	2,308,540						
3月	2,697,870	2,040	0	0	0	0	0	2,699,910						
計	34,582,550	38,280	0	0	0	0	0	34,620,830						

注1 「可燃ごみ」には、他自治体との相互協定により受け入れた分を含むため、旧柏地域のごみ排出量とは一致しない。

# (5) 焼却対象物搬入量の実績と推移

(単位:t)

		南北クリーンセ	ンター搬入量		
年度	可燃ごみ	不燃·粗大破砕物等	し尿汚泥	残渣・災害対応等	合計
20	82,355	7,547	1,090	1,435	92,427
21	81,062	7,638	1,007	2,045	91,752
22	79,334	7,773	954	1,279	89,340
23	81,308	8,081	823	1,547	91,759
24	80,942	7,970	838	1,434	91,184
25	80,532	7,850	867	1,396	90,645
26	78,828	7,952	830	1,396	89,006
27	78,941	8,206	813	1,365	89,325
28	81,896	7,894	686	1,530	92,006
29	84,853	7,384	701	1,677	94,615

## 4 ごみの処理

## (1) 平成29年度月別燒却処理日量

(単位:t, 日, t/日)

ア. 北部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	4,734	4,916	28	176
5月	5,461	5,753	31	186
6月	5,258	5,196	29	179
7月	5,148	5,559	31	179
8月	5,209	5,322	30	177
9月	4,989	4,640	28	166
10月	5,086	5,131	30	171
11月	5,001	5,168	28	185
12月	5,161	5,720	29	197
1月	4,615	4,908	29	169
2月	4,205	4,197	27	155
3月	5,126	5,276	30	176
<u>計</u> (暦日)	59,993	61,786	350 365	177 169

## イ.南部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	2,710	3,417	30	114
5月	3,226	3,656	31	118
6月	3,008	484	5	97
7月	2,982	3,798	31	123
8月	3,033	3,789	31	122
9月	2,991	3,300	30	110
10月	3,040	3,370	31	109
11月	2,917	3,264	30	109
12月	3,050	2,810	27	104
1月	2,653	1,495	14	107
2月	2,309	3,072	28	110
3月	2,700	3,206	31	103
<u>計</u> (暦日)	34,619	35,661	319 365	112 98

注1 搬入量は焼却のため各クリーンセンターに搬入した量、焼却量はごみホッパへ投入した量を集計している。 2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

# (2) 破砕処理の実績と推移

(単位: t)

左広		内	訳
年度	破砕処理施設処理量	破砕物	磁性物
20	8,617	7,502	1,115
21	8,736	7,601	1,135
22	8,683	7,715	968
23	9,007	8,030	977
24	8,928	7,934	994
25	8,807	7,807	1,000
26	8,827	7,913	914
27	9,026	8,163	863
28	8,545	7,853	692
29	8,022	7,345	677

注 平成12年度以降の破砕処理施設処理量は、防火・防塵対策用の注水量を含んでいる。

# (3) 最終処分場への搬入実績と推移

(単位: t)

		市搬入	
年度	北部クリーン センター	南部クリーン センター	合
	焼却灰	溶融飛灰固化物	
20	5,808	375	6,183
21	6,146	397	6,543
22	5,599	306	5,905
23	1,791	23	1,814
24	0	0	0
25	0	0	0
26	0	0	0
27	0	0	0
28	0	0	0
29	0	0	0

注1 平成23年度末で柏市最終処分場の使用期限満了。

# 5 ごみの組成

## (1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成

(単位:%)

		28年度			29年度		
		(4回の平均)	29.5.19 実施	29.8.10 実施	29.11.21 実施	30.2.20 実施	平均
	紙•布類	34.28	36.30	42.80	43.10	48.10	42.58
	台所ごみ類	7.68	2.60	9.10	9.30	11.80	8.20
可	木・竹・わら類	12.15	24.20	11.80	9.50	8.90	13.60
燃性	ビニール・プラスチック類	35.83	27.30	25.60	29.60	22.70	26.30
	ゴム・皮革類	0.93	0.70	0.00	2.00	2.00	1.18
	小計	90.85	91.10	89.30	93.50	93.50	91.85
	金属類	1.13	1.90	0.00	0.00	0.00	0.48
不	ガラス・陶器類	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃性	石・コンクリート	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	1.35	1.90	0.00	0.00	0.00	0.48
	その他	7.80	7.00	10.70	6.50	6.50	7.68
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 1 清掃工場内可燃ピット(上,中,下層の3層)で,家庭系・事業系を合わせた焼却ごみから採取している。 2 数値の端数は四捨五入しているため,合計が合わない部分がある。

# (2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成

(単位:%)

		28年度	29年度							
		(4回の平均)	29.6.30 実施	29.9.1 実施	29.12.5 実施	30.3.2 実施	平均			
	紙•布類	55.55	45.10	55.90	65.40	71.20	59.40			
	ビニール・合成樹脂・ゴ ム・皮革	24.55	29.60	19.50	18.70	14.30	20.53			
可做	木・わら・竹	6.10	13.80	8.10	0.80	2.00	6.18			
燃性	厨芥類	10.90	6.80	10.00	14.00	8.90	9.93			
	不燃物	1.70	0.70	0.20	1.10	2.20	1.05			
	その他	1.20	4.00	6.30	0.00	1.40	2.93			
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

#### 6 不法投棄

# (1) 不法投棄の処理状況

	年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29
総処理件数(件)		1,502	1,095	1,278	354	248	334	297	259	244	203
内訳	市処理件数(件)	1,497	1,090	1,271	348	244	328	293	254	231	197
	委託処理件数 (車両)(台)	1	1	3	2	0	2	0	0	8	0
	委託処理件数 (廃棄物)(件)	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6
糸	総処理量(t)		147	158	48	42	43	32	29	26	23
<b>+</b> +⇒⊓	市処理量(t)	134	124	136	29	21	24	18	16	17	13
内訳	委託処理量(t)	20	23	22	19	21	19	14	13	9	10

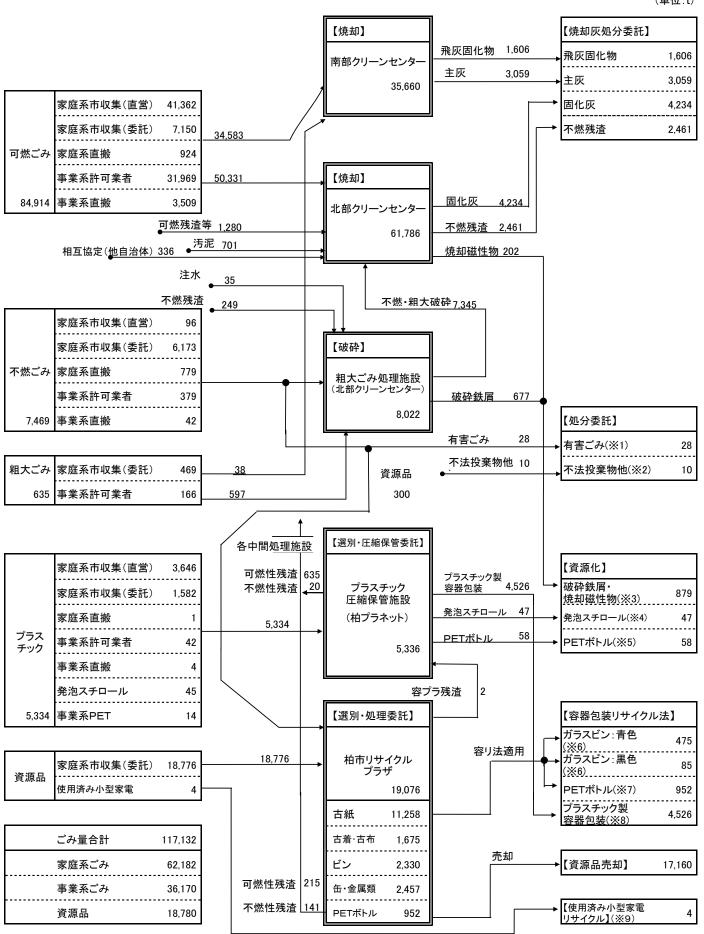
- 注1 総処理件数には、車両処理台数が含まれる。 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。 3 平成23年度より、市処理件数・市処理量の集計方法を改めたため減少している。

## (2) 不法投棄の通報件数

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
環境美化推進員	193	151	152	78	41	43	21	5	6	14
市民	1,219	909	1,053	237	186	268	198	216	149	83
市職員	85	30	66	33	17	17	74	33	76	100
計	1,497	1,090	1,271	348	244	328	293	254	231	197

- 注1 平成19年度から「環境美化推進員」を「柏市美化サポーター」と改め、平成29年3月31日現在45名で構成されている。 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。 3 平成23年度より、通報件数の集計方法を改めたため減少している。

(単位:t)



- 注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。
- 注 柏プラネット及び柏市リサイクルプラザにおいては、搬入物のうち年度内に処理しきれない部分が生じるため、搬出量と搬入量に差異が生じる。

(単位: t)

No.	処理先 (委託先等)	処理量	(単位: t) 処理方法
<b>※</b> 1	(北海道北見市) 野村興産㈱	28	重金属類を資源化処理
<b>※</b> 2	→(茨城県ひたちなか市)㈱カツタ	7	焼却
	→(千葉県市川市)㈱市川環境エンジニアリング	3	再生原料へ資源化
<b>※</b> 3	(柏市)柏市再生資源事業協業組合	879	売却
<b>※</b> 4	(柏市)柏市廃棄物処理業協業組合	47	売却
<b>※</b> 5	(柏市)柏市廃棄物処理業協業組合	58	売却
<b>※</b> 6	(公財)日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県龍ヶ崎市)硝和ガラス㈱	560	再生砂化
<b>※</b> 7	(公財)日本容器包装リサイクル協会ルート		
	→(茨城県笠間市)ジャパンテック㈱	515	プラスチック原料化
	→(千葉県千葉市)リソースガイア(㈱	437	プラスチック原料化
<b>%</b> 8	(公財)日本容器包装リサイクル協会		
	→(千葉県富津市)リ・パレット㈱	2, 618	プラスチック原料化
	→ (千葉県松戸市) ㈱バース・ヴィジョン	1, 908	プラスチック原料化
<b>※</b> 9	(千葉県横芝光町)丸源起業㈱	4	再生原料へ資源化

<sup>(</sup>注)放射性物質を含む焼却灰及び草木の処理については、平成23年度から本書発行時点に至っても、引き続き緊急的かつ臨時的な措置を講じている状況にあります。また、今後もごみの適正処理を継続させるため、これらの廃棄物の処分の委託先については掲載しておりません。

I 部

(旧柏地域)

第2章

# 減量・資源化

#### 1 ごみ減量啓発事業

#### (1)ゴミゼロ運動の実績

(単位:人,t)

	年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
参	ボランティア団体	1,860	2,255	1,829	1,097	1,075	2,190	2,217	2,193	2,502	1,925
加	一般参加者	20,349	23,017	23,905	18,477	24,445	22,455	22,082	23,969	25,136	24,752
人	市職員	355	383	374	386	456	495	451	582	633	694
員	計	22,564	25,655	26,108	19,960	25,976	25,140	24,750	26,744	28,271	27,371
	空き缶	1.9	2.2	1.8	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6	1.3
	空き瓶	1.6	1.7	1.9	1.4	1.6	1.7	1.9	1.5	1.6	1.6
回	PETボトル	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5
収	可燃ごみ	8.1	8.0	9.4	4.3	7.5	6.5	6.6	5.1	5.9	6.1
内容	不然ごみ	7.2	7.6	7.5	3.1	4.8	6.0	6.5	3.5	4.7	3.3
谷	プラスチックごみ	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	_
	計	19.7	20.4	21.4	11.0	16.4	17.0	18.0	12.7	14.7	12.8

注「ゴミゼロ運動」は、環境美化運動として昭和57年から「関東地方環境美化運動の日(5月30日前後の日曜日)」を中心に実施している。

## (2)清掃施設見学会の実績

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
開催数	35	24	23	17	15	14	13	21	20	16

注 ごみ処理の現状を体験し、ごみ減量の重要性を認識してもらうために、市内の清掃施設(柏市リサイクルプラザ、柏プラネット、第2清掃工場等)を見学するもの。対象は市民。平成3年度から「ごみ体験ツアー」として実施しており、平成15年度から名称を「清掃施設見学会」に改めた。平成19年度からは柏市全域の実績を掲載している。

## (3)ごみ減量説明会の実績

年度	開催数	説明会での主な内容
27	3	循環型社会と3R,ごみ減量の手法,分別の方法,不適切排出事例
28	5	循環型社会と3R,ごみ減量の手法,分別の方法,不適切排出事例
29	7	循環型社会と3R,ごみ減量の手法,分別の方法,不適切排出事例

注 町会, 自治会や各種団体を対象に, ごみ減量, 資源化について説明するもの。平成4年から実施している。

## (4)生ごみ処理容器の補助の推移

(単位:基,世帯,千円)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
コンポスト	38	44	49	42	41	43	27	38	19	25
EM菌等の微 生物を利用し た処理容器	84	57	37	67	39	38	28	30	21	8
機械式 処理機	148	139	70	51	39	40	43	31	41	48
計	270	240	156	160	119	121	98	99	81	81
世帯数	233	215	135	131	103	96	86	84	71	77
補助金額	1,616	1,542	856	730	577	558	553	449	503	579

#### 注1 柏市全域の実績を掲載している。

2 生ごみ処理容器の補助内容は下表のとおり。

対 象	生ごみ処理容器等
補助金の額	容器等1基につき、コンポスト・EM容器は購入価格の2分の1、機械式は購入価格の3分の1に相当する額とし、10、000円を限度とする。
対象となる容器の数	1世帯または1集会施設当たり、1年度につき2基を限度とする。ただし、 機械式は、初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基を限度とする。

<sup>※</sup>平成7年9月からEM菌等の微生物を利用したものや機械式の生ごみ処理機にも補助を拡大,平成8年4月には補助限度額を1基当たり30,000円に引き上げた。

## (5)環境(ごみ)学習の実績

年度	実		施	内	容
	出前授業:				
27	柏第四小学校4年生(128名) 他	1			
	<u>計 21</u>	1校	計21回	1, 830	<u>名</u>
	出前授業:				
28	柏第三小学校4年生(164名) 他	1			
	<u>計 18</u>	3校	計18回	1, 679	<u>名</u>
	出前授業:				
29	柏第三小学校4年生(164名) 他	1			
	<u>計 20</u>	0校	計20回	1, 711:	<u>名</u>

注 出前授業の内容は、小学校へ出向き、ごみ問題について、ゲーム等を通じ子供たちにわかりやすく説明するもの。

## (6)リサイクルプラザリボン館事業

ア. リサイクル教室実施状況[リサイクルプラザリボン館]

年度	講 座 名	実施回数	延べ受講者数
27	古布で裂き織り、包丁の研ぎ方、自転車の直し方、古着でぞうり作り、	100	793
21	なんでも修理教室,和服からロングベスト作り 等	100	193
28	古布で裂き織り、包丁の研ぎ方、自転車の直し方、古着でぞうり作り、	98	763
20	なんでも修理教室、和服からロングベスト作り等	90	703
	古布で裂き織り、包丁の研ぎ方、自転車の直し方、古着でぞうり作り、	102	790
29	なんでも修理教室、帯からトートバッグ作り    等	102	729

<sup>※</sup>平成17年4月1日から機械式生ごみ処理機の補助率(3分の1に相当する額)と補助基準(5年度に1基が限度)を変更した。

<sup>※</sup>平成18年4月1日から上限額を10,000円に変更。補助総額を当初予算の範囲内とした。

# イ. その他啓発イベント

年度	実施日	名 称	開催場所	来場者
	4月12日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザ3階リボン館	500人
H27	6月14日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザ3階リボン館	450人
	8月2日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザ3階リボン館	350人
H28	5月15日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	380人
H29	6月 4日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	390人

# ウ. こどもエコ探検ツアー

実施日	見 学 先	対象者	参加者
8月3日	南部クリーンセンター,第五・第六水源地他	市内小学3~6年生	21名

# エ. リサイクル家具の販売

	家 具	
展示	申 込 者	購入者
212点	94名	51名

注1 平成29年度から自転車の販売を休止した。

# オ. リサイクルプラザ施設利用状況

<b>→</b> ∧		見学/視察		講			
区分	行 政	各種団体	一般	受講者	講師	運営委員等	合 計
件数	0	54	_	102	_	_	156
人数	0	3, 970	1, 276	729	124	222	6, 321

# (7)リサイクルフェア

口	開催年月日·場所	参加者数	主 な 内 容
第17回	H27.10.4(日)	900名	フリーマーケット(室内), リサイクル作品コンテスト,
平成27年度	   柏市リサイクルプラザ		エコクイズ, 3R 体験コーナー(ふろしきの使い方講
			座等), リユース食器利用による模擬店 等
第18回	H28.11.13(目)	570名	フリーマーケット、ソーラークッキング、リサイクル作
平成28年度	柏の葉小学校		品コンテスト, エコクイズ, 3R 体験コーナー
第19回	H29.10.1(目)	450名	フリーマーケット,ソーラークッキング,リサイクル作
平成29年度	柏市リサイクルプラザ		品コンテスト, エコクイズ, 3R 体験コーナー

# (8)ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行

(0) (0) [次至/	<del>ム 和                                   </del>	ンクリーフ パーレイフ 」 マンフ 先1 J			
号	発行日	主な内容			
創刊号	H 5.12. 7	柏市のごみ状況/ごみ出し方再確認/資源品の分け方・出し方			
第2号	H 6. 4. 1	発泡トレーのリサイクル/発泡トレー回収協力店			
第3号	Н 6.11.11	プラスチックごみ分別収集アンケート結果/雑紙・紙パックリサイクル大作戦			
号外	H 7. 1.21	プラスチックごみ分別スタート/新ごみの分け方・出し方			
第4号	H 7. 3.26	ごみ分別クイズ/新ごみの分け方・出し方			
第 5 号	H 7.10.15	プラスチック処理の流れ/買物袋持参でレジ袋削減/再生品を利用しよう			
第6号	Н 8. 3.15	ごみを出さない買い方/ごみ処理費用/リサイクル協力店・エコオフィス推 奨制度スタート			
第7号	H 8. 9. 1	ごみ減量のアイデア/粗大ごみ有料化			
第8号	H 9. 3. 1	PETボトル分別収集スタート/リサイクル協力店・エコオフィス			
第9号	H 9.12.15	再生品のある生活/発泡トレーは回収協力店へ			
第 10 号	H10. 3.25	レジ袋意識調査結果			
第 11 号	H10.10. 1	考察マイバック/プラスチックごみ処理事情			
第 12 号	H11. 3. 1	資源品再生体験ツアーレポート			
第 13 号	H11. 8. 1	グリーンコンシューマでいこう/リサイクルプラザ建設へ			
第 14 号	H12. 2.15	一人1日100グラム減量大作戦/リサイクル協力店			
第 15 号	H12. 9.15	子供たちが頑張るごみ減量/プラスチックごみの処理事情			
第 16 号	H13. 2. 1	柏市ごみ減量化行動計画を策定しました			
第 17 号	H13. 8. 1	プラスチックごみ処理施設「柏プラネット」オープン			
第 18 号	H14. 2. 1	小学生が資源当番にチャレンジ/3R取組み事例集			
第 19 号	H14. 7.15	「リサイクルプラザ」オープン/リサイクル協力店			
第 20 号	H15. 2. 5	ごみ分別のポイント・分別早見表			
第 21 号	H15. 8. 1	実践!ごみを生まない,ごみにしない!生活			
第 22 号	H16. 2. 1	ごみの減量・資源化は正しいごみ出しから			
第 23 号	H16. 8. 1	分別徹底とリサイクルのために/平成 17 年 4 月からごみの出し方が一部変ります			
第 24 号	H17. 2. 1	4月からごみの出し方を一部変更します/皆さんの質問にお答えします			
第 25 号	H17. 8. 1	プラスチックのリサイクル/容器包装リサイクル法/買い物袋持参協力店制度/合併後のごみ処理体制			
第 26 号	H18. 2. 1	古紙リサイクル/リフレッシュプラザ柏/リボン館のリサイクル自転車・家具			
臨時増刊号	H18. 3. 1	ごみの分け方・出し方/粗大ごみ処理券販売店/ごみの持ち込み/一般 廃棄物処理業者			
第 27 号	H18. 9. 1	環境にやさしい買い物/グリーンコンシューマー/ごみ減量推進協議会			
第 28 号	H19. 3. 1	集積所のマナー/リサイクル家具・自転車の展示販売/買い物袋持参協 力店			
第 29 号	H19. 9. 1	レジ袋を考えよう!/違反ごみによる事故/指定ごみ袋にエコマーク			
第 30 号	H20. 2. 1	ごみ減量度チェック/ごみの出し方/「3R推進シンポジウムちば」			
第 31 号	H20. 9. 1	分別の達人を目指そう!/ペットボトルリユース実証実験/指定ごみ袋の 原料変更			

第 32 号	H21. 2. 1	ごみ減量実践のすすめ/リサイクル協力店等一覧/家電リサイクル法の品 目追加とリサイクル料金の一部変更について
第 33 号	H21.9.1	ごみについて調べたよ!学んだよ!/ごみの出し方Q&A/指定ごみ袋事業者新規参入について/買い物袋持参協力店新規加入店紹介
第 34 号	H22.3.20	買い物袋持参協力店特集/テレビの適正なリサイクルについて/ごみ出し の時間について
第 35 号	H22.9.1	ごみの分別と出し方のポイントチェック/不法投棄について
第 36 号	Н23.2.1	今すぐはじめよう!ごみダイエット大作戦/テレビの適正なリサイクルについて/ごみの出し方
第 37 号	H23.11.1	リボン館で3R体験/草・木・枝・葉の分別排出について/容器包装プラス チック類の分別について/テレビの適正なリサイクルについて
第 38 号	H26.3.1	3R でごみ減量/大きなごみの出し方/草・木・枝・葉の分別排出
第 39 号	H27.7.1	食卓からエコ(3R/フードバンク/生ごみ処理容器等購入費補助制度)/「3 R」を学ぶなら柏市リサイクルプラザリボン館/夏休みごみダイエットにチャレンジ!(募集!生ごみ日記を記録しよう)/もう一度確認「容器包装プラスチック」
第 40 号	H28.10.1	ごみの出し方/「お宝」を無駄にしていませんか?~使用済み小型家電の回収にご協力を~/医療系廃棄物は医療機関等へ/3R推進マイスターがやってくる/リサイクルフェア 2016 開催案内
第 41号	H29.10.15	食品ロスについて(年間量等)/食品ロスの原因/今日からできるロス削減/野菜の保存方法/消費期限と賞味期限/フードバンク活動/食べ残しゼロのすすめ/プラスチック製ごみの出し方/スプレー缶・PETボトルの出し方/ざつ紙の分別/ごみ分別アプリ

注1 4面,不定期発行。

# (9)指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
対象事業所数	160	157	156	156	151	198	212	214	226	197
提出事業所数	131	132	127	125	127	146	175	157	197	175
立入り事業所数	17	9	10	0	5	10	10	10	7	10

注 柏市廃棄物処理清掃条例第23条の規定に基づき,指定多量廃棄物排出者に対し「事業系一般廃棄物減量計画書」の 提出を依頼した事業所数,提出数,市が立入調査した事業所数。平成6年度から実施。

<sup>2</sup> 第 37 号までは、町会・自治会を通じ、全戸配布。第 38・39 号は単独で新聞折込にて配布。第 40 号以降は、市広報紙の別冊として新聞折込で配布。

# (10)3R推進事業所

	事 業 所 名	住所	推奨開始年月日
1	パウダーテック株式会社	十余二217	平成27年4月1日
2	株式会社DNPテクノパック 柏工場	十余二409	平成27年4月1日
3	株式会社斎藤英次商店	柏6-1-1流鉄柏ビル3階	平成27年4月1日
4	京葉ガス株式会社東葛支社	柏211-5	平成29年4月1日
5	伊藤ハム株式会社東京工場	根戸1-3	平成29年4月1日

注 発泡トレー回収協力店,リサイクル協力店・エコオフィス,買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し,平成27年4月から開始。(2年ごとに推奨申請)

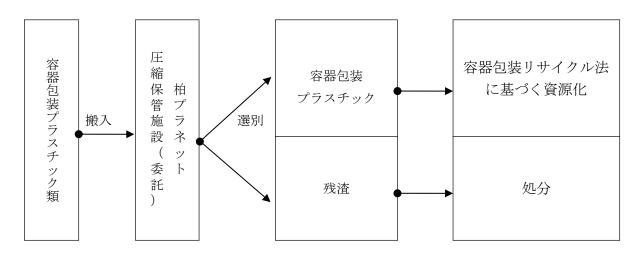
## (11)3R推進店

	事業所名	住所	推奨開始年月日	
1	ヨークマート花野井店	花野井681	平成27年4月1日	
2	リビングショップ間宮	加賀3-21-2	平成27年4月1日	
3	生活クラブ生活協同組合 松葉町デポー	松葉町3-15-1	平成27年4月1日	
4	株式会社いなげや沼南店	大井1885-1	平成27年4月1日	
5	柏市役所職員組合売店	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日	
6	ららぽーと柏の葉東急ストア	若柴175	平成27年4月1日	
7	道の駅しょうなん農産物直売所	箕輪新田59-2	平成27年4月1日	
8	株式会社アグリプラス かしわで	高田100	平成27年4月1日	
9	マミーマート光ヶ丘店	光ヶ丘2-25-10	平成27年4月1日	
10	株式会社サンベルクス 柏つくしが丘店	つくしが丘5-13-1	平成27年4月1日	
11	ベルクス新豊四季店	豊四季135-15	平成27年4月1日	
12	株式会社東武ストア新柏店	新柏1-4-1	平成27年4月1日	
13	株式会社ヨークマート新柏店	名戸ヶ谷888-1	平成27年4月1日	
14	株式会社フードスクエアカスミ 南柏駅前店	南柏中央3-2	平成27年4月1日	
15	イオンリテール株式会社 イオン柏店	豊町2-5-25	平成27年4月1日	
16	株式会社京北スーパー布施店	布施新町1-4-4	平成27年4月1日	
17	株式会社ライフ 増尾店	増尾台3-5-15	平成27年4月1日	
19	株式会社 FOOD OFF ストッカー 柏布施店	布施814-14	平成27年4月1日	
20	株式会社ピーコックストア 豊四季台店	豊四季台4-1-20	平成27年4月1日	
21	マックスバリュ 柏松ヶ崎店	大山台1-6	平成27年4月1日	
22	フードスクエアカスミ 柏中新宿店	中新宿3丁目11-1	平成27年4月1日	
23	フードマーケットカスミ 柏たなか駅前店	小青田279番地1東69-1	亚战97年4月1日	
23	フェドマークラドルへく 作化はが動い的店	街区20	平成27年4月1日	
24	生活クラブ生協デポー大津ヶ丘	大津ヶ丘3-4-1-105	平成27年4月1日	
25	J's cafe & shop	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日	
26	フードスクエアカスミ柏千代田店	千代田2-7-11	平成29年4月1日	

注 発泡トレー回収協力店,リサイクル協力店・エコオフィス,買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し,平成27年4月から開始。(2年ごとに推奨申請)

#### 2 容器包装プラスチック資源化事業

#### (1) プラスチックの資源化の流れ



## (2) プラスチック収集量と資源化量

(単位: t)

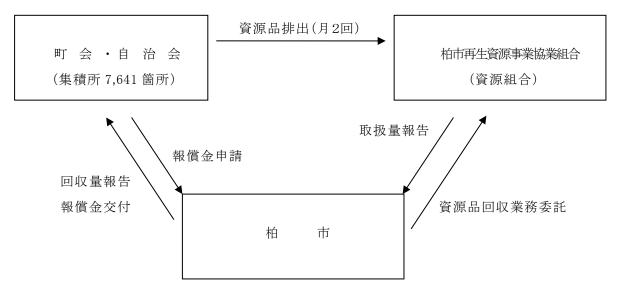
年度	家庭系	事業系	搬入量計	容器包装	処理委託費	
十及	搬入量	搬入量	が以入重日	プラスチック	(千円)	
20	5,572	253	5,825	4,878	386,417	
21	5,538	235	5,774	4,497	386,173	
22	5,402	204	5,606	4,786	352,999	
23	5,337	197	5,534	4,694	294,599	
24	5,342	195	5,537	4,508	285,769	
25	5,335	167	5,502	4,519	269,667	
26	5,206	149	5,355	4,361	260,935	
27	5,423	125	5,548	4,539	254,399	
28	5,274	124	5,398	4,577	261,624	
29	5,231	105	5,336	4,526	277,299	

- 注1 清掃工場負荷軽減のため、平成7年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成7~11年度は、主に固形燃料 (RDF) へと資源化した。
  - 2 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、同年から、収集したプラスチックを容器包装プラスチック・容器包装以外のプラスチック・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、容器包装以外のプラスチックは従来と同様に固形燃料へと資源化委託した。
  - 3 平成17年度からプラスチックの分別を変更し、分別収集するプラスチックは容器包装プラスチック類のみとした。収集した容器包装プラスチック類・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡している。

## 3 資源品回収事業

# (1)資源回収システムの概要

平成29年4月1日現在



注1 市から町会・自治会への報償金は、回収量1キロ当たり3円。

# (2)柏市再生資源事業協業組合の概要

平成29年4月1日現在

名称	柏市再生資源事業協業組合						
場所	柏市十余二348-	柏市十余二348-212					
⇒n <b>i</b> _	昭和56年9月18日	に柏市再生資源事業協	協同組合を設立				
設立	平成14年3月14日に柏市再生資源事業協業組合へ改称						
資本金	42,000千円(100千円×420口)						
組合員数	14 名	14 名					
従業員数	109 人(パー	トを含む)					
	回収	35人	PET	7人			
内訳	金属	15人	古紙	20人			
	カレット	12人	事務他	20人			

# (3)資源回収品目

平成29年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
 古紙類	新聞,ダンボール,雑	・品目別に小さくひもで束ねて出す。
	   誌·ざつ紙(包装紙,	  ・ざつ紙は雑誌等にはさむか, 不要の紙袋に入れて出す。
	   空き箱など)	・ビニール加工した紙類は出さない。
紙パック類	牛乳やジュース類の	・洗って開いて乾かしたものを出す。
	パック	・内側が銀色(アルミ箔でコーティングされたもの)は出さな
		۷°,
		・雨の日には出さない。
古着·古布類	各種衣類,カーテン,	<ul><li>・ボタン, ファスナーはつけたまま出す。</li></ul>
	シーツ, 毛布, タオル	・まとめてひもで束ねて出す。
	ケットなど	・カーペット, 枕, 切断くず, 油汚れのもの, 合成皮革, 使用
		済みウエスは出さない。
		・雨の日には出さない。
PETボトル	飲料用,酒類,しょう	<ul><li>・中を軽くすすいでふたとラベルを取り,踏みつぶしてから</li></ul>
	ゆ用などのペットボト	出す。
	ル	・集積所に用意してある「PETボトル」と表示した袋に入れ
		る。
空ビン類	飲料用のビン,食料	・ふたを取り、集積所に用意してある「空ビン入れ」と表示し
	用のビン, 酒瓶など	た袋に入れる。
		・化粧品のビンは出さない。
		・電球, 蛍光管, 鏡, アンプル, 耐熱ガラス製品, その他特
		殊ガラス製のものは出さない。
		・ビンの中に残っているものは,軽くすすいできれいにす
		る。
空カン類	飲料の缶,食料の缶,	・集積所に用意してある「空カン入れ」と表示した袋に入れ
	卓上ガスボンベ, スプ	る。
	レー缶など	・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。
		・スプレー缶は、中身を使い切り、穴を開けない。
金属類	自転車,鍋,フライパ	・品目別に並べて出す。
	ン, 金属のふた, 石油	・スプーン,フォーク,くぎ等の小さい金属類は「空カン入
	ストーブ, その他ほと	れ」と表示した袋に入れる。
	んど金属でできている	・自転車は「資源品」と表示する。
	もの	・大型金属類(30kg, 3m超)は無料回収。

## (4)品目別資源品処理量の推移

(単位:t)

年度	古着·古布	金属・空カン類	空ビン類	古紙類	PETボトル	計
20	1,681	2,421	2,446	17,540	938	25, 026 (搬入量25,335)
21	1,708	2,454	2,512	15,723	929	23, 326 (搬入量23,647)
22	1,718	2,485	2,498	15,399	964	23, 063 (搬入量23,155)
23	1,956	2,540	2,516	15,419	1,127	23, 558 (搬入量23,770)
24	1,765	2,445	2,513	14,654	1,078	22, 456 (搬入量22,611)
25	1,739	2,396	2,449	14,154	1,020	21, 758 (搬入量21,846)
26	1,663	2,421	2,468	13,345	971	20, 867 (搬入量21,000)
27	1,727	2,401	2,459	12,859	957	20, 402 (搬入量 20,455)
28	1,635	2,452	2,437	12,042	955	19, 521 (搬入量:19,645)
29	1,675	2,457	2,330	11,258	952	18, 672 (搬入量:19,076)

- 注1 PETボトルの資源品回収を平成9年度から開始。
  - 2 搬入量との差は残渣等によるもの。
  - 3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

# (5)小型家電市・宅配回収量の推移

年度	ボックス回収	イベント回収	合計
27	4, 756kg	28kg	4, 784kg
28	3, 894kg	3. 6kg	3, 898kg
29	5, 135kg	1. 8kg	5, 137kg

- 注1 旧柏地域・旧沼南地域について統一的に回収しているため、実績は両地域の合計値を記載。
  - 2 平成26年11月から27年3月までの期間は国の実証事業として実施。
  - 3 平成29年6月から柏駅前行政サービスセンターに回収ボックスを設置し、設置箇所が18箇所となった。

(5)年度別資源	品処理状況			<u>()</u>	単位:kg,円)
年 度	20	21	22	23	24
古紙類	17,540,330	15,723,040	15,398,750	15,419,330	14,654,200
(割合・%)	70.1	67.4	66.8	65.5	65.3
古着•古布類	1,680,940	1,707,730	1,718,220	1,955,710	1,765,160
(割合・%)	6.7	7.3	7.4	8.3	7.9
PETボトル	937,650	928,820	963,700	1,126,720	1,078,250
(割合・%)	3.7	4.0	4.2	4.8	4.8
空ビン類	2,446,102	2,512,350	2,497,584	2,516,140	2,513,490
(割合・%)	9.8	10.8	10.8	10.7	11.2
金属・空カン類	2,420,730	2,454,030	2,485,140	2,539,740	2,444,970
(割合・%)	9.7	10.5	10.8	10.8	10.9
合計	25,025,752	23,325,970	23,063,394	23,557,640	22,456,070
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容り法負担金	307,836	585,403	620,739	460,493	347,060
報償金	75,045,540	70,008,150	68,566,770	70,405,620	66,942,420

支給対象団体数

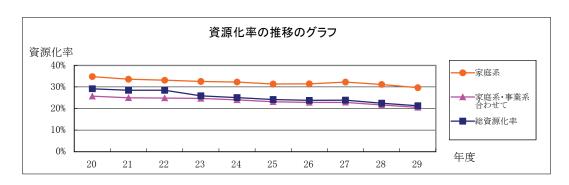
年 度	25	26	27	28	29
古紙類	14,153,950	13,345,140	12,858,500	12,042,050	11,257,990
(割合•%)	65.0	64.0	63.0	61.7	60.3
古着·古布類	1,739,120	1,663,090	1,727,320	1,635,180	1,674,670
(割合•%)	8.0	8.0	8.5	8.4	9.0
PETボトル	1,019,580	970,540	956,860	955,120	951,900
(割合•%)	4.7	4.7	4.7	4.9	5.0
空ビン類	2,449,470	2,467,850	2,458,630	2,437,190	2,330,260
(割合•%)	11	12	12.1	12.5	12.5
金属・空カン類	2,396,150	2,420,650	2,400,700	2,451,530	2,457,260
(割合•%)	11.0	11.6	11.8	12.6	13.2
合計	21,758,270	20,867,270	20,402,010	19,521,070	18,672,080
(割合•%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容リ法負担金	314,384	450,719	605,178	2,033,794	538,725
報償金	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860	55,609,920
支給対象団体数	274	274	276	281	285

# (6) 資源化率の推移

# ア. 総資源化率

<i></i>	小心	其你化学									(	単位:t)
		年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
可	可燃・不燃・粗大①		89,832	88,273	86,816	89,426	88,987	90,842	89,122	87,547	90,259	93,064
	分	資源品	25,335	23,647	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776
	別収	プラスチック	5,825	5,773	5,606	5,534	5,537	5,502	5,355	5,548	5,398	5,288
	集	小型家電	_	_	_	_	_	_	2	4	3	4
	時	小計②	31,160	29,420	28,761	29,304	28,147	27,348	26,357	26,007	25,046	24,068
\/ <del>f=+</del>		エコセメント	300	299	299	0	0	0	0	0	0	0
資源	中	溶融資源化	_	_	169	0	0	0	0	0	0	0
化	間		260	253	253	270	257	229	211	220	229	202
物	処	スラグ	2,462	2,281	2,368	126	0	0	0	0	0	0
123	理		32	121	52	0	0	0	0	0	0	0
	後	破砕鉄屑	1,115	1,135	968	977	994	1,000	914	863	692	677
		小計③	4,169	4,089	4,109	1,373	1,251	1,229	1,125	1,083	921	879
	J	廃乾電池等④	25	28	31	26	27	27	31	33	30	28
	合計(5)(②+(3)+(4))		35,354	33,537	32,901	30,703	29,425	28,604	27,513	27,123	25,997	24,975
総	: Z	み量⑥(①+②)	120,992	117,693	115,577	118,730	117,134	118,190	115,479	113,554	115,305	117,132
		総資源化率 ⑤/⑥*100)	29.2%	28.5%	28.5%	25.9%	25.1%	24.2%	23.8%	23.9%	22.5%	21.3%

- 注1 プラスチックについては、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し本格的に資源化を開始した。
  - 2 小型家電については、平成26年11月から国の実証事業として資源化を開始した。



# イ. 家庭系ごみの資源化率

										(	(単位:t)
年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	可燃・不燃・粗大ごみ	57,858	57,596	57,655	60,251	58,583	59,448	57,151	54,316	54,982	56,953
	資源品	25,335	23,647	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776
家	プラスチック	5,572	5,539	5,402	5,337	5,342	5,335	5,206	5,423	5,274	5,229
庭	小型家電	_	-	-	Ī	Ī	-	2	4	3	4
系	資源品計	30,907	29,185	28,557	29,107	27,953	27,181	26,208	25,882	24,922	24,009
	総ごみ量	88,765	86,781	86,212	89,358	86,536	86,629	83,359	80,198	79,904	80,962
	資源化率	34.8%	33.6%	33.1%	32.6%	32.3%	31.4%	31.4%	32.3%	31.2%	29.7%

# ウ. 事業系ごみの資源化率

										(	<u>単位:t)</u>
	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	可燃・不燃・粗大ごみ	31,974	30,679	29,161	29,175	30,404	31,394	31,971	33,231	35,337	36,111
事	プラスチック	253	236	204	197	195	167	149	68	64	59
業	資源品計	253	236	204	197	195	167	149	68	64	59
系	総ごみ量	32,227	30,915	29,365	29,372	30,599	31,561	32,120	33,299	35,401	36,170
	資源化率	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%

# エ. 家庭系・事業系を合わせた資源化率

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
資源化率 (中間処理後の資源を除く)	25.8%	25.0%	24.9%	24.7%	24.0%	23.1%	22.8%	22.9%	21.7%	20.5%

I 部

(旧柏地域)

第3章

# し尿処理等

#### 1 概要

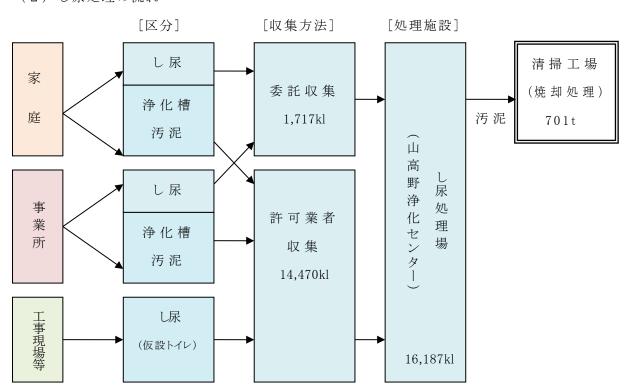
# (1) し尿処理状況(人口比)の推移

(単位:人,%)

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内 人口(市内全域)		
20	269,221	79.1	67,153	19.7	4,037	1.2	340,411	100.0	
21	275,479	80.2	64,080	18.7	3,863	1.1	343,422	100.0	
22	285,199	82.6	56,688	16.4	3,625	1.0	345,512	100.0	
23	286,473	83.1	54,764	15.9	3,411	1.0	344,648	100.0	
24	315,572	90.1	31,436	9.0	3,192	0.9	350,200	100.0	
25	318,109	90.3	31,207	8.9	2,980	0.8	352,296	100.0	
26	324,259	91.5	27,448	7.7	2,804	0.8	354,511	100.0	
27	328,598	91.9	26,329	7.4	2,649	0.7	357,576	100.0	
28	333,329	92.3	25,248	7.0	2,459	0.7	361,036	100.0	
29	337,331 92.5		25,108	6.8	2,284	0.6	364,723	100.0	

- 注1 し尿の収集は市が委託により行い,処理は直営のし尿処理場で行う。
  - 2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者が収集し、し尿処理場で処理。

## (2) し尿処理の流れ

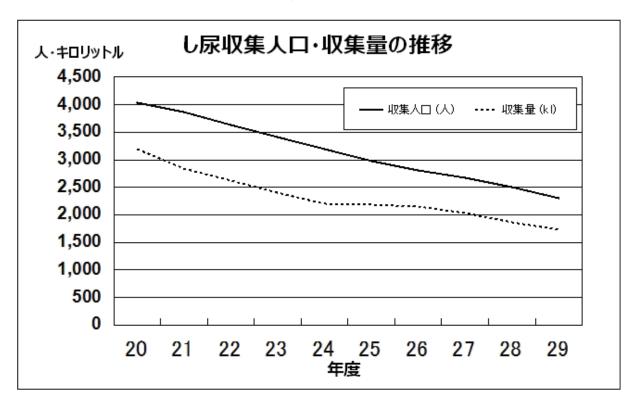


- 注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場・イベント会場等の仮設トイレは許可業者により収集 を行っている。
  - 2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

## 2 し尿の収集

			し 尿		
年度	収集戸数	収集人口	収集量	収集日数	収集日量
	(戸)	(人)	(kl)	(目)	(kl)
20	1,674	4,037	3,192	245	13
21	1,614	3,863	2,834	243	12
22	1,526	3,625	2,624	243	11
23	1,449	3,411	2,400	246	10
24	1,369	3,192	2,207	245	9
25	1,292	2,980	2,183	246	9
26	1,228	2,804	2,145	245	9
27	1,177	2,670	2,039	245	8
28	1,117	2,511	1,870	246	8
29	1,034	2,302	1,717	245	7

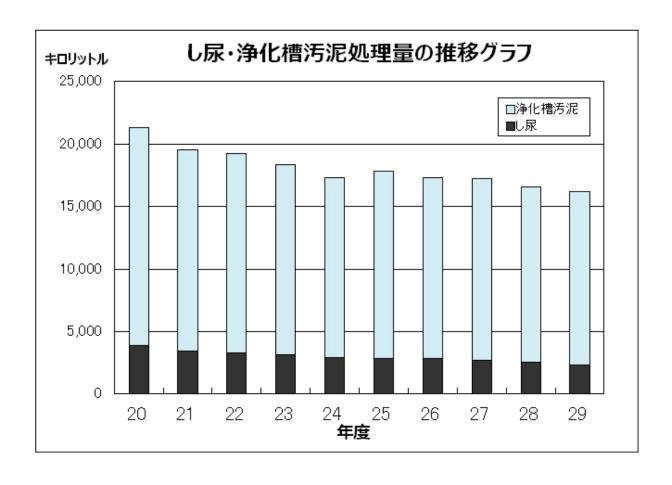
- 注1 収集戸数には、事業所を含む。
  - 2 許可業者が収集する仮設トイレは含まない。



# 3 し尿の処理

(単位: k 1)

左曲	40.79 口 米		処理量			処理日量	
年度	処理日数	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
20	365	3,890	17,447	21,337	11	48	59
21	365	3,459	16,078	19,537	9	44	54
22	365	3,301	15,956	19,257	9	44	53
23	366	3,162	15,178	18,340	9	41	50
24	365	2,922	14,416	17,338	8	40	48
25	365	2,846	15,024	17,870	8	41	49
26	365	2,889	14,440	17,329	8	40	48
27	366	2,707	14,569	17,276	7	40	47
28	365	2,534	14,046	16,580	7	38	45
29	365	2,356	13,831	16,187	6	38	44



#### 4 浄化槽設置基数の推移(旧柏地域)

(単位:基,千円)

	净	化槽設置基	数	補助制度	度による合併浄	化槽設	置基数
年度	単独	合併	計	下水道認 可区域内	下水道認 可区域外	計	補助金交付額
12	26,416	2,662	29,078	1	20	21	8,898
13	26,410	2,928	29,338	2	20	22	11,283
14	26,392	3,156	29,548	5	18	23	9,843
15	26,366	3,362	29,728	8	22	30	12,507
16	25,393	3,581	28,974	7	16	23	7,252
17	21,040	3,098	24,138	2	19	21	7,488
18	17,615	3,611	21,226	3	9	12	3,174
19	17,277	3,744	21,021	2	7	9	4,230
20	17,067	3,819	20,886	4	4	8	4,392
21	17,056	3,949	21,005	2	4	6	3,186
22	16,128	3,747	19,875	0	11	11	7,084
23	15,243	3,896	19,139	0	8	8	5,286
24	15,230	4,042	19,272	0	11	11	5,820
25	15,227	4,168	19,395	0	1	1	576
26	15,223	4,289	19,512	0	1	1	444
27	15,220	4,373	19,593	0	2	2	818
28	15,210	4,487	19,697	0	2	2	818
29	15,118	4,573	19,691	0	1	1	576

- 注1 補助の内容:下水道認可区域以外の区域(概ね市街化調整区域)において、 単独浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を 交付。
  - 2 補助金額は合併処理浄化槽の処理能力や人槽等によって異なる。
  - (1)単独浄化槽から転換する場合 332千円~963千円
  - (2) 汲み取り便所から転換する場合 332千円~963千円

#### 5 あき地の管理指導実施件数

年度	事前指導件数	苦情処理件数 (あき地以外の苦情も含む)	草刈り機貸出し台数
20	329(内 0)	431(内 93)	330
21	315(内 36)	324(内 54)	341
22	325(内 41)	288(内 35)	355
23	308(内 39)	365(内 62)	369
24	305(内 38)	371(内 107)	_
25	113(内 24)	315(内 63)	_
26	131(内 30)	433(内 65)	_
27	100(内 21)	430(内 81)	_
28	139(内 32)	304(内 62)	_
29	96(内 20)	315(内 53)	_

- 注1 「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、事前指導通知及び苦情対応を行っている。
  - 2 衛生害虫駆除等の相談を行っている。
    - 29年度相談件数 420件(20年度から沼南地域分を含む)
  - 3 平成20年度から柏市全域の実績。( )内は旧沼南地域の件数(20年度から組織の統廃合により加入)

#### 6 犬・猫等の死体処理件数

(単位:頭)

	年度	Ę	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
種		犬	10	11	13	9	9	18	4	8	5	9
類	猫		614	637	576	692	623	680	668	682	611	546
別	その他		200	197	234	230	194	233	246	296	320	302
		犬	0 (33)	0 (50)	0 (46)	0	0	0	0	0	0	0
       有	有	猫	0 (20)	0 (32)	0 (29)	0	0	0	0	0	0	0
料料	料	その他	0 (11)	0 (16)	0 (20)	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0 (64)	0 (98)	0 (95)	0	0	0	0	0	0	0
無		犬	10	11	13	9	9	18	4	8	5	9
料	無	猫	614	637	576	692	623	680	668	682	611	546
別	料料	その他	200	197	234	230	194	233	246	296	320	302
		小計	824	845	823	931	826	931	918	986	936	857
年	年間処理数		824	845	823	931	826	931	918	986	936	857

- 注1 ()内は北部南部清掃工場に直接搬入された頭数。
  - 2 犬・猫等の死体は、環境サービス事務所が戸別に収集または直接搬入により清掃工場で焼 却処理している。(20年度、環境サービス事務所等は統合され環境サービス課が発足)
  - 3 20年度から道路サービス事務所、環境サービス事務所、沼南支所が無料で収集していたものは環境サービス課が一括して民間委託し、戸別の有料収集は廃止した。

# Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第1章

# ごみ処理事業

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

# 1 ごみの分別方法及び処理方法

平成29年4月1日現在

# (旧沼南地域)

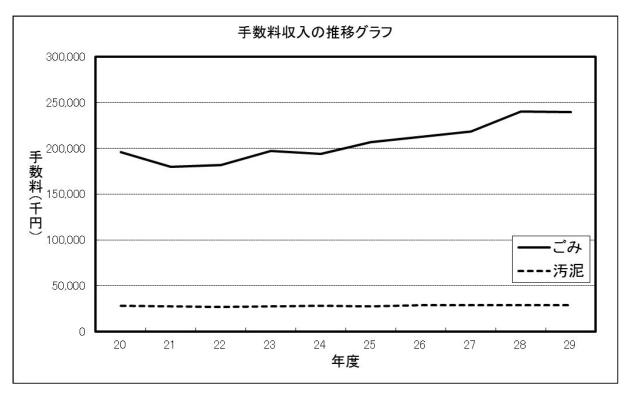
	燃やすごみ	プラスチッ ク系ごみ	ペットボトル	資源ごみ	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	粗大ごみ
ごみの種類	生ごみ類 落ち葉・草 木のの落を しにくいる 器包装プラ スチック類 資源になら	タポータ 容器包装プ ラスチック 類(トレイ、 発泡スチョ ール、レジ 袋等)	ペットボトル	空き缶類 空きビン類 金属類 小型電気製品類 布類 古紙類	革・ゴム製品 硬質プラ ガラス せともの その他	ライター 刃物類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計	3辺の合計 が1m以上 のもの
	ない紙くず 類						
収集容器	指定袋(半透明)	指定袋(赤)	専用ネット	中身の見え る袋 (黒ビニー ル袋以外) 紐で縛る	中身の見え る袋 (黒ビニー ル袋以外)	中身の見え る袋 (黒ビニー ル袋以外)	_
収集回数	週3回	週1回	月2回	週1回	月2回	月1回	申込み制
収集方法	ステーション方式						
収集の対象				一般家庭			
収集形態				委託(100%)	)		
処理方法	焼却処理   再生資源化 (			及び売却、資		理 原化、その他 いては焼却	焼却処理 及び破砕選 別処理
処理施設	クリーンセン ーしらさぎ/」 間委託		困包施設 引委託)	選別施設(民間委託)	クリーンセンターしらさぎ/ 民間委託		クリーンセン ターしらさぎ /民間委託

# 2 手数料収入の推移(柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合)

(単位:千円,%)

	ごみ		汚泪	尼	手数料	清掃費	
年度	手 数 料	構 成 比	手 数 料	構 成 比	合計 (A)	総額 (B)	A/B
2 0	195, 697	87.4	28, 288	12.6	223, 985	2, 243, 657	10.0
2 1	179, 820	86. 7	27, 703	13. 3	207, 523	2, 312, 255	9. 0
2 2	181, 671	87.0	27, 089	13.0	208, 760	2, 291, 415	9. 1
2 3	196, 817	87.7	27, 684	12. 3	224, 501	2, 459, 946	9. 1
2 4	194, 149	87.3	28, 275	12. 7	222, 424	2, 492, 525	8.9
2 5	206, 505	88.3	27, 427	11. 7	233, 932	2, 628, 602	8.9
2 6	212, 444	88.0	28, 885	12.0	241, 329	3, 085, 897	7.8
2 7	218, 338	88.3	28, 901	11. 7	247, 239	3, 418, 308	7. 2
2 8	240, 138	89. 3	28,857	10.7	268, 995	2, 547, 850	10.6
2 9	239, 177	89.4	28, 470	10.6	267, 647	2, 763, 362	9. 7

- 注1 手数料の額は、環境衛生組合の歳入による処理手数料である。 2 清掃費は、周辺整備費及び還元施設費等を含めた環境衛生組合の歳出による額である。 3 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数料を含む



# 3 ごみ量

(1) 平成28・29年度ごみ量の増減

		<u> 4成28・29年度ごみ</u> 量	単位	28年度	29年度	増減	備	考
		人口(A)	1 1-2-4	52,621	52,495	- H NO	1/114	•
		(毎年度末日人口)	人	(住基人口)	(住基人口)	<b>▲</b> 126		
	т —	すごみ	t/年	7,632	7,434	<b>▲</b> 198		
		スチック系ごみ	t/年	838		<u> </u>		
		トボトル	t/年	132	130	os <b></b> 2		
家庭		記され 記ざみ	t/年	2,133		_ <u>-</u> 5 <b>▲</b> 96		
庭系		Pさないごみ	t/年	713		<u> </u>		
		··有害物	t/年	22	21	<b>▲</b> 1		
み		、	t/年	261	287			
		`ニ/  済み小型家電	t/年	0	1	1		
		†(B)	t/年	11,731	11,436			
		マナごみ	t/年	4,491	i	<b>▲</b> 125		
事		**たったいごみ	t/年	101		<u>–</u> 120 14		
$\star$		(( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	t/年	0	0			
( )		ドニック スチック系ごみ	t/年	0	0	o		
み		/(C)	t/年	4,592	, ,	<u> </u>		
	ПВ		t/年					
		合計(D)(B+C)		16,323		▲ 406		
		金属類	t/年	427	431	4		
y	∕ <del>\</del> \	カレット類	t/年	320	326	6		
	資 原	固形燃料化	t/年	0	0	0		
1	'L	紙類・布類・その他	t/年	1,589		<b>▲</b> 75		
1	量	乾電池・蛍光管	t/年	12	21	9		
		圧縮梱包物	t/年	596	512	<b>▲</b> 84		
	ı	合計(E)	t/年	2,944	2,804	<b>▲</b> 140		
		市民一人一日当り	g/目	611	597	<b>▲</b> 14		
		(B/A/暦目)						
家		アナごみ	g∕∃	397	388	<b>▲</b> 9		
庭		スチック系ごみ	g/日	44	42	<b>▲</b> 2		
系ご		トボトル	g/目	7	7	0		
ンみ		に み こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ	g/目	111	106	<b>▲</b> 5		
		さないごみ	g/日	37	37	0		
		·有害物 	g/目	1	1	0		
	粗力	ごみ	g/日	14	15	1		
	資	資源化総量(E)	t/年	2,944	2,804	<b>▲</b> 140		
	源	市民一人一日当り	/ ↦	7.50	4.40			
±1	化	(E/A/暦日)	g/日	153	146	<b>▲</b> 7		
計	総	総ごみ量(D)	t/年	16,323	15,917	<b>▲</b> 406		
	ごみ	市民一人一日当り	, <u> </u>					
	量	(D/A/暦日)	g/日	850	831	<b>▲</b> 19		
	里	(ロ/ 八/ 眉目)	<u> </u>					

注 事業系燃やさないごみ量には不法投棄及び官公庁分,災害廃棄物を含む。

# (2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量 (単位: t)

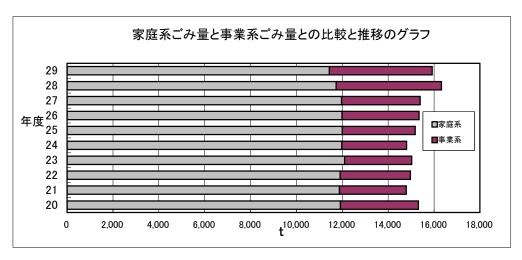
年度	燃やす ごみ	燃やさない ごみ	資源ごみ	プラス チック	ペット ボトル	危	粗大ごみ	総計
20	7,416	616	2,569	883	133	24	281	11,922
21	7,410	654	2,504	882	134	24	269	11,877
22	7,415	712	2,464	873	139	24	276	11,903
23	7,580	740	2,435	870	155	25	294	12,099
24	7,579	711	2,380	855	152	23	283	11,983
25	7,544	724	2,373	855	147	23	336	12,002
26	7,664	703	2,313	846	138	22	299	11,985
27	7,650	751	2,272	846	138	23	290	11,970
28	7,632	713	2,133	838	132	22	261	11,731
29	7,434	718	2,038	808	130	21	287	11,436

注1 平成26年度から資源ごみには小型家電を含む。

<u>イ.</u> 事	¥案系ごみ量	1 \	単位:			家庭系	+事業系	(単位:	t)
年度	燃やす	燃やさない	444	井	<b>*</b>	· 庆 文	車架区	\$/\$	計

年度	燃やす ごみ	燃やさない ごみ	総計	家庭系	事業系	総計
20	3,178	219	3,397	11,922	3,397	15,319
21	2,676	235	2,911	11,877	2,911	14,788
22	2,891	178	3,069	11,903	3,069	14,972
23	2,691	237	2,928	12,099	2,928	15,027
24	2,680	137	2,817	11,983	2,817	14,800
25	3,031	147	3,178	12,002	3,178	15,180
26	3,193	166	3,359	11,985	3,359	15,344
27	3,315	107	3,422	11,970	3,422	15,392
28	4,491	101	4,592	11,731	4,592	16,323
29	4,366	115	4,481	11,436	4,481	15,917

注 事業系ごみの燃やさないごみには、不法投棄、官公庁分及び災害廃棄物を含む。



# 4 ごみの収集・直接搬入

# (1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

# ア. 年度別推移

午 (各年	人口 (各年度	市収集量									
1 2	末 現在)	燃やす ごみ	プラス チック	ペットボトル	燃やさ ないご み	危険• 有害物	資源ごみ	粗大ごみ	計	収集 日数	収集 日量
20	49,816	7,377	883	133	505	24	2,569	60	11,551	306	38
21	50,766	7,365	882	134	531	24	2,504	63	11,503	307	37
22	51,555	7,373	873	139	577	24	2,464	68	11,518	308	37
23	51,603	7,531	870	155	586	25	2,435	73	11,675	309	38
24	52,137	7,528	855	152	573	23	2,380	67	11,578	306	38
25	52,065	7,491	855	147	574	23	2,373	70	11,533	306	38
26	52,324	7,614	846	138	554	22	2,313	68	11,555	306	38
27	52,457	7,592	846	138	592	23	2,272	68	11,531	307	38
28	52,621	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	37
29	52,495	7,366	808	130	562	21	2,037	75	10,999	307	36

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

# イ. 平成29年度月別

人口 人名 人名 人名		市収集量										
月	(各月末 現在)	燃やす ごみ	プラス チック	ペットボトル	燃やさ ないご み	危険• 有害物	資源ご み	粗大ごみ	#	収集 日数	収集 日量	
4月	52,606	605	67	10	53	2	188	6	931	25	37	
5月	52,628	725	72	11	52	1	186	8	1,055	27	39	
6月	52,673	632	66	12	47	2	161	7	927	26	36	
7月	52,654	648	67	13	45	1	170	6	950	26	37	
8月	52,669	679	70	13	44	2	171	6	985	26	38	
9月	52,689	639	66	13	48	2	159	6	933	26	36	
10月	52,734	629	66	11	45	2	159	5	917	26	35	
11月	52,719	612	64	10	48	2	164	7	907	26	35	
12月	52,625	591	67	9	59	2	192	8	928	25	37	
1月	52,626	574	74	10	43	2	171	5	879	24	37	
2月	52,586	460	59	9	35	2	131	5	701	24	29	
3月	52,495	572	70	9	44	1	185	6	887	26	34	
計	_	7,366	808	130	562	21	2,037	75	10,999	307	36	

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位: t) (単位:g)

	(⇒h	直接擁		<b>.</b>		総量		日平均排出量	一人当たり排出 量
燃やす ごみ	然やさ ないご み	粗大ごみ	-直接搬 計	搬入日数	搬入日量	小型家電 回収量	(A)	(B) A/暦日	В/人口
3,217	288	221	3,726	306	12	_	15,277	42	863
2,721	251	206	3,178	307	10	_	14,681	40	847
2,934	312	208	3,454	308	11	_	14,972	41	815
2,740	391	221	3,352	309	11	_	15,027	41	775
2,731	276	215	3,222	306	11	_	14,800	41	786
3,084	297	266	3,647	306	12	_	15,180	42	787
3,243	316	231	3,790	306	12	0.5t未満	15,345	42	803
3,372	266	222	3,860	307	13	1	15,392	42	801
4,554	247	193	4,994	308	16	0.5t未満	16,323	45	855
4,434	271	212	4,917	307	16	1	15,917	44	838

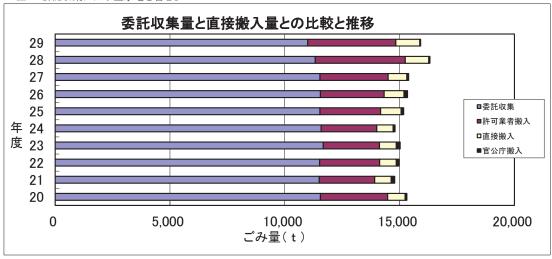
(単位: t) (単位:g)

	直接搬入量						<b>600 目</b>		一人当たり排出
	(韵	可業者+	直接搬	入)		小型家電	総量	日平均排出量	量
燃やす ごみ	燃やさ ないご み	粗大ごみ	祉	搬入日数	搬入日量	回収量	(A)	(B) A/暦日	B/人口
334	20	17	371	25	15	0	1,302	43	817
379	30	21	430	27	16	0	1,485	48	912
362	18	15	395	26	15	0	1,322	44	835
393	21	15	429	26	17	0	1,379	44	836
395	24	19	438	26	17	0	1,423	46	873
406	28	17	451	26	17	0	1,384	46	873
381	21	17	419	26	16	0	1,336	43	815
373	22	17	412	26	16	0	1,319	44	835
355	29	29	413	25	17	0	1,341	43	817
357	19	16	392	24	16	0	1,271	41	779
334	16	12	362	24	15	0	1,063	38	723
365	22	17	404	26	16	1	1,291	42	800
4,434	271	212	4,917	307	16	1	15,917	44	838

(2) 収集量の推移 (単位: t)

年度	委託収集	許可業者搬入	直接搬入	官公庁搬入	総量
20	11,551	2,929	758	82	15,320
21	11,503	2,415	717	153	14,788
22	11,518	2,615	722	117	14,972
23	11,675	2,451	731	170	15,027
24	11,578	2,427	710	85	14,800
25	11,533	2,642	889	116	15,180
26	11,555	2,772	868	150	15,345
27	11,531	2,969	818	74	15,392
28	11,329	3,919	1,023	52	16,323
29	11,000	3,838	1,042	37	15,917

- 注1 数値の端数は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
- 注2 委託収集には小型家電を含む。



# (3) 平成29年度粗大ごみ集計表

		持ち込み		戸別	収集(受付件	-数)	戸別収集
月 件数(件)	点数	(点)	件数(件) 点数(点)		(点)	尸別収集	
	1十级(1十)	可燃物	不燃物	十級(十)	可燃物	不燃物	処理券販売枚数
4月	838	347	1,413	118	106	150	
5月	1,043	323	1,848	168	122	185	812 ( 32 )
6月	837	277	1,387	171	119	175	
7月	913	295	1,503	146	73	199	
8月	1,002	321	1,654	160	98	176	783 ( 14 )
9月	798	238	1,346	151	85	164	
10月	834	286	1,399	144	67	162	
11月	939	363	1,571	159	99	198	891 ( 24 )
12月	1,120	348	1,939	207	122	234	
1月	660	223	1,170	116	71	204	
2月	636	257	1,117	101	83	133	675 ( 13 )
3月	930	440	1,662	140	132	241	
合計	10,550	3,718	18,009	1,781	1,177	2,221	3,161 (83)

注 処理券販売枚数( )内の数値は、クリーンセンターの販売枚数である。

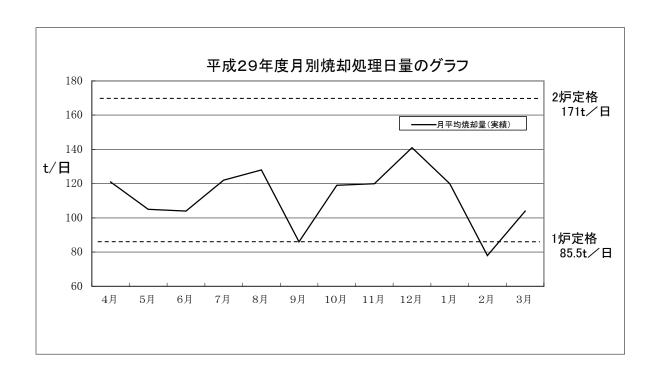
#### 5 ごみの処理

## (1) 平成29度月別燒却処理日量

( = /	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(平位・じ)
月	可燃ごみ (しらさぎ搬入)	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,105	3,621	30	121
5月	3,623	3,254	31	105
6月	3,242	3,016	29	104
7月	3,356	3,666	30	122
8月	3,428	3,981	31	128
9月	3,308	2,572	30	86
10月	3,302	3,682	31	119
11月	3,156	2,640	22	120
12月	3,130	3,525	25	141
1月	2,780	3,250	27	120
2月	2,466	1,952	25	78
3月	3,033	2,815	27	104
計	27.000	27.075	338	112
(暦日)	37,929	37,975	365	104

(単位: t)

- 注1 可燃ごみには、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ、可燃残渣を含む。
  - 2 可燃ごみの搬入量及び焼却量は、施設全体の処理量である。
  - 3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。



#### (2) 焼却処理の実績と推移

(単位: t)

	清掃工場搬力	人及び処理量	焼却死	<b>桟渣量</b>	一日当たり平均焼却処理量		
年度	可燃ごみ等 (しらさぎ搬入)	焼却量(A)	灰・ガレキ	燃鉄	(A)/ 稼働日	(A)/ 暦日	
20	38,009	38,148	4,020	186	108	105	
21	37,070	36,309	3,882	182	102	99	
22	36,880	38,189	3,967	212	108	105	
23	37,886	39,806	4,129	205	110	109	
24	37,107	39,049	4,086	191	110	107	
25	37,337	37,736	3,944	198	106	103	
26	37,623	40,156	3,901	192	118	110	
27	37,686	38,217	3,872	181	113	104	
28	38,424	38,992	3,891	137	114	107	
29	37,929	37,975	3,742	160	112	104	

注 焼却処理の実績は,施設全体の処理量である。

#### 5 ごみの組成

(単位:%)

	28年度 (4回の平均)		29年度						
		2017/5/30 実施	2017/8/4 実施	2017/11/8 実施	2018/2/16 実施	平均			
紙類, 布類	49.18	48.00	48.50	50.30	47.80	48.65			
プラスチック類	17.43	17.90	17.50	17.80	19.40	18.15			
木・竹・わら類	3.03	2.80	4.10	3.30	3.50	3.43			
厨芥類	25.73	26.40	25.30	24.60	24.00	25.08			
不燃物	1.08	1.10	1.10	0.90	0.90	1.00			
その他	3.58	3.80	3.50	3.10	4.40	3.70			
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			

注燃やすごみの組成。

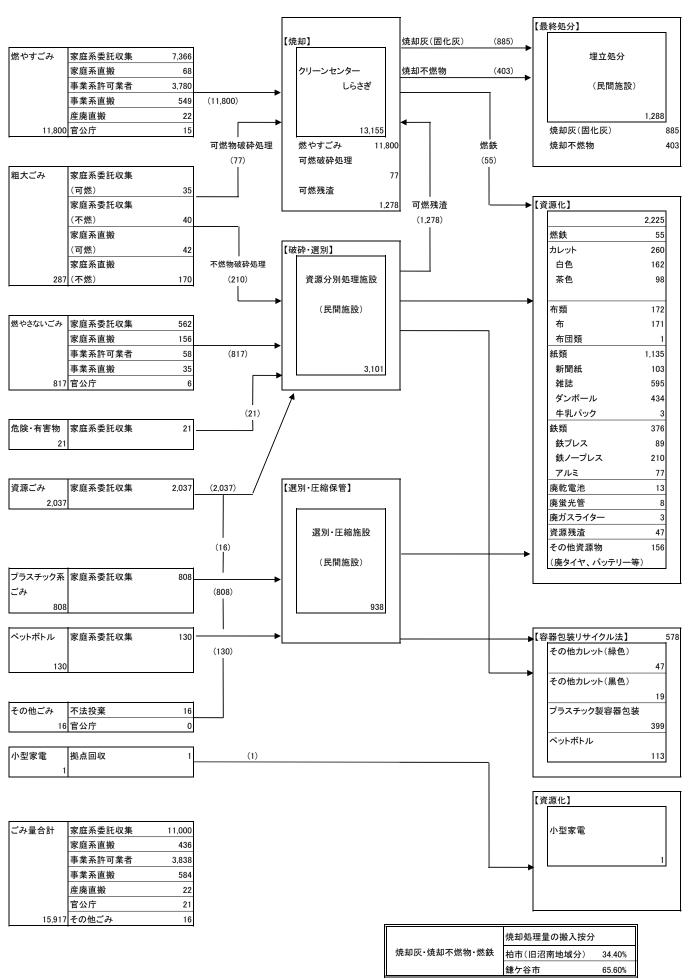
#### 7 犬・猫等の死体処理件数

(単位:頭)

	年 度		22	23	24	25	26	27	28	29
有料・	有料	犬·猫等	23	67	34	4	22	19	34	27
無料別	無料	犬·猫等	174	201	218	249	227	220	275	277
年	- 間如		197	268	254	253	249	239	309	304

注 犬・猫等の死体処理は、市民が直接搬入するもの(有料)及び、市が収集した飼い主の不明なものについて、クリーンセンターしらさぎで焼却処理している。

8 ごみ処理の流れ (単位:t)



## Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第2章

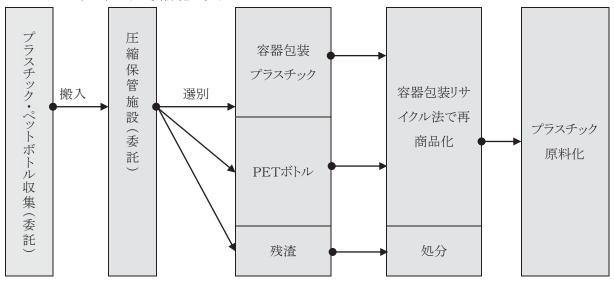
## 減量・資源化

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

#### 1 資源化事業

#### (1)プラスチック系ごみの資源化

#### ア. プラスチック系ごみの資源化の流れ



#### イ. プラスチック系ごみの収集量と資源化量

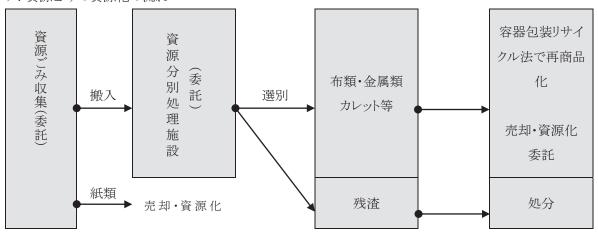
(単位:t)

		八月里と外が川口里						
左库	家庭系	搬入量	搬入量計	資源化量	処理委託費			
年度	プラスチック	ペットボトル	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	21,011	(千円)			
20	883	133	1,016	662	60,820			
21	882	134	1,016	592	60,580			
22	873	139	1,012	672	62,580			
23	870	155	1,025	755	62,580			
24	855	152	1,007	758	62,580			
25	855	147	1,002	756	65,066			
26	846	138	984	687	66,925			
27	846	138	984	666	62,669			
28	838	132	970	596	64,046			
29	808	130	938	512	64,046			

- 注1 プラスチック系ごみの資源化量は、プラスチック選別・圧縮施設以外から発生したものを含む。
- 2 清掃工場負荷軽減のため、平成10年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成10~14年度は、固形燃料 (RPF) へと資源化した。
- 3 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。
- 4 平成17年度からPETボトルは、市場において原料としての商品価値が上昇したため、圧縮梱包後、民間事業者へ売却、資源化することとした。
- 5 平成20年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、民間事業者への売却と(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。
- 6 平成21年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、(公財) 日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

#### (2)資源ごみの資源化

#### ア. 資源ごみの資源化の流れ

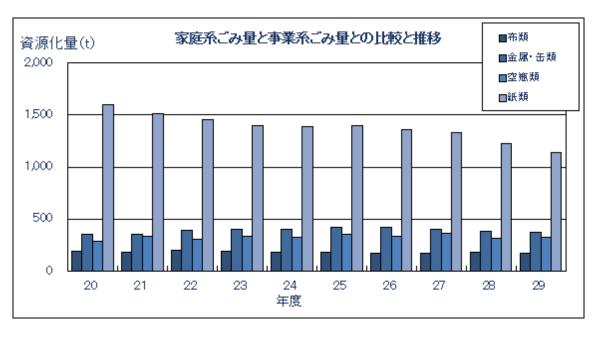


#### イ. 資源ごみの資源化量

(単位:t)

年度	布類   金属·缶類		空瓶類	紙類	計
20	189	358	288	1,598	2,433
21	187	358	337	1,511	2,392
22	205	388	311	1,450	2,355
23	194	405	334	1,398	2,331
24	182	401	324	1,385	2,292
25	186	426	353	1,393	2,358
26	173	426	337	1,354	2,290
27	171	406	360	1,326	2,263
28	179	380	320	1,223	2,102
29	172	376	326	1,135	2,009

注 四捨五入により調整を行っているため、実際の数値と異なる場合がある。



#### (3) 資源ごみ回収品目及びペットボトル

平成29年4月1日現在

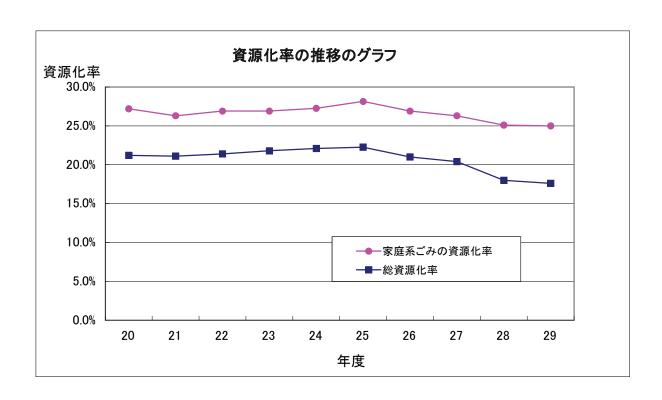
分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	・品目別にひもで束ねて出す。
	牛乳やジュース類のパッ ク	・洗って開いて乾かしたものを出す。
布 類		<ul><li>・まとめてひもで束ねて出す。</li><li>・雨の日は濡れないようにして出す。</li></ul>
空きビン類	飲料用のビン、食料用のビン、酒瓶など	<ul><li>・ふたを取り、黒以外の中身の見える袋で出す。</li><li>・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。</li><li>・化粧品のビンは燃やさないごみで出す。</li></ul>
空き缶類	飲料用の缶,食料品の 缶,卓上ガスボンベ,ス プレー缶など	<ul><li>・黒以外の中身の見える袋で出す。</li><li>・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。</li><li>・スプレー缶は、中身を出し切る。</li></ul>
金属類	なべ、やかん、フライパン、アイロン、傘、トースター、針金ハンガー、空気入れ、小型電気製品など	・黒以外の中身の見える袋で出す。
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆ用のペットボトル	<ul><li>・中をかるくすすいでふたを取り、ラベルを取ってから出す。</li><li>・集積所に用意してあるネットに入れる。</li></ul>

#### (4) 資源化率の推移

	1	H	:		Ļ			١	
- 1		#	1	1	r	٠	+	1	

									( <del>+</del> 11/)
年度	可燃·不燃·粗大·危 険有害物·直接埋立	資源ごみ	プラス チック	燃鉄	乾電池 蛍光管 ライター	計	総ごみ量	家庭系ごみの資源化率	総資源化率
20	12,072	2,507	662	59	20	3,248	15,320 (11,922)	27.2%	21.2%
21	11,663	2,446	592	57	30	3,125	14,788 (11,877)	26.3%	21.1%
22	11,765	2,440	672	68	27	3,207	14,972 (11,903)	26.9%	21.4%
23	11,676	2,412	755	63	24	3,254	14,930 (12,100)	26.9%	21.8%
24	11,531	2,427	758	60	21	3,266	14,797 (11,983)	27.3%	22.1%
25	11,742	2,538	756	63	20	3,377	15,180 (12,002)	28.1%	22.3%
26	12,120	2,461	687	62	14	3,224	15,344 (11,985)	26.9%	21.0%
27	12,246	2,393	666	59	29	3,147	15,392 (11,970)	26.3%	20.4%
28	13,379	2,285	596	48	15	2,944	16,323 (11,731)	25.1%	18.0%
29	13,113	2,213	512	55	24	2,804	15,917 (11,436)	25.0%	17.6%

- 注1 プラスチックは、平成14年度まで、固形燃料化(RPF)し、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。
- 2 総ごみ量は,災害廃棄物を除いた数値であり()は,家庭系ごみの総量である。



## Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第3章

## し尿処理等

※旧沼南地域について、アクアセンターあじさいに関するものは、 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

#### 1 概要

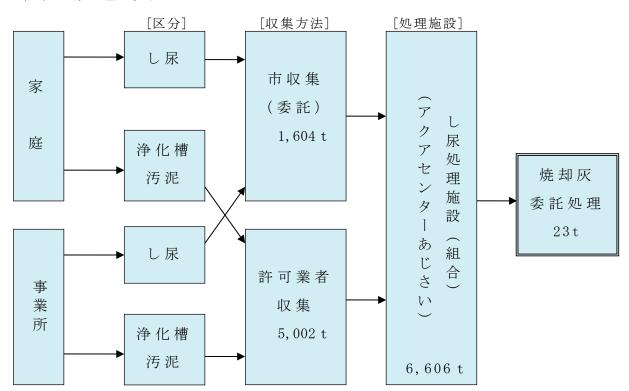
#### (1) し尿処理状況の推移

年度	公共下水道	道人口	浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内 人口(市内全域)		
20	35,185	70.6	12,285	24.7	2,346	4.7	49,816	100.0	
21	36,516	71.9	11,978	23.6	2,272	4.5	50,766	100.0	
22	37,735	73.2	11,623	22.5	2,197	4.3	51,555	100.0	
23	38,402	74.4	11,098	21.5	2,103	4.1	51,603	100.0	
24	39,080	75.0	11,096	21.3	1,961	3.8	52,137	100.0	
25	38,944	74.8	11,195	21.5	1,926	3.7	52,065	100.0	
26	38,925	74.4	11,614	22.2	1,785	3.4	52,324	100.0	
27	38,915	74.2	11,831	22.5	1,711	3.3	52,457	100.0	
28	39,117	74.3	11,858	22.5	1,646	3.1	52,621	100.0	
29	38,825	74.0	12,101	23.0	1,569	3.0	52,495	100.0	

(単位:人,%)

- 注1 し尿の収集は、市が委託により収集し、処理はすべて組合が行う。
  - 2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者(旧沼南地域許可業者)が収集し、し尿処理施設(組合)で処理。

#### (2) し尿処理の流れ

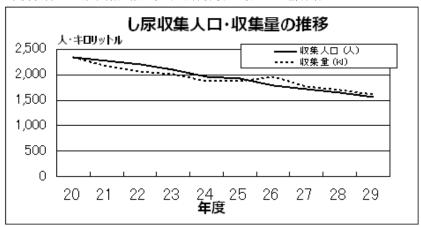


- 注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場は依頼のあった時点で臨時的な収集を行っている。
  - 2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。
  - 3 焼却灰は、処理量の搬入按分(柏市(旧沼南地域分)21.84%、白井市16.03%、鎌ケ谷市62.13%)。

#### 2 し尿の収集

	し、尿									
年度	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (t)	収集日数 (日)	収集日量 (t)					
2 0	893	2,346	2,347	245	10					
2 1	873	2,272	2,174	246	9					
2 2	852	2,197	2,066	247	8					
2 3	826	2,103	2,009	247	8					
2 4	776	1,961	1,878	247	8					
2 5	772	1,926	1,881	247	8					
2 6	727	1,785	1,959	248	8					
2 7	712	1,711	1,767	246	7					
2 8	693	1,646	1,701	246	7					
2 9	664	1,569	1,604	244	7					

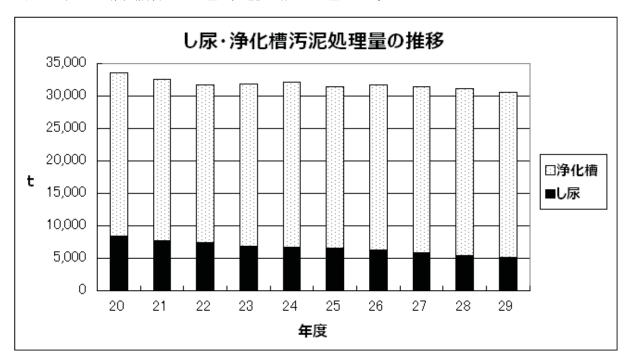
注 平成18年度以降のし尿収集戸数は、市町合併後に導入した清掃管理システムにより算定。



#### 3 し尿の処理 (単位: t)

	処理日数		処理量		処理日量			
年度		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽 汚 泥	合計	
20	365	8,352	25,109	33,461	23	69	92	
21	365	7,728	24,808	32,536	21	68	89	
22	365	7,349	24,317	31,666	20	67	87	
23	366	6,865	24,961	31,826	19	68	87	
24	365	6,610	25,509	32,119	18	70	88	
25	365	6,547	24,818	31,365	18	68	86	
26	365	6,211	25,503	31,714	17	70	87	
27	366	5,756	25,666	31,422	16	70	86	
28	365	5,392	25,726	31,118	15	70	85	
29	365	5,068	25,434	30,502	14	70	84	

注 し尿および浄化槽汚泥の処理量は、施設全体の処理量である。



#### 4 浄化槽設置基数の推移(旧沼南地域)

(単位:基,千円)

	·	化槽設置基準	数	補助制度による合併浄化槽設置基数					
年度	単独	合併	計	下水道認	下水道認	計	補助金		
		百개	ĦΤ	可区域内	可区域外	訂	交付額		
20	2,370	961	3,331	0	25	25	9,421		
21	2,359	1,030	3,389	1	22	23	12,508		
22	2,431	1,450	3,881	0	12	12	7,580		
23	2,299	1,508	3,807	0	9	9	5,752		
24	2,297	1,564	3,861	0	8	8	4,112		
25	2,293	1,626	3,919	0	14	14	6,384		
26	2,289	1,689	3,978	0	6	6	2,664		
27	2,288	1,736	4,024	0	3	3	1,332		
28	2,286	1,788	4,074	0	2	2	888		
29	2,239	1,841	4,080	0	3	3	1,332		

注 1 補助の対象:下水道認可区域以外の地域,単独浄化槽又はくみ取り便所から合併 処理浄化槽に転換する者に補助金を交付する。

<sup>2</sup> 平成 1 8 年度以降の浄化槽設置基数は、一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬)からの実績報告をもとに、市町村合併後に導入した浄化槽管理システムにより稼動中の浄化槽基数を算出したもの。

# 巻末資料

資料1 清掃事業の沿革年表

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
S 29	9	市制施行。清掃条例制定。	/1	TAINIMU X	,,		,,	Z T N N I I I I I
35	10	衛生課清掃係発足。						
36					3	市営塵芥焼却場 (18.7t/日) 竣工。		
39	4	機構改革により衛生部 環境衛生課清掃係とな る。						
40	)		3	第一し尿処理場 (72kl/日) 竣工。				
			5	し尿収集手数料改定及 び徴収員制度による徴 収制度による徴収を開 始。				
			7	徴収員制度に加え衛生 協力会による徴収制度 を開始。				
43	8 8	機構改革により衛生部 清掃課清掃第一,第二 案係となる。						
44		機構改革により民生部 衛生第一課,第二課と なる。	3	第二し尿処理場 (90kl/日)竣工。				
46	5 12	柏市清掃条例を廃止し 柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を制 定。 (柏市 条例第51号)			12	分別収集開始。 (可燃と不燃) 粗大ゴミは町会単位で 個別収集開始。		
47	4	民生部から清掃,衛生部を分離し,衛生部を新設。						
48		柏市廃棄物処理清掃条 例の一部改正。 (柏市 条例第17号) 清掃部門を業務一課業 務二課から,清掃管理 課,第一清掃事務所, 第二清掃事務所の一課 2所に拡充。				ごみ処理手数料の改定。 船戸清掃工場 (300t/日) 竣工		
49			3	(28kl / 目)				
50				第二し尿処理場増設。 (70kl/日)				
51	. 3	条例の一部改正。 (柏市 条例第18号)	4	処理手数料を改定。 (し尿を人数制から定額 制に変更)		清掃工場灰処理施設竣工。 事業系処理手数料を改定。	9	「柏方式」による資源回収運動を開始。
52		衛生部を廃止し,環境部 を新設。 (清掃管理課第一清掃 事務所,第二清掃事 事務所)			8	布施最終処分場取得。 (70,208㎡) 粗大ごみ処理施設。 (50t / 5H) 竣工	10	柏市資源組合結成。
		柏市あき地の管理に関 する指導要綱制定。			0	ナ	4	拉士濒海口血军载中长
53		なき地の地井笠の吟+			3	布施最終処分場埋立て 開始。		柏市資源回収運動実施 要綱制定。 地市更生際源組合語立
54	3	あき地の雑草等の除去 に関する条例制定。 (柏市 条例第22号)					3	柏市再生資源組合設立。 (柏市資源組合と柏市 金属屑防犯協力組合が 合併)
		清掃部門を清掃管理課 清掃施設課,第一清掃 事務所,第二清掃事務 所の二課二所に拡充。						
55			10	第二し尿処理場増設。 (280kl / 日) 着工		布施最終処分場水処理 施設 (80㎡/日)竣工。 船戸清掃工場水処理施	4	資源ごみ回収報償金制 度制定。
					٥	船戶有冊工場水処理施 設 (110㎡ / 日) 着工。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	
56			3	家庭雑排水処理施設 (200㎡/日) 取得。		柏市総合計画に南部新清掃工場建設計画が盛		柏市再生資源事業協同 組合が設立。
				(20011 / 11 ) 4/10		り込まれる。		(柏市再生資源組合が
					12	ごみ減量運動推進計画		名称を変更し, 正式に 法人登録)
57					1	策定。 三分別収集開始。	1	町会・自治会を単位とし
58			2	第二し尿処理場		(可燃,不燃,資源品)		た資源回収開始。
30			J	(280kl / 目) 竣工。				
			4	第一し尿処理場を篠籠 田浄化センター,第二				
				し尿処理場を山高野浄				
			7	化センターに名称変更。 篠籠田浄化センター処				
		to tell a should see The shift of		理機能廃止。		An>		
59	3	条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物の 処理及び清掃に関する	3	篠籠田浄化センター中 継地竣工。	3	船戸清掃工場塩化水素 除去装置竣工。		
		条例」(柏市 条例第10号)	4	処理手数料を改定。	4	柏市廃棄物処理基本計 画策定。		
					4	処理手数料改定。		
						使用済み乾電池を有害 ごみとして分別開始。		
60	9	条例の一部改正。 (柏市 条例第23号)			1	高分子物圧縮搬送設備 竣工。		
					3	布施最終処分場水処理 施設重金属除去装置設 備増設。		
					3	清掃工場灰処理施設休止。		
61			3	篠籠田浄化センター (処理施設)解体撤去。		血。 柏市廃棄物処理基本計 画改定。	6	中十余二の元山に,ビ ン類選別施設を整備し
62				00-110-10	6	新清掃工場建設工事着		ビン類の選別を開始。
					U	工。		
H 元						柏市廃棄物処理基本計 画策定。		十余二の翁原に,金属 類選別施設を整備し,金 属類の細選別を開始。
2					9	柏市最終処分場建設工 事着工。	4	生ごみ処理容器(コンポスト)購入費補助制 度開始。
							8	十余二の翁原に、アルミ缶選別施設を整備し アルミ缶の選別を開始。
3	4	清掃部門をクリーン推 進室,清掃業務課,環 境サービス事務所,清			3	(300t/目) 竣工。	2	資源回収を月1回から 月2回に拡大。
		掃工場, 清掃収集事務					7	十余二の翁原に瓶類選
		所に組織変更。			4	ごみ分別方法変更。 (ビニール・プラスチック 類を可燃ごみに)		別施設を規模拡大整備 し,同時に中十余二の 施設を廃止。
					12	条例の一部改正及び題 名変更。「柏市廃棄物処 理清掃条例」 (柏市 条例第26号)		粗大ごみ処理施設が火 災により一部焼損。 不法投棄監視員制度発 足。
4	2	ごみ減量推進協議会を 発足。			3		7	近。 紙パック(牛乳パック)を 資源品目に追加。
					3	布施最終処分場埋立て 終了。		
					4	柏市最終処分場埋立て 開始。		
					10	粗大ごみ処理施設復旧 工事着手。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
5	3	7145 7 · 2241-94-0			7	布団の資源化開始。		
		(柏市 条例第17条)			7	ごみ処理手数料を改定		
	4	清掃業務課をクリーン推進室へ統合するとともに			8	。 放置車両に持ち主調査 中のステッカーを張り始		
		新たに施設整備課を設 置する。				める。		
		E / V <sub>0</sub>			10	ステッカーを張って瓶缶 混入ごみの取り残しを		
6					1	開始。 ごみの不法投棄展開催。	3	発泡トレーの店頭回収。
						古タイヤと消火器を適性 処理困難物に指定。		
					2	共同住宅等ごみ出し責 任者制度発足。		
					3	柏市一般廃棄物処理基 本計画策定。		
						収集車に市民体験乗車 開始。		
7	_				2	ごみ歴史展開催。	3	布団保管倉庫完成。
					4	ごみ分別方法変更。 (プラスチックごみ分別 リサイクル開始) ごみ出しカレンダー全	9	生ごみ処理容器補助制 度をEM菌容器や機械 式についても適用。
						世帯に配布。		
						可燃ごみの収集日数を 週3日から週2日に変更		
						。 フロンガス回収開始。 第二清掃工場建設予定 地選定。		
						ごみマンガ展開催。		
8	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第21号)	10	し尿処理手数料を改定。	6	暮らしのゴミニケーション展開催。		ペットボトルのモデル回 収実施。
	4	施設整備課を清掃工場 建設課に名称変更。			10	粗大ごみ有料化実施 ごみ処理手数料改定	5	家具等リサイクル展示 場オープン。
9	3	ぼい捨て及び違反ごみ 出し防止条例制定 (柏市 条例第7号)			3	柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 事業系廃冷蔵庫フロン ガス回収補助事業開始	4	ペットボトルを資源品目に追加。
10	9	柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧条例制定。 (柏市 条例第33条)				0		
11		VIII. NIED AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN		家庭雑排水処理施設 (200㎡/目)廃止。	1	ごみ再利用・資源化事 業で自治大臣表彰。		
					1	容器包装リサイクル法 完全施行モデル事業。		
				Anto Anto	3	環境フェスタ開催。		
12				篠籠田浄化センター中 継地廃止。		清掃工場ダイオキシン 恒久対策工事開始。	4	家庭系プラスチックごみ の一部に容器包装リサ イクル法を適用。
			4	環境サービス事務所と 山高野浄化センターが 統合。		柏市一般廃棄物処理基 本計画改定。	9	柏市リサイクルプラザ建 設工事開始。
					11	ごみ減量化行動計画策定。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
13		広域的相互支援協定締結。(5市2町1組合) (平成13年12月効力失	_	山高野浄化センターを環境サービス事務所施設 担当に名称変更。		リサイクル家具展示場休止。		プラスチック処理施設 「柏プラネット」稼動。
	4	効) 柏市廃棄物処理清掃条			4	事業系プラスチックごみ 分別開始。	4	容器包装リサイクル法 によるその他のプラスチ ック再商品化本格開始。
	4	例改正。 家電リサイクル法施行。			4	家庭系ごみの清掃工場 持込みを有料化。	4	資源品買上金制度廃止。
	1	水电//1//・1//・1/2/   1/2/   1/2/			4	フロン回収事業廃止。	4	剪定枝資源化開始。
13	12	柏市ダイオキシン類発 生抑制条例制定。 (平成14年4月施行)	12	山高野浄化センター施 設改修工事開始。		黒袋でのごみ排出禁止。		
	12	広域的相互支援協定締結。(6市2町1組合)			10	船戸清掃工場ダイオキ シン恒久対策工事終了		
		Ma。 (01112m) 1州1日)			11	。 柏市最終処分場10年間 の使用期間延長協定締 結。		
					12	第二清掃工場建設工事 契約。		
14			4	改修工事継続。		家庭用小型焼却炉回収。	4	柏市リサイクルプラザオ ープン。
					6	第二清掃工場建設工事 開始。	5	リサイクルプラザ内にご み減量リサイクル啓発 施設「リボン館」オープン。
15			5	し尿処理施設の改修工 事試運転開始。	3	最終処分場跡地整備基 本計画策定。		
					3	ごみ減量化計画改定。		
16	12	柏市ぽい捨て等防止条 例改正。	3	し尿処理施設改修工事 の竣工。	3	一般廃棄物処理基本構 想案作成。	3	資源品持ち去り禁止看 板を掲示。
			3	し尿処理手数料について 条例の一部改正。	3	最終処分場跡地整備基 本計画策定。		
			4	仮設トイレの収集を許可 制へ移行。	11	ごみ不思議展開催。		
			4	山高野浄化センターの運 転管理委託開始。	12	第二清掃工場運営。 長期責任委託契約締結		
17		東葛飾郡沼南町を編入 合併。			3	—般廃棄物処理基本計 画策定。	3	相市廃棄物処理清掃条 例を改正し,資源品持 ち去り行為を禁止。
	4	柏市ぽい捨て等防止条 例施行。			4	第二清掃工場稼動。		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	第二清掃工場の運転管 理及び施設管理業務委 託について,20年間の 長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場からの焼 却灰について, 灰溶融 炉による資源化を実施。 (スラグ化, メタル化等)
					4	南北クリーンセンター体 制への移行。		
					4	南北2収集体制開始。		
					4	指定袋制度導入, プラスチック分別の一部変更。		
18					4	第二清掃工場余熱還元 施設「リフレッシュプラザ 」オープン。		
					4	テープ類について, 不 燃ごみから可燃ごみへ 分別区分を変更。		
			6	山高野浄化センターの運 転管理及び施設管理業 務委託について、5年間		最終処分場跡地整備開始		
				の長期責任委託を実施。	8	柏市再生指定ごみ袋が エコマークを取得。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
19						柏市再生指定ごみ袋エコマーク取得記念シンポジウム開催。		
					3	第二清掃工場多目的広 場の整備完了。		
	4	改正容器包装リサイクル 法施行。			4	粗大ごみの個別収集委 託を実施。		
20		柏市不法投棄対策条例 施行。	1	柏市浄化槽保守点検業				
20		柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行 細則制定。	1	者登録条例施行規則制定。				
			3	柏市浄化槽法施行細則 制定。		柏市指定ごみ袋の仕様変更。 柏市清掃工場の運転管理及び施設管理業務委		
	4	中核市移行。 (環境部機構改革)	4	し尿(柏地区)の収集業 務委託を実施。		託について、14年間の 長期包括委託を実施。	11	ペットボトルの一部(2割)に容器包装リサイクル法を適用。
21							4	ペットボトルを全量容器 包装リサイクルルートに 変更。
22	5	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律の一部改 正						
23	8	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方 太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により 放出された放射性物質 による環境の汚染への対 処に関する特別措置法 施行。						
	8	放射線対策室を設置。						
24		廃棄物政策課内に災害 廃棄物対策担当を設置			3	柏市最終処分場の使用 期限満了。 柏市一般廃棄物処理基 本計画の改訂。(スリム かしわ) 柏市最終処分場埋立終 了時整備事業開始。		
25	4	小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律)施行。			3	柏市最終処分場埋立終 了時整備事業完了。		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例の一部改正を施行。 (市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格と同様の技術士等とする1条を追加)						

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
26		柏市廃棄物処理清掃 条例改正。(廃棄物処理 手数料の消費税相当額 を8%に改正)		CANAMI PA		= 7 Min F X	_	使用済み小型家電リサイクル実証事業を開始。
27	3	柏市土砂等埋立て等規 制条例改正。			10	旧柏地域に係る柏市家 庭系一般廃棄物収集運 搬業務について, 一部 委託を開始。	4	使用済み小型家電リサイクル事業を開始。
28	4	放射線対策室を廃止。 環境政策課内に放射線 対策対策担当を設置。						
29					4	南部クリーンセンターに おいて祝日にあたる土 曜日の午前中に許可業 者の搬入受入開始。	4	スプレー缶の「排出に伴 う穴空け」を中止。

#### 資料2 廃棄物処理手数料の経緯

食料2	<del>発業物処理手数料の経緯</del> 昭和48年条例第17号 昭和48年条例第39号										
改正											
施行	昭和48年4月1日施		ж и-	∧ #at	昭和48年10月1日		м п-	∧ stat			
	区 事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 で市が処理するも	分 1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200円	区 事業活動に伴っ て生じた一般廃 棄物で市が処理	分 1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200円			
) )	の の	1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500円	するもの	1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500円			
み 処		1日排出量 平均 50 kg 以上 100 kg未満	月額	1,000円		<b>小</b> 個	_				
理	事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 で市長の許可を	焼 却 処 分 するもの	20 kg に つき	20円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で,自ら市の	焼 却 処 分 するもの	20 kg に つき	20 円			
	受けて自ら市の施 設へ搬入したもの のうち	埋立処分するもの	20 kg に つき	10円	施設へ搬入したもののうち	埋立処分するもの	50 kgを超えたものについて20kgにつき	20円			
廃棄物	市の施設で焼却処分	分するもの	20 kg に つき	20 円	市の施設で焼却処	分するもの	20 kg に つき	20 円			
死 犬 体 猫	犬,猫などの死体 処理	市が処理するもの	1頭につ き	300円	犬,猫などの死体 処理	市が処理するもの	1頭につ き	300円			
	一般家庭で1人から	4 人まで	月額	200 円	一般家庭で1人から	54人まで	月額	200 円			
	一般家庭で5人から	7人まで	月額	280 円	一般家庭で5人から		月額	280 円			
し尿処理	一般家庭で8人以上	=	月額	280 円に 1人増す ごとに 30 円を加え た額	一般家庭で8人以_	Ŀ	月額	280 円に 1人増す ごとに 30 円を加え た額			
	事業所及び共同住宅 定多数の人が出入 たは居住するもの		36 パにつき	35円	事業所及び共同信 特定多数の人が出 または居住するもの	入りするもの	36 兆 に つき	35 円			
汚泥 槽	条例第12条により記が搬入するもの	许可した業者	1,800 パル	400円	条例第12条により	許可した業者	1,800 パルにつき	400円			

改正	昭和51年条例第18	<del></del> 号			昭和59年条例第1	 0号		
施行	昭和51年4月1日施	 行			昭和59年4月1日	施行		
	区	分	単位	金額	区	分	単位	金額
	_	_	_	_	_	_	_	_
١١		_	_	_		_	_	_
み		_	_	_		_	_	_
処								
理	事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 で、自ら市の施設 へ搬入したもの	50 kg を超 えたものに ついて	1 kgにつ き	3円	事業活動に伴っ て生じた一般廃 棄物で,自ら市の 施設へ搬入した もの	50 kgを超 えたものに ついて	1 kgにつ き	5円
廃棄物	市の施設で焼却処分	分するもの	1kgにつ き	3円	市の施設で焼却処	分するもの	1kgにつ き	5円
大猫死体	大,猫などの死体	市が収集, 運搬,処分 するもの	1頭につ き	1,000円	犬,猫などの死 体	市が収集, 運搬,処分 するもの	1頭につ き	1,000円 (※ H4.4.1 ~ 1,030円)
144		自己搬入するもの	1頭につ き	300円		自己搬入するもの	1頭につ き	300円
し尿処	一般家庭 1世帯		月額	330円	一般家庭 1 世帯		月額	400円 (※ H4.4.1 ~ 410円)
理	事業所及び共同住宅 定多数の人が出入り は居住するもの		1ぱにつき	2円	事業所及び共同住宅などで不 特定多数の人が出入りするもの または居住するもの		1%につき	2.5 円
汚泥 槽	条例第13条により記が搬入するもの	杵可した業者	1,800 ぱん	400円	条例第14条の規した業者が搬入す		1,800 ぱん	500円
					※平成3年条例第 平成4年4月1日よ 乗じた額			

改正								
施行	平成5年7月1日施行	Ţ			平成8年10月1日	施行		
	区	分	単位	金額	区	分	単位	金額
Ĭ.J	_	_	_	_	事業活動に伴って 廃棄物で市長の指 へ搬入するもの		1kg	15円
み		_	_	_	許可業者が搬入す	るもの	1kg	15 円
処理	事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 で,市長の指定す	10 kg を超 えたものに ついて	1 kg	10円	一般家庭から排出 みで本市が戸別に 及び処分するもの		1件	1,000円
	る場所へ搬入した もの 許可業者が搬入する	5¢,0	1kg	10円	一般家庭から排出 市民が搬入するもの		無料	
廃棄業物	市の施設で焼却処産の変乗物で市長が告え	分できる産業	1kg	10円	本市の施設においてきる産業廃棄物示するもの		1kg	15 円
大	犬,猫などの死体	市が収集, 運搬,処分 するもの	1頭	1,030円	大,猫などの死 体	市が収集, 運搬,処分 するもの	1体	1,030円 (H9.4.1~ 1,050円)
犬猫死体		自己搬入するもの	1頭	300円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	300円 (H9.4.1~ 310円)
L	一般家庭 1世帯		月額	410円	一般家庭 1世帯		月額	410円 (H9.4.1~ 420円)
尿処	事業所及び共同住宅 して収集するもの	宅などで継続	1,2	2.5 円	事業所及び共同位続して収集するもの		1,2	3.2 円
理	上記以外で臨時に収	双集するもの	1回	410円	上記以外で臨時しの	こ収集するも	1回	1,100円 (H9.4.1~ 1,120円)
汚泥 槽	許可業者が搬入する		1,800 "ๆ	500円	許可業者が搬入す		1,800 19	500円
	浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同や収集するもの、その他の一般廃棄物及数料は、この表の区分により算出した発乗じて得た額とする			<b>É廃棄物の手</b>	浄化槽汚泥, し尿の 収集するもの, その 数料は, この表の を乗じて得た額とす (平成9年4月から 替える)	o他の一般廃棄 区分により算と つる。	医物及び産業 出した額に	業廃棄物の手 100 分の 103

改正								
施行	平成13年4月 1	日施行			平成16年4月1	日施行		
(一般廃棄物) 理	区一般家庭からお棄物で市民が市所へ搬入するも事業活動に伴棄物で事業者が場所へ搬入するもまずる。	家庭から排出される一般廃 で市民が市長の指定する場 でごとに 180 円※ 乗物で市民が市長の指定する場 場所へ搬入するもの 事業活動に伴って生じる一般廃 で事業者が市長の指定する 場所へ搬入するもの 事業者が市長の指定する 場所へ搬入するもの 事業者が撤入するもの 許可業者が搬入するもの 許可業者が搬入するもの キャーボー列に収集,運搬及 1,050 円 一般家庭から排出される粗大ご みで本市が一別に収集,運搬		単位 10 kg ま でごとに 1件	金額 180 円※ 1,050 円			
(プラスチックごみ処理	び処分するもの 事業活動に伴っ ックごみで事業			10 kg ま でごとに	160 円※			
み) 廃棄物 産業		よするもの おいて焼却処分で で市長が告示す	10 kg ま でごとに	180 円※	許可業者が搬入するもの 本市の施設において焼却処分 できる産業廃棄物で市長が告示 するもの		10 kg ま でごとに	180 円※
犬猫死体	犬,猫などの 死体	市が収集,運搬,処分するもの 市長の指定する 場所へ搬入する	1体	310円	犬,猫などの 死体	市が収集,運搬,処分する もの 市長の指定す る場所へ搬入	1体	310円
し尿処		もの 同住宅などで継続	1世帯当 たり月額 1 <sup>1</sup> / <sub>1</sub> 2	420円 3.2円※	するもの 一般家庭 事業所及び共同住宅などで継		1世帯当たり月額	420円
理	して収集するもの上記以外で臨時	テに収集するもの	1回	1,120 円	続して収集する		1,800 ให้	500 円※
汚泥 槽	許可業者が搬入	するもの	1,800 ให้	500 円※	許可業者が搬入	 するもの	1,800 ก็ม	500 円※
	※印の手数料の額は,この表の区 100分の105を乗じて得た額とする			定した額に		類は, この表の区 乗じて得た額とす。 捨てとする。		定した額に

医物で市民が市 所へ搬入するもの 事業活動に伴っ 要物で事業者が 場所へ搬入する 中可業者が搬入 一般家庭から排 みで本市が戸別	分 出される一般廃 i長の指定する場 の で生じる一般廃 i市長の指定する もの するもの ま出される粗大ご	単位 10 kg ま でごとに	金額 189 円	平成20年4月1 区 一般家庭から排 棄物で市民が下 場所へ搬入する 事業活動に伴っ 棄物で事業者が る場所へ搬入す	分割に出される一般廃す長の指定するものので生じる一般廃が市長の指定す	単位 10 kg ま でごとに	金額 189 円
一般家庭から排 手物で市民が市 所へ搬入するもの 事業活動に伴っ 手物で事業者が 場所へ搬入する。 中可業者が搬入 一般家庭から排 みで本市が戸別	<ul><li>出される一般廃</li><li>長の指定する場の</li><li>で生じる一般廃</li><li>市長の指定する</li><li>もの</li><li>するもの</li><li>ま出される粗大ご</li></ul>	10 kg ま		一般家庭から排 棄物で市民が下 場所へ搬入する 事業活動に伴っ 棄物で事業者が	出される一般廃 市長の指定する もの て生じる一般廃 、市長の指定す	10 kg ま	
医物で市民が市 所へ搬入するもの 事業活動に伴っ 要物で事業者が 場所へ搬入する 中可業者が搬入 一般家庭から排 みで本市が戸別	長の指定する場 の で生じる一般廃 が市長の指定する もの するもの ま出される粗大ご		189円	乗物で市民が下場所へ搬入する 事業活動に伴っ 乗物で事業者が	市長の指定する もの で生じる一般廃 が市長の指定す		189円
中可業者が搬入 一般家庭から排 みで本市が戸別	するもの			る場所へ搬入す	710		
*で本市が戸別		1 /4-	1 050 11	許可業者が搬入	するもの	1/#-	1.050 III
理 一般家庭から排出される粗大ご みで本市が戸別に収集,運搬及 び処分するもの 事業活動に伴って生じる容器包		1件	1,050円	一般家庭から排 みで本市が戸り 及び処分するもの	別に収集,運搬の	1件	1,050円
きプラスチック類	で事業者が市長	10 kg ま でごとに	168円	事業活動に伴って生じる容器包 装プラスチック類で事業者が市 長の指定する場所へ搬入するも の		10 kg ま でごとに	168 円
許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入	するもの		l
		10 kg ま でごとに	189円	本市の施設において焼却処分 できる産業廃棄物で市長が告示 するもの		10 kg ま でごとに	189 円
た,猫などの E体	市が収集,運搬,処分するも の	1体	1,050円	犬,猫などの 死体	_	_	_
	市長の指定する 場所へ搬入する もの	1体	310円		市長の指定する場所へ搬入 するもの	1体	310円
一般家庭		1世帯当たり月額	420 円	一般家庭		1世帯当 たり月額	420 円
		1"" 1 k n	3.36 円	事業所及び共同住宅などで継 続して収集するもの		1,77	3.36 円
F可業者が搬入	するもの	1,800 ๆๆ	525 円	許可業者が搬入	、するもの	1,800 hn	525 円
F可業者が搬入	するもの	1,800 ""	525 円	許可業者が搬入	するもの	1,800 ½"	525 円
10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り	捨てとする。		
	業活動に伴った。	業活動に伴って生じる容器包 プラスチック類で事業者が市長 指定する場所へ搬入するもの 可業者が搬入するもの 市の施設において焼却処分で る産業廃棄物で市長が告示す もの 市機の分するもの 市長の指定する 場所へ搬入するもの の 市長の指定する もの で で で で で で で で で で で で で で で で で で	業活動に伴って生じる容器包   10 kg までごとに   プラスチック類で事業者が市長   指定する場所へ搬入するもの   10 kg までごとに   10 kg までごとに   10 kg までごとに   1 kg	業活動に伴って生じる容器包 10 kg ま 168 円 でごとに 指定する場所へ搬入するもの 10 kg ま 189 円 でごとに もの 市の施設において焼却処分で 30 kg 来物で市長が告示す もの 市長の指定する 420 円 たり月額 1世帯当 たり月額 1世帯当 たり月額 1歳の 1,800 1歳 525 円 可業者が搬入するもの 1,800 1歳 525 円 可業者が搬入するもの 1,800 1歳 525 円 1,	*業活動に伴って生じる容器包 10 kg ま でごとに 岩定する場所へ搬入するもの	業活動に伴って生じる容器包 10 kg ま でごとに おフラスチック類で事業者が市長 でごとに 指定する場所へ搬入するもの 許可業者が搬入するもの 許可業者が搬入するもの 許可業者が搬入するもの おもの おもの おもの おもの おもの おもの おもの おもの おもの お	業活動に伴って生じる容器包 10 kg ま だプスチック類で事業者が市長 でごとに 指定する場所へ搬入するもの お

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

改正	平成 25 年条例	——————— 第 52 号		
施行	平成 26 年4月 1			
	区	分	単位	金額
	一般家庭から掛	作出される一般廃	10 kg ま	194.4 円
٣.	棄物で市民が市	万長の指定する場	でごとに	
	所へ搬入するも	の		
( <sub>4</sub>	事業活動に伴っ	って生じる一般廃		
般盛	棄物で事業者が	が市長の指定する		
般廃棄処	場所へ搬入する	もの		
)	許可業者が搬入	するもの		
理	一般家庭から抜	非出される粗大ご	1件	1,080 円
	みで本市が戸別	川に収集, 運搬及		
	び処分するもの			
	事業活動に伴っ	10 kg ま	172.8 円	
<del>(</del> 9°	装プラスチック類	質で事業者が市長	でごとに	
ラスご	の指定する場所	へ搬入するもの		
スチッグこみ処理				
プラスチックごみ ごみ処理				
)	許可業者が搬入	くするもの		
廃 女	本市の施設にお	いて焼却処分で	10 kg ま	194.4 円
棄業物		で市長が告示す	でごとに	
123	るもの			
	犬,猫などの	_	_	_
大	死体			
大猫 死 体		市長の指定する	 1体	324 円
体		場所へ搬入する	174	324 円
		************************************		
	一般家庭	U*/	1世帯当	432 円
L	1300000		たり月額	10211
尿	事業所及が出席	 司住宅などで継続	1 リッ	3.45 円
処	して収集するもの		エトル	0.10 1
理	許可業者が搬入		1,800 ""	540 円
汚 浄	許可業者が搬入	、するもの	1,800 %	540 円
汚泥槽				
	 10 円未満は切り	)捨てとする		
	エロ 1 1/1/1回(み 5/1)	111 CC 1 .00		
	京廃棄物処理清掃条例	-1 -1 -		<u>-</u>

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

#### 資料3 一般廃棄物処理実施計画(旧柏地域)

柏市告示第139号

平成30年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例(平成5年柏市条例第17号)第17条第1項の規定により、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成30年3月30日

柏市長 秋山浩保

#### 目次

- 第1 計画区域及び期間
- 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
  - 1 ごみ関係
  - 2 生活排水関係
  - 3 犬,猫等死体
- 第3 ごみ処理実施計画
  - 1 ごみの排出抑制の方法
  - 2 再資源化の方法及び量
  - 3 収集・運搬計画
  - 4 中間処理·最終処分計画
  - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第4 生活排水処理実施計画
  - 1 計画対象人口及び世帯
  - 2 収集・運搬計画
  - 3 中間処理·最終処分計画
  - 4 啓発活動
- 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
  - 1 中間処理施設
  - 2 最終処分場

### 第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域(平成17年3月27日における本市の
	区域に相当する区域をいう。以下同じ。)とし、旧沼南地域
	(同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同
	じ。) については柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合による処理計
	画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方
	法及び生活排水処理実施計画については、この限りでない。
計画期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日

#### 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

### 1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	85,900トン
不燃・粗大ごみ	8,280トン
有害ごみ	90トン
容器包装プラスチック類	5,280トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	40トン
資源品	18,310トン
使用済小型電子機器等	7トン

### 2 生活排水関係

区分	年間量		
し尿	3,820キロリットル		
浄化槽汚泥	18,570キロリットル		

## 3 犬,猫等死体

区分	年間量		
犬, 猫等死体	1,300体		

## 第3 ごみ処理実施計画

### 1 ごみの排出抑制の方法

種 別	区分	施策内容	目標
家庭系	1排出抑制	(1) 食品ロス削減対策を含めた生ごみの排出抑制への誘導	
ごみの		と研究の継続	
減量		(2) ごみ減量広報紙の発行,ホームページ,ツイッター,	
		スマートフォン用ごみ分別アプリによる、ごみ分別の周	
		知及び減量啓発	
		(3) 清掃施設見学会の実施	15回
		(4) ごみ減量説明会の開催	5回
		(5) 市への転入者に対するごみの排出方法の周知徹底	
	2資源化	(1) ざつ紙に注視した、古紙の資源化推進のための分別指	
		導の強化及び啓発の継続	
		(2) 使用済小型家電リサイクルの継続と内容の検証	
	3環境学習	(1) リボン館運営委員会や教育委員会との連携による講	125回
		座、出前授業、イベント及びエコツアー等の実施	
		(2) 市内高校及び大学との連携によるごみの排出方法等に	
		関する講座の開催	
事業系	1排出抑制	(1) 工場搬入車両の検査	
ごみの		(2) 減量計画書の確実な回収による正確な状況把握	
減量		(3) 減量計画書に基づく実態調査及び指導強化	10事業所
	2事業者の	(1) 3 R推進事業所及び3 R推進店推奨制度の周知と登録	10%増
	啓発	数の増加	
		(2) 事業所によるごみ減量への取組事例公表	1回
	3資源化	(1) コスト意識に訴えかけての古紙類の分別と資源化の啓	
		発,促進の強化	
		(2) 給食残さの減量と堆肥化の推進	

#### 2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類、古着・古布類、空ビン類、	柏市リサイクルプラザに搬入。	17, 587トン
	空カン類、PETボトル、金属類を	施設で選別等を行った後、容器	
	市の委託業者が資源回収日に収集	包装リサイクル法の再商品化事	
	する。	業者又は問屋等に引き渡し、資	
		源化する。	
容器包装	家庭系は、市が毎週水曜日に収集	プラスチックごみ圧縮保管施設	4, 527トン
プラスチ	する。	で選別等を行った後、容器包装	
ック類	事業系は、排出事業者が自ら運搬	リサイクル法の再商品化事業者	
	する場合を除き、一般廃棄物収集	又は問屋等に引き渡し、資源化	
	運搬許可業者が収集する。	する。	
鉄類	粗大ごみ処理施設にて、不燃・粗	問屋に引き渡し、資源化する。	950トン
(注1)	大ごみを破砕し、鉄類を回収す		
	る。		
家具	粗大ごみとして排出された家具を	柏市リサイクルプラザにて修理	100台
	委託業者が収集する。	し、販売する。	
使用済小	市が公共施設に回収ボックスを設	認定事業者に引き渡し、事業者	7トン
型電子機	置。投入された小型家電を認定事	の再資源化事業計画に従い資源	
器等	業者の再資源化事業計画に基づき	化する。	
(注2)	収集運搬を行う者が収集する。		
インクカ	市が公共施設に回収ボックスを設	再商品化事業者に引き渡し、資	1トン未満
ートリッ	置。投入されたインクカートリッ	源化する。	
ジ	ジを再商品化事業者へ郵送する。		

- (注1) 鉄類は、不燃・粗大ごみに含まれるもの
- (注2)「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (環境省)」における「特定対象品目」で、回収ボックスに投入されたもの。

#### 3 収集・運搬計画

		収集・運搬					
区分		収集運搬を 行う者	収集 区域	年量	集積所,容器及び収集回数等	搬入先	
		11 7.11				柏市北部クリ	
一般家庭	可燃ごみ	市・委託		48,600 <sup>5</sup> >	定められた集積所に市の指定の袋(可燃ごみ用のものに限る。)で排出。 週2回収集(ごみ出しカレンダーによる)。	ーンセンター (清掃工場)・ 柏市南部クリ ーンセンター	
						(第二清掃工 場)	
	不燃ごみ	委託		不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半 透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排 出。月2回収集(ごみ出しカレンダーによ る)。		柏市北部クリ ーンセンター (清掃工場)	
	有害ごみ (乾電池・蛍光管 等)	柏市再生資源事業協業組合(委託)		90 <sup>F</sup> >	るり。 有害ごみは、それぞれ内容物が確認できる透明な袋(黒袋、紙袋を除く。)若しくは指定の袋の外袋又はそのままの状態で排出。 月2回収集(ごみ出しカレンダーによる)。	柏市リサイク ルプラザ	
から日常排出	インクカートリ ッジ	広域的処理 の認定に基 づき収集運 搬を行う者		(1 5,未満)	市が設置した回収箱を経由してのリサイクル を希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら 分別・運搬。	広域的処理の 認定に基づき 処分を行う者	
一般家庭から日常排出されるごみ	使用済小型電子 機器等	認定事業者 の再資源化 計画に基づ き収集運搬 を行う者		7 *>	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで 排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の 再資源化計画 に基づき処分 を行う者	
	粗大ごみ	山本産業 株式会社 (委託)		480 <sup>ト</sup> ン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリ ーンセンター (清掃工場)	
	容器包装 プラスチック類	市・委託	旧柏地	5, 190 °>	定められた集積所に、市の指定の袋(容器包装プラスチック類用のものに限る。)で排出、毎週水曜日に収集。	プラスチック ごみ圧縮保管 施設	
	資源品(古紙類, 古着・古布類,空 ビン類,空カン 類,PETボト ル,金属類)	柏市再生資源事業協業組合(委託)		18, 310 °>	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集 積所に排出。 月2回収集(ごみ出しカレンダーによる)。	柏市リサイク ルプラザ	
	可燃ごみ		域	(900 <sup>ト</sup> ン)	資源化できるもの(古紙類、古着・古布類、空 ビン類、空カン類、PETボトル、金属類)は 分別して搬入する。 ただし、 日常の事業活動 に伴って生じるものの搬入は不可。	柏市北部クリ ーンセンター	
(内一般 家庭から	不燃・粗大ごみ	排出者・ 許 可 業 者 (注1)		(700 )	それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。可燃ごみ、不燃・粗大ごみは月~土曜日搬入可(水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中は許可業者のみ搬入可。)、容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可(祝日は除く。)。	(清掃工場)・ 柏市南部クリ ーンセンター	
排出され る多量ご み)	容器包装 プラスチック類			(1 、未満)		(第二清掃工場)(注2)	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	資源品(古紙類, 古着・古布類,空 ビン類,空カン 類,PETボト ル,金属類)			(1 、未満)		※プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設	
	可燃ごみ			36, 400 <sup>ト</sup> >	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのう ち、食品リサイクル法対象物については、堆 肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に	許可業者堆肥 化施設又は登 録再生利用事	
日常の事 業活動に 伴って生 じるごみ	不燃・粗大ごみ	排出者・ 許 可 業 者		700 5	に化施設の処理能力又は非古事業者の同法に 定める登録再生利用事業者での再生処理の範 囲内で分別収集。	業者食品循環資源処理施設	
	事業系 プラスチック	(注1)		90 <sup>F</sup> >	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源 化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が 自ら分別・運搬。	紙おむつ再生 資源化処理施 設	
不法投棄ごみ		市・委託		40 °>	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリ ーンセンター (清掃工場)・	
犬猫等の死体		委託		1,300体	飼い主不明の死体の収集(国道を除く)。	柏市南部クリ ーンセンター (第二清掃工 場)	

(注1) 平成30年度一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託(旧沼南地域)」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

#### 一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市高田1179-1	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
共同リサイクル株式会社	柏市柏4-6-13	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社綜合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市松ヶ崎576	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	実験動物
有限会社東葛産業	船橋市夏見台3-4-11	胞衣
株式会社髙田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

- ※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合」にて許可するもの
- (注2) 北部クリーンセンターは可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源品を、南部クリーンセンターは可燃ごみ、粗大ごみ(布団・座布団)、資源品(古紙類、古着・古布類)を持ち込み可とする。
- (注3) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所 の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

(注4) 可燃ごみのうち草木枝葉は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平 洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響のため、 当分の間、不燃ごみの日に不燃ごみと同様の取扱いで排出及び収集を行う。

## 4 中間処理・最終処分計画

			中間処理	
区分		処理を行う者 (注)・ 処理場	処理方法	最終処分等
可燃ごみ (85, 900 トン)		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場) 許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循環資源処理施設	焼却処理 95,615 〜 (うち可燃ごみ 84,900 〜) (うち破砕可燃物 8,160 〜) (うち残渣 1,375 〜) (その他 1,180 〜) 堆肥化・飼料化 1,000 〜	焼却灰等処分(委託処分) 10,500 <sup>ト</sup> ッ (鉄類回収 焼却より 250 <sup>ト</sup> ッ) 破砕より 700 <sup>ト</sup> ッ)
不燃・粗大ごみ (8, 280 ト <sub>ン</sub> )	<b>み</b>	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場)	破砕処理 8,860 ° √ (可燃物焼却 8,160 ° √ ◎焼却処理~)	
		市・ リサイクルプラザ	修理・売却 1 た	
使用済小型電子	子機器等	認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用(再資源 化) 7 トシ	
インクカート!	リッジ	広域的処理の認定に基 づき処分を行う者	再商品化 1 %未満	
有害ごみ(90) 不法投棄ごみ		委託業者	委託処理 125 トッ (有害ごみ 90 トッ) (不法投棄ごみ 30 トッ (適正処理困難物 5 トッ) 可燃物焼却処理 5 トッ (○焼却処理へ)	
	容器包装 プラスチック	再商品化事業者	容リ法適用(再商品化) 4,530 %	
容器包装プラスチッ		問屋	売却 103 <sup>ト</sup> 。 (PET ボトル 58 <sup>ト</sup> 。) (発泡プラスチック 45 <sup>ト</sup> 。)	
ク類 (5, 280 <sup>ト</sup> <sub>ン</sub> )	非容器包装 プラスチック	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却処理(残渣) 647 °。 (○焼却処理へ)	
資源品 (18, 310 <sup>ト</sup> <sub>&gt;</sub> )	ガラスビン (白茶色以外) PET ボトル	再商品化事業者	容リ法適用(再商品化)1,523 <sup>ト</sup> 。 (ガラスびん 591 <sup>ト</sup> 。) (PET ボトル 932 <sup>ト</sup> 。)	
		問屋	売却 16,064 %	
	上記以外	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却処理(残渣) 723 <sup>ト</sup> 。 (○焼お処理へ)	
大, 猫等の死体		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却 1,300 体	

(注1) 平成30年度一般廃棄物処理業(処分業) 許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

#### 一般廃棄物処理業 (処分業) 許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

- ※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合」にて許可 するもの
- (注2) 特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては,この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合,当該特定一般廃棄物は,当該別途定める方法により処理を行うこととする。

### 5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難	タイヤ	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販
物(柏市廃棄	消火器	売等を行う事業者は、自らの責任において
物処理清掃条		その適正処理困難物の回収等の措置を講じ
例第12条)		なければならない。排出者はこれに協力す
		るものとする。(回収協力店への排出)
排出禁止物	爆発・引火・感染等の危	市の施設における処理が困難であるため,
(同条例第2	険があるもの、有毒性の	販売業者,専門処理業者等に処理委託する
0条)	あるもの、著しく処理が	ものとする。
	困難なもの(※1)	それが困難な場合は、市長の指示に従うも
		のとする。
特別管理一般	廃棄物の処理及び清掃に	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場
廃棄物 (同条	関する法律施行令第1条	合には自ら処理することとする。
例第25条)	に規定するもの(PCB	それが困難な場合は他の特別管理廃棄物
	廃棄物, 感染性一般廃棄	(特別管理産業廃棄物)とともに特別管理
	物等)	廃棄物処理業者に処理委託することとす
		る。
特定家庭用機	一般家庭から排出される	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電
器廃棄物	特定家庭用機器廃棄物	販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が
	(テレビ※2,冷蔵庫及	回収の主体となり、製造業者等により再資
	び冷凍庫,洗濯機※3,	源化するものとする。
	エアコン)	
指定再資源化	一般家庭から排出される	小型家電リサイクル法に基づき市との提携
製品	パーソナルコンピュータ	事業者が,または資源有効利用促進法に基
		づき製造業者等が回収の主体となり、再資
		源化するものとする。
自主回収指定	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき,製造業者等
製品		が回収の主体となり、再資源化するものと
		する。
上記以外のもの		「柏市廃棄物(ごみ)処理施設における廃
		棄物の受け入れ要領」,市のごみ分別区分又
		はその他市の定める方法によるものとす
		る。

- ※1 ガスボンベ,火薬類,多量のペンキ,シンナー,ボンドなどの接着剤,エンジンオイル・灯油などの廃油,血液等が付着した注射針など,農薬・医薬などの薬品類,バッテリー等
- ※2 ブラウン管テレビ, 液晶テレビ(携帯テレビ, カーテレビ, 浴室テレビを除く。), プラズマテレビ
- ※3 洗濯機,衣類乾燥機

### 第4 生活排水処理実施計画

#### 1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	351,300人
	旧柏地域	309,800人
	旧沼南地域	41,500人
浄化槽処理人口	合計人口	58,300人
	旧柏地域	49,000人
	旧沼南地域	9,300人
内合併浄化槽人口	対象人口	19,700人
	旧柏地域	15,400人
	旧沼南地域	4,300人
し尿処理人口	合計人口	3,700人
	旧柏地域	2,200人
	旧沼南地域	1,500人

### 2 収集・運搬計画

## (1) 旧柏地域

			収集	2集・運搬		
	区分	収集・運搬	収集	左县	収集場所及び収集回	搬入先及び
		を行う者	区域		数等	年量
し尿及び浄化	し尿	委託	旧柏	1,670kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	山高野浄化
伊心		許可業者	旧柏地域	630kl	仮設トイレ	15, 790kl
泥等	浄化槽汚泥	許可業者		13, 490kl	浄化槽	

(注) 平成30年度一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬)は、 次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理され ているため、新規許可は実施しない。

### 旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬)

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8

#### (2) 旧沼南地域

				収集	€・運搬	
	区分	収集・運搬	収集	<b>左</b> 县	収集場所及び収集回	搬入先及び
		を行う者	区域		数等	年量
し尿及び浄化	し尿	委託	旧沼南地域	1, 480kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	アクアセン ターあじさ
横汚し		許可業者	地域	40kl	仮設トイレ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
泥等	浄化槽汚泥	許可業者		5, 080k1	浄化槽	6,600k1

(注) 平成30年度一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬)は、 次の5社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理され ているため、新規許可は実施しない。

### 旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者(浄化槽汚泥の収集運搬)

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
有限会社浄化槽センター	白井市根294-33

### 旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者(し尿の収集運搬)

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

## 3 中間処理・最終処分計画

## (1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
<u></u>		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び	し尿	市	標準脱窒素処理方式+高度処理	市	委託処理 (ごみ焼却灰の一部
浄化槽汚泥	浄化槽 汚泥	·	(脱水汚泥を焼却 処理)	·	として130t)

<sup>※</sup>ごみ焼却施設において、脱水汚泥を焼却処理

### (2) 旧沼南地域

7=7 0018114.2.0					
区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿 浄化槽 汚泥	柏・白井・鎌 ケ谷環境衛生 組合	高負荷脱 窒素式+ 度処理 (脱水汚泥 を焼 理)	柏・白井・鎌 ケ谷環境衛生 組合	委託処理 140t (内訳) ①焼却灰 130t ②沈砂 10t

<sup>※</sup>中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

### 4 啓発活動

浄化槽の定期点	・浄化槽清掃9業者の営業活動の中で清掃,保守点検時にお	
検、清掃につい	ける広報活動	
ての啓発	・浄化槽設置実態調査時における啓発活動	
	「環境週間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正	
	管理についての啓発活動	
	・広報への掲載等	
合併処理浄化槽	・浄化槽設置業者等への広報活動	
設置普及	・広報への掲載等	

## 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

- 1 中間処理施設
- (1) ごみに係るもの

## ア 焼却施設

/ /yur 11 // La		
施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉

稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン/24時間	250トン/24時間

## イ 破砕選別施設(柏市清掃工場に併設)

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破砕機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン/5時間

## ウ 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余二348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t/5時間

## (2) し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

## ア 浄化施設(旧柏地域)

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル/24時間

## イ 浄化施設(旧沼南地域)

施設名	アクアセンターあじさい(柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組	
	合)	
所在地	鎌ケ谷市軽井沢2102-1	
形式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理	
稼動年月	平成11年3月	
処理能力	138キロリットル/日	

## 2 最終処分場

## ごみ焼却残渣 (埋立処分)

施設名	柏市最終処分場
所在地	柏市布施字宿ノ後72番の1他
埋立工法	セル方式
埋立地面積	55,000平方メートル
埋立可能面積	18,300平方メートル
全体容量	165,680立方メートル

## 資料4 一般廃棄物処理実施計画(旧沼南地域)

## 平成30年度一般廃棄物 (ごみ) 処理実施計画

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例(平成12年条例第6号) 第4条第1項の規定により、平成30年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画を次の とおり定める。

#### 目次

第 1	計画区域及び期間	1
第 2	ごみ処理実施計画	2
1	収集・運搬計画	2
2	再資源化の方法及び量	5
3	中間処理計画	7
4	最終処分計画	8
5	処理が困難なごみに関する事項	9
第 3	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項	10
1	中間処理施設	10
2	最終処分場	13

## 第1 計画区域及び期間

計画区域	柏市(旧東葛飾郡沼南町域。以下「沼南地域」という。)
	及び鎌ケ谷市
計画期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日

## 第2 ごみ処理実施計画

# 1 収集・運搬計画

				収	集	•	運搬	
	区分	収集運搬 を行う者	収集区域	年間	11量		集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先
			組合	23,	6 1 8	t	   定められた集積所に指定の袋(半	クリーンセ
	燃やすごみ	組合(丢記)	沼南地域	7,	4 6 6	t		
		(委託)	鎌ケ谷市	16,	1 5 2	t	み出しカレンダーによる。)	さぎ
	プラスチック		組合	2,	4 9 2	t	- 定められた集積所に指定の袋	
	系ごみ プラスチック	組合(委託)	沼南地域		8 2 0	t	(赤)で排出。週1回収集。(ご	
般	製容器包装類		鎌ケ谷市	1,	6 7 2	t	み出しカレンダーによる。)	
家			組合		4 5 0	t	定められた集積所に設置の専用回	リサイクル 施設 <sup>※1</sup> 及
庭	ペットボトル	組合(委託)	沼南地域		1 3 0	t	収ネットにより排出。沼南地域月 2回、鎌ケ谷市週1回。(ごみ出	び民間処理
から			鎌ケ谷市		3 2 0	t	しカレンダーによる。)	<b>旭</b> 政
日日	資源ごみ	組合	組合	5,	6 7 7	t	定められた集積所に任意容器(ス	
常	資源になるも の	(委託)	沼南地域	2,	0 8 5	t	ーパーのレジ袋等中身の見える	
排			鎌ケ谷市	3,	5 9 2	t	袋)で排出。週1回収集。	
出	燃やさないご み	組合	組合	-	9 7 6		定められた集積所に任意容器(ス	最終処分場
さ		(委託)	沼南地域		5 7 2		ーパーのレジ袋等中身の見える	<b>※</b> 2
れ			鎌ケ谷市	1,	4 0 4	: t	袋)で排出。月2回収集。	
る	危険・有害物	組合	組合		2 2	t	定められた集積所に任意容器 (ス ーパーのレジ袋等中身の見える	最終処分場
		(委託)	沼南地域		2 2	t	袋)で排出。月1回収集。	
み		組合	組合		2 7 5	t	  申し込みにより、随時有料で戸別	クリーンセ
	粗大ごみ	(委託)	沼南地域		7 3	t	収集。	さぎ及び最
		(2,10)	鎌ケ谷市		2 0 2	t	100KG	終処分場※2
		認定事業者	組合		3	t	組合が設置した回収箱を経由して のリサイクルを希望する場合は、 回収箱まで排出者が自ら分別・運	認定事業者
	使用済小型電 子機器等	の再資源化計画に基づ	沼南地域		1	t		の再資源化計画に基づ
		き収集運搬を行う者	鎌ケ谷市		2	t	搬。	き処分を行 う者
され般	住民直接搬入ご み ※通常ごみ及び 粗大ごみを含 む。		組合	1,	2 0 7	t	- 自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬	
される多量ごみ〇一般家庭から排出		※通常ごみ及び 排出者 粗大ごみを含	沼南地域		4 1 9	t		クリーンセ
			鎌ケ谷市		788	t	入可。(日曜日、祝祭日は除 く。)	ンターしら さぎ

				収 集・	運搬	
	区 分	収集運搬 を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先
	許可業者によ		組合	9, 490 t	事業所の戸別収集。 収集随時※月~土曜日搬	
目	る搬入ごみ		沼南地域	3,847t	入可。(日曜日、祝祭日 を除く。)	クリーンセンター
常の事	※許可業者		鎌ケ谷市	5, 643 t	-  -   自己搬入。	しらさ
業活	業活事業所直接搬	市、排出	組合	9 8 5 t	随時※平日及び土曜日の 午前中搬入可。(日曜	ぎ、リサ イクル施
動に伴	入ごみ ※自衛隊を含	者及び許	沼南地域	6 0 5 t	日、祝祭日を除く。)  ※事業所直接搬入ごみに  産業廃棄物 (紙、布類	設及び最 終処分場
って生	っしむ。	可業者	鎌ケ谷市	3 8 0 t	生 果 焼 果 物 ( 紙 、 布 類 「 等)を含む。	
じ			組合	5 6 6 t	リサイクル法対象物につ	
るごみ	官公庁直接搬入		沼南地域	3 1 t		民間堆肥 化施設
			鎌ケ谷市	5 3 5 t	理能力の範囲内で分別収 集。	
			組合	892体	自己搬入、随時※平日及 び土曜日の午前中搬入可	クリーン
小動	物の死体	排出者	沼南地域	3 5 6 体	(日曜日、祝祭日を除く。)	センター
			536体	道路上にあっては、市又 は委託業者が収集。	しらさぎ	
				9 6 t		クリーンセンター
不法投棄ごみ		乗ごみ 市・委託 沼		3 2 t	パトロール、通報等により随時収集。	て し う さ ぎ み き 終
			鎌ケ谷市	6 4 t		处分場 <sup>※2</sup>

注1) 収集区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ケ谷市の合計数値を示す。 注2) 市民直接搬入の搬入時間は、平日は8:30~12:00、13:0 0~16:00まで、土曜日は8:30~12:00まで。

## 一般廃棄物 (ごみ) 処理業 (収集運搬) 許可業者

収集区域	許 可 業 者 名	所 在 地	
	<b></b>	柏市藤ケ谷新田121-5	
	<b>旬大久保清掃</b>	柏市藤ケ谷1787-45	
沼南地域	<del>  何京葉クリーンサービス                                      </del>	柏市五條谷 2 9 - 9	
	<b>侑沼南清掃</b>	柏市藤ケ谷1215-4	
	㈱千葉総業	柏市逆井1247	
	㈱花園サービス	柏市松ケ崎576	
	<b>旬ユシマ環境サービス</b>	柏市高柳474-4	

収集区域	許 可 業 者 名	所 在 地		
	東興運㈱	鎌ケ谷市東道野辺2-6-6		
	㈱市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2 - 1 1 - 2 5		
	㈱カツョー	鎌ケ谷市初富928-936		
鎌ヶ公古は	<b>制鎌ケ谷紙業</b>	鎌ケ谷市東中沢2-23-54		
鎌ケ谷市域	㈱十河サービス	東京都板橋区南常盤台1-18-7		
	*/ 有東葛産業	船橋市夏見台3-4-11		
	富士興運㈱	鎌ケ谷市初富本町2-19-10		
	㈱丸幸	鎌ケ谷市鎌ケ谷3-3-40		

#### ※ 事業範囲:胞衣·産褥汚物限定

- (注1) 平成30年度一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者は上記のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。
- (注2) 平成30年度一般廃棄物処理業(処分業)許可については、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

## 2 再資源化の方法及び量

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
	組合	1, 363 t	
金属類	沼南地域	4 0 4 t	
	鎌ケ谷市	9 5 9 t	
カレット	組合	1, 024 t	
類	沼南地域	3 3 3 t	   資源ごみ及び資源になるものの収集において委託
<del>/</del> /	鎌ケ谷市	6 9 1 t	業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ケ谷市とも
布類	組合	4 5 1 t	リサイクル施設に搬入後、選別・加工等を行い、資
(布団類を	沼南地域	1 8 0 t	源物売り払い業者等に処理を委託し、資源化・再商     品化を実施する。
含む。)	鎌ケ谷市	2 7 1 t	m 11.6 天施する。 
	組合	3 4 8 t	リサイクル法の指定法人である財団法人日本容器包
新聞	沼南地域	1 1 2 t	装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡
	鎌ケ谷市	2 3 6 t	し、資源化・再商品化を実施する。
	組合	1, 545 t	※ 金属類(鉄プレス・鉄ノープレス・アルミ等)   ※ 金属類には、不燃性粗大ごみ及び燃やさないご
雑誌	沼南地域	6 1 9 t	み等から選別された鉄屑ノープレスを含む。
	鎌ケ谷市	9 2 6 t	沼南地域 (うち鉄屑ノープレス 233t) # 5公主 (さた鉄屑ノープレス 500t)
	組合	1, 327 t	鎌ケ谷市(うち鉄屑ノープレス 599t)   ※ カレット類(白・茶・黒・その他)
段ボール	沼南地域	4 3 7 t	※ 生きビンについては、鎌ケ谷市のみ実施。
	鎌ケ谷市	8 9 0 t	※ 牛乳パックについては、沼南地域のみ実施。
生きビン	組合	0 t	
生さピン	鎌ケ谷市	0 t	
牛乳パッ	組合	4 t	
ク	沼南地域	4 t	
	組合	176 t	資源ごみ及び資源になるものの収集において委託 業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ケ谷市とも
カレット	沼南地域	4 5 t	リサイクル施設へ搬入後、選別・加工等を行い、そ
残渣	鎌ケ谷市	1 3 1 t	のままでは、再資源化できないものを再度民間業者 にて、再資源処理を実施する。
	組合	6 t	沼南地域では危険・有害物、鎌ケ谷市では燃やさ
ガスライ	沼南地域	4 t	ないごみの収集において委託収集されたごみの中か   6選別し、民間業者において中間処理及び再資源化
	鎌ケ谷市	2 t	を実施する。

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
乾電池	組合	2 3 t	沼南地域では危険・有害物で、鎌ケ谷市では燃や
	沼南地域	1 8 t	さないごみで委託収集を実施し、北海道北見市に所
	鎌ケ谷市	5 t	在する民間業者に処分委託(資源化)を実施してい
蛍光灯	組合	7 t	る。   (鎌ケ谷市については、燃やさないごみに含まれる
	沼南地域	6 t	乾電池等を最終処分場において選別を実施してい
	鎌ケ谷市	1 t	る。)
その他プラ	組合	1, 919 t	プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装
圧縮梱包物	沼南地域	4 2 9 t	類の委託収集並びにペットボトル委託収集において
	鎌ケ谷市	1, 490 t	集荷されたものを、リサイクル施設等に搬入し、選
PETボト	組合	4 4 5 t	別・加工(圧縮梱包処理及び減容化処理)を行い、       容器包装リサイクル法の指定法人である財団法人日
ル圧縮梱包	沼南地域	1 2 5 t	本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ
物	鎌ケ谷市	3 2 0 t	引き渡し、資源化・再商品化を実施する。
使用済小	組合	3 t	回収箱にて回収された使用済小型電気機器等を認定
型電子機	沼南地域	1 t	事業者に引渡し、認定事業者の再資源化計画に基づき     再資源化を実施する。
器等	鎌ケ谷市	2 t	
食品残渣	組合	7 7 t	沼南地域から発生する給食残渣を柏市に所在する
	沼南地域	7 7 t	民間堆肥化施設へ搬入し、堆肥化する。

注)搬出区域の組合とは、沼南地域及び鎌ケ谷市の合計数値を示す。

## 3 中間処理計画

区八(原在目)	中 間 処 理		
区分(収集量)	処理区域	処理方法及び量	
燃やすごみ (39,461t) (うち可燃性粗大ご み208t)	組合 (沼南地域) (鎌ケ谷市)	焼却処理     39,384t       (うち可燃ごみ 34,652t)       (うち粗大可燃物 208t)       (うち破砕可燃物 3,524t)       (うちごみピット残量 1,000t)       堆肥化 77t	
プラスチック系ごみ プラスチック 製容器	沼南地域	選別 820 t (うち圧縮梱包処理 429 t) (うち選別残渣 391 t) ※焼却処理へ	
包装類 (2, 492t)	鎌ケ谷市	選別処理 1,672 t (うち圧縮梱包処理 1,490 t) (うち選別残渣 182 t)※焼却処理へ	
ペットボトル	沼南地域	選別処理 130t (うち圧縮梱包処理 125t) (うち選別残渣 5t) ※焼却処理へ	
(450t)	鎌ケ谷市	選別・圧縮梱包処理 320 t (うち圧縮梱包処理 320 t)	
資源ごみ 資源になるもの	沼南地域	資源化処理 1,900t (うちカレット残渣 45t)選別残渣 185t ※焼却処理へ	
(5, 677t)	鎌ケ谷市	資源化処理 3,504t (うちカレット残渣 131t)選別残渣 88t ※焼却処理へ	
危険・有害物 (22 t)	沼南地域	選別後、資源化処理 28t (うち乾電池等資源化 24t) (うち廃ガスライターの資源化 4t) ※ 資源化処理量には、乾電池、蛍光管、廃ガスライター等の保管残1	
使用済小型電子機器	沼南地域	小型家電リサイクル法適用(再資源化 3 t)	
等 (3 t)	鎌ケ谷市	(うち沼南地域分 1 t 、鎌ケ谷市分 2 t)	
燃やさないごみ (3,353t) (うち不燃性粗大ご	沼南地域	選別・破砕・磁選処理 1,043t (うち資源化処理 233t)※鉄屑ノープレス (うち不法投棄量 32t) ※ 鉄類については資源化処理、その他可燃物については焼却処理。	
(りら不然性租人 み619t) (うち不法投棄分9 6t)	鎌ケ谷市	選別・破砕・磁選処理 2,310t (うち資源化処理 599t)※鉄屑ノープレス (うち乾電池等資源化 6t) (うち廃ガスライターの資源化 2t) ※ 鉄類・乾電池等については資源化処理、その他可燃物については	

## 4 最終処分計画

区分		最終処分
	処 理 区 域	処理方法及び量
焼却灰 (2, 780t)	組合	民間業者委託処理 4,050 t
焼却不燃物(1, 250t)	(沼南地域)	(埋立処理) (※3)
燃鉄 (164t)	(鎌ケ谷市)	資源化処理 164 t
不燃物 (20t)		

# 5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
一度に多量に出	引越しや大掃除等で一度	排出者が直接クリーンセンターしらさぎに
るごみ	に多量に出るごみ	搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理
		委託を依頼するものとする。
事業系ごみ	会社、飲食店、商店等の	事業者が直接クリーンセンターしらさぎに
	事業活動によって出るご	搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理
	み	委託を依頼するものとする。
		※当組合では、指定した事業系一般廃棄物
		以外は引き取れない。
		※産業廃棄物については、柏・白井・鎌ケ
		谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例施行
		規則第14条に規定する「紙くず、木く
		ず」以外のものは引き取れない。
危険物等の処理	タイヤ・ガスボンベ・消	構成市及び当組合における処理が困難であ
できないごみ	火器・農薬・塗料類・薬	るため、販売業者、専門処理業者等に処理
	品・バッテリー・廃油・	委託することとする。
	医療系廃棄物等その他こ	(排出者はこれに協力するものとする
	れらに準じるもの	₩ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
特定家庭用機器	一般家庭から排出される	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電
廃棄物	特定家庭用機器廃棄物	販売店あるいは廃棄物運搬許可業者(家
	(エアコン・テレビ(ブ    ラウン管式・液晶式・プ	電)が回収の主体となり、製造業者等によ     り再資源化するものとする。
	フグラ盲式・微韻式・フ	
	冷凍庫・洗濯機及び乾燥	
	機)	
資源有効利用促	一般家庭から排出される	資源有効利用促進法に基づき、製造業者あ
進法に基づくも	パーソナルコンピュータ	るいは当組合指定の回収業者が回収の主体
(D)	<u> </u>	となり、再資源化するものとする。
その他	ピアノ・耐火金庫・畳・	構成市及び当組合における処理が困難であ
	土・コンクリートがら・	るため、販売業者、専門処理業者等に処理
	れんが・ブロック・建築	委託することとする。
	廃材・産業廃棄物・その	(排出者はこれに協力するものとする
	他これらに準じるもの。	
自主回収指定製	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等
品		が主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		クリーンセンターしらさぎにおける廃棄物
		の受入要領及び沼南地域、鎌ケ谷市におけ
		るごみの分け方・出し方に従うものとす
		る。または、管理者の指示に従うものとす
		る。

## 第3 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

### 1 中間処理施設

## (1) 焼却施設

施設名称	クリーンセンターしらさぎ
所在地	千葉県柏市藤ケ谷1582番地
処理方式	全連続焼却式流動床炉
処理能力	256.5t/日(24時間)

## (2) リサイクル施設(※1)

施設名称	リサイクルセンター		
所在地	千葉県鎌ケ谷市軽井沢2102番地4		
処理方式	その他プラスチック	PETボトル	ビン・缶
<b>是连万式</b>	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管
	12.125t/E	2.63t/日	2 0 t/日
<b>是在能力</b>	(5時間)	(5時間)	(5時間)

## (3) 家電製品等処理施設

施設名称	株式会社ハイパーサイクルシステムズ
	東浜リサイクルセンター
所在地	千葉県市川市東浜1-2-4
処理方式	破砕・選別
処理対象物	廃家電
<b>是程用象的</b>	(家電4品目及びパーソナルコンピューターを除く。)
平成30年度	4 t /年
処理予定量	

## (4) 廃乾電池・廃蛍光管処理施設

施設名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方式	破砕・選別・セメント固化・埋立
処理対象物	廃乾電池・廃蛍光管
平成30年度	3 0 t /年
処理予定量	301/4

## (5) カレット残渣(資源残渣等)処理施設

施設名称	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町740-1他
処理方式	破砕・選別
処理対象物	カレット残渣等
平成30年度	176t/年
処理予定量	

## (6) ガスライター処理施設

施設名称	株式会社カツタ サーマルリサイクル施設
所在地	茨城県ひたちなか市高野1968番地2
処理方式	サーマルリサイクル
処理能力	150t/日(24時間)
平成30年度 処理予定量	6 t/年

施設名称	中央電気工業株式会社	鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地	
処理方式	溶融固化	
処理能力	262.1t/日	
平成30年度	2 t /年	
処理予定量		

## (7) 堆肥化施設

施設名称	山本産業株式会社
所在地	千葉県柏市十余二字下大塚380番383
処理方式	真空乾燥機による乾燥・発酵
処理能力	4.5 t/日
平成30年度	77t/年
処理予定量	

施設名称	株式会社フジコー 白井再生資源化センター
所在地	千葉県白井市折立字横堀31-1他
処理方式	発酵乾燥による堆肥化・破砕乾燥による飼料化
処理能力	堆肥化60t/目
	飼料化60.8t/日
	容器入飲料分離30 t/日
平成30年度	1 2 0 t /年
処理予定量	1 2 0 t / + 

## 2 最終処分場

# (1) 最終処分場(※2)

施設名称	柏市第二最終処分場
所在地	千葉県柏市若白毛757番地
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
埋立地面積	7,980平方メートル
全体容量	31,500立方メートル

## (2) 一般廃棄物最終処分場(※3)

施設名称	株式会社イバラキ 一般廃棄物最終処分場				
所在地	茨城県下妻市村岡124-1				
埋立工法	サンドイッチ工法(	サンドイッチ工法 (管理型最終処分場)			
	焼却灰 (固化灰)	1,940t/年(事前協議量)			
平成30年度 処理予定量	焼却不燃物 (焼却残渣)	8 4 0 t /年(事前協議量)			
	不燃物	20 t/年(事前協議量)			

施設名称	ジークライト株式会	社 エコポート最終処分場			
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右工門沢733-1~2				
埋立工法	サンドイッチ工法(	サンドイッチ工法 (管理型最終処分場)			
<b>T</b>	焼却灰 (固化灰)	350t/年(事前協議量)			
平成30年度 処理予定量	焼却不燃物 (焼却残渣)	150t/年(事前協議量)			

施設名称	グリーンフィル小坂	株式会社 グリーンフィル小坂	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山尾樽部60番地1		
埋立工法	サンドイッチ工法 (管理型最終処分場)		
平成30年度 処理予定量	焼却灰 (固化灰)	600t/年(事前協議量)	
	焼却不燃物 (焼却残渣)	300t/年(事前協議量)	

### 資料 5 一部事務組合の廃棄物処理手数料(柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合)

### (1) ごみ処理手数料

(平成26年4月1日から)

種 別	取 扱 区 分	単位	手 数 料
一般廃棄物 (犬,猫などの 死体,浄化槽 汚泥及びし尿 を除く)	大、猫などの 理者の指定する場所へ搬入するもの (10キログラム以上)		194. 4円
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市(組合)が戸 別に収集, 運搬及び処分をするもの	1点につき	860円
在八二の	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定 する場所へ搬入するもの	1点につき	430円
産業廃棄物	木くず、紙くず、繊維くず及び管理者が認めるもの 産業廃棄物 (10キログラム以上)		237. 6円

#### (2) 小動物の死体処理手数料

(平成26年4月1日から)

区 分	単位	手 数 料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1 体	1,620円

#### (3) し尿処理手数料

(平成26年4月1日から)

	区分	単 位	手 数 料	
し尿	許可業者が搬入するもの	10キログラム	10.8 円	
	(10キログラム以上)	につき	10.0 🗇	
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの	10キログラム	10.8 円	
17711111111111111111111111111111111111	(10キログラム以上)	につき	10.6円	

### 資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者

平成29年4月1日現在

### (1)ごみの収集運搬(五十音順)

### ア. 旧柏地域

許可業者名	所 在 地	電話番号	FAX	産廃許可
株式会社アイクリーン	高田 1179-1	04-7192-6566	(7192)6567	
有限会社葵サービス	布施 1490-1	04-7135-3551	(7146)2002	0
浮ヶ谷興産有限会社	豊四季 379-6	04-7146-1331	(7137)0621	0
株式会社エコプランニング	新十余二 7-8	04-7137-0620	(7131)8881	0
株式会社大山清運	松ヶ崎 363-1	04-7131-7000	(7143)1030	0
有限会社柏清掃	高田 553-1	04-7143-0731	(7164)5557	0
柏ビル管理株式会社	若葉町 3-3	04-7163-5701	0476(35)2835	
共同リサイクル株式会社	柏 4 丁目 6 番 13 号	0476-35-2635	(7153)6434	0
有限会社クリーンサービス柏	西原 2 丁目 2 番 39 号	04-7152-0930	(7184)4646	0
有限会社クリーンダストレス	船戸 2079-19	04-7132-7797	(7174)2133	
京葉管理事業株式会社	豊四季 945 番地 573	04-7174-2131	(7179)5223	0
株式会社清運社	大青田 1649-1	04-7179-5221	0476(42)6233	0
有限会社綜合環境サービス	東柏1丁目7番10号	04-7108-6100	047 (498) 0804	0
株式会社千葉総業	逆井 1247	047-498-0805	(7192)6567	0
株式会社花園サービス	松ヶ崎 576	04-7132-6011	(7132)8595	0
北葉実業株式会社	豊四季 382-13	04-7148-7767	(7148)7765	0
株式会社マツヤマ	あけぼの2丁目6番4号	04-7143-9317	(7146)0658	0
株式会社丸幸	大青田 1628	04-7134-4316	047(446)5427	0
山本産業株式会社	十余二 380-383	04-7132-1878	(7133)6144	0
有限会社和光商事	松ヶ崎 95-18	04-7133-3056	(7133)3057	0

## イ. 旧柏地域(限定許可業者)

許可業者名	所 在 地	電話番号	FAX	備考
(有) 市川 胞 衣 社	市川市若宮 3-30-13	047(315)3840	047(315)3840	胞衣のみ
エルエス工業㈱	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03(5410)3627	03(5410)3629	実験動物のみ
(有)東葛産業	船橋市夏見台 3-4-11	047(438)1120	047(438)1121	胞衣のみ
㈱高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端	0480(34)5401	0480(34)5407	東武鉄道各駅のみ
	4-13-5			

### ウ. 旧沼南地域

許可業者名	所 在 地	電話番号	FAX	産廃許可
<b></b>	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	(7191)4551	0
<b>街大久保清掃</b>	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	047 (492) 0334	0
(有)京葉クリーンサービス	五條谷 29-9	(7191)0510	(7191)0610	0
<b>侑沼南清掃</b>	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	(7191)5702	0
㈱千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047 (498) 0804	0
㈱花園サービス	松ヶ崎 576	(7132)6011	(7132)8595	0
(有)ユシマ環境サービス	高柳 474-4	(7193)0658	047(337)6247	0

注 沼南地域の許可は、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合所管。

### (2)浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬(五十音順)

### ア. 旧柏地域

許可業者名	所 在 地	電話番号	車両(台)
㈱大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	4
京葉管理事業㈱	つくしが丘 1-14-8	(7174)2131	2
㈱清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	4
侑和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	5

### イ. 旧沼南地域

許可業者名	所 在 地	電話番号	車両(台)
<b></b>	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	1
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	2
<b></b>	藤ヶ谷新田 126	(7191)5554	2
(有沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	2

### ウ. 旧沼南地域(限定許可業者·浄化槽汚泥)

許可業者名	所 在 地	電話番号	車両(台)
㈱浄化槽センター	白井市根 294-33	047(491)8311	1

# 柏市清掃事業概要 (平成29年度版)

平成30年9月発行編集・発行 柏市環境部廃棄物政策課